

令和5年 第2回定例会

# 上富良野町議会会議録

開会 令和5年 6月13日

閉会 令和5年 6月14日

上 富 良 野 町 議 会

上 富 良 野 町 議 会

# 目 次

## 第 1 号 (6月13日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 議会運営委員長報告	2
○日程第 3 会期の決定について	2
○日程第 4 行 政 報 告	3
○日程第 5 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について	5
○日程第 6 報告第 2号 委員会所管事務調査報告について	6
○日程第 7 報告第 3号 委員会所管事務調査報告について	7
○日程第 8 報告第 4号 委員会所管事務調査報告について	9
○日程第 9 報告第 5号 専決処分の報告について (上富良野町税条例等の一部を改正する条例)	12
○日程第 10 報告第 6号 専決処分の報告について (上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	12
○日程第 11 報告第 7号 令和4年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	15
○日程第 12 報告第 8号 令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	15
○日程第 13 報告第 9号 法人の経営状況の報告について	16
○日程第 14 町の一般行政について質問	18
2番 北 條 隆 男 君	18
1 自転車使用時のヘルメット努力義務化について	
2 社会教育総合センター天井改修工事について	
11番 小 林 啓 太 君	23
1 遊休施設について	
2 移住政策について	
3 農業振興について	
4 移住・農業振興・遊休施設の有効活用に係る政策について	
9番 佐 藤 大 輔 君	33
1 十勝岳の火山活動に係る避難について	
8番 荒 生 博 一 君	41
合葬墓設置について	
2 道の駅の設置について	
3 防災行政無線について	
4番 中 瀬 実 君	47
1 乗合タクシーの今後の方向性について	
2 ジェットコースターの路の安全確保について	
3 住民会組織の再編の進捗状況について	
4 農業振興計画の見直し部分について	
○散 会 宣 告	56

# 目 次

## 第 2 号 (6月14日)

○議 事 日 程	5
9	
○出 席 議 員	5
9	
○欠 席 議 員	5
9	
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	6
0	
○議会事務局出席職員	60
○開 議 宣 告	61
○諸 般 の 報 告	61
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	61
○日程第 2 町の一般行政について質問	61
6 番 中 澤 良 隆 君	61
1 高齢者対策について	
3 番 高 松 克 年 君	69
1 農業振興はどのように進める	
2 自衛隊採用名簿提供について	
7 番 米 沢 義 英 君	76
1 火葬場及び共同墓について	
2 パートナーシップ制度について	
3 加齢性難聴者に補聴器購入補助について	
4 高校生までの医療費の無料化について	
5 自衛隊募集名簿の提供について	
6 拠点施設の整備構想について	
○日程第 3 議案第 1 号 令和5年度上富良野町一般会計補正予算 (第3号)	85
○日程第 4 議案第 2 号 令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	88
○日程第 5 議案第 3 号 令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	89
○日程第 6 議案第 4 号 令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第1号)	90
○日程第 7 議案第 5 号 令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第1号)	91
○日程第 8 議案第 6 号 令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)	92
○日程第 9 議案第 7 号 令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	93
○日程第10 議案第 8 号 令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算 (第1号)	94
○日程第11 議案第 9 号 上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例	94
○日程第12 議案第10号 上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例	95
○日程第13 議案第11号 財産の取得について (消防隊員用防火服等)	96
○日程第14 議案第12号 財産の取得について (戸籍総合システム)	97
○日程第15 議案第13号 財産の取得について (吹上温泉保養センターヒートポンプ熱交換器等)	97
○日程第16 議案第14号 泉町南団地町営住宅5号棟新築工事 (建築主体工事) 請負契約の締結につ	

		いて	.....	98
○日程第17	議案第15号	農業委員会委員の任命について	.....	99
○日程第18	議案第16号	農業委員会委員の任命について	.....	99
○日程第19	議案第17号	農業委員会委員の任命について	.....	99
○日程第20	議案第18号	農業委員会委員の任命について	.....	99
○日程第21	議案第19号	農業委員会委員の任命について	.....	99
○日程第22	議案第20号	農業委員会委員の任命について	.....	99
○日程第23	議案第21号	農業委員会委員の任命について	.....	99
○日程第24	議案第22号	農業委員会委員の任命について	.....	99
○日程第25	議案第23号	農業委員会委員の任命について	.....	99
○日程第26	議案第24号	農業委員会委員の任命について	.....	99
○日程第27	議案第25号	農業委員会委員の任命について	.....	99
○日程第28	議案第26号	農業委員会委員の任命について	.....	99
○日程第29	議案第27号	農業委員会委員の任命について	.....	99
○日程第30	議案第28号	専決処分の承認を求めることについて（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	.....	101
○日程第31	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	.....	102
○日程第32	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	.....	102
○日程第33	発議案第1号	議員派遣について	.....	102
○日程第34	閉会中の継続調査申し出について		.....	103
○閉会宣告			.....	104

## 第 2 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）	6月14日	原 案 可 決
2	令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6月14日	原 案 可 決
3	令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6月14日	原 案 可 決
4	令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月14日	原 案 可 決
5	令和5年度上富良野町ラベンターハイツ事業特別会計補正予算（第1号）	6月14日	原 案 可 決
6	令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月14日	原 案 可 決
7	令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月14日	原 案 可 決
8	令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）	6月14日	原 案 可 決
9	上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例	6月14日	原 案 可 決
10	上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例	6月14日	原 案 可 決
11	財産の取得について（消防隊員用防火服等）	6月14日	原 案 可 決
12	財産の取得について（戸籍総合システム）	6月14日	原 案 可 決
13	財産の取得について（吹上温泉保養センターヒートポンプ熱交換器等）	6月14日	原 案 可 決
14	泉町団地町宮住宅5号棟新築工事（建築主体工事）請負契約の締結について	6月14日	原 案 可 決
15	農業委員会委員の任命について	6月14日	同 意 可 決
16	農業委員会委員の任命について	6月14日	同 意 可 決
17	農業委員会委員の任命について	6月14日	同 意 可 決
18	農業委員会委員の任命について	6月14日	同 意 可 決
19	農業委員会委員の任命について	6月14日	同 意 可 決
20	農業委員会委員の任命について	6月14日	同 意 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2 1	農業委員会委員の任命について	6月14日	同 意 可 決
2 2	農業委員会委員の任命について	6月14日	同 意 可 決
2 3	農業委員会委員の任命について	6月14日	同 意 可 決
2 4	農業委員会委員の任命について	6月14日	同 意 可 決
2 5	農業委員会委員の任命について	6月14日	同 意 可 決
2 6	農業委員会委員の任命について	6月14日	同 意 可 決
2 7	農業委員会委員の任命について	6月14日	同 意 可 決
2 8	専決処分の承認を求めることについて（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	6月14日	承 認 可 決
	行政報告	6月13日	
	町の一般行政についての質問	6月13・ 14日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	6月13日	報 告
2	委員会所管事務調査報告について	6月13日	報 告
3	委員会所管事務調査報告について	6月13日	報 告
4	委員会所管事務調査報告について	6月13日	報 告
5	専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）	6月13日	報 告
6	専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6月13日	報 告
7	令和4年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月13日	報 告

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
8	令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越 計算書の報告について	6月13日	報 告
9	法人の経営状況の報告について	6月13日	報 告
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦について	6月14日	同 意 可 決
2	人権擁護委員候補者の推薦について	6月14日	同 意 可 決
	発 議		
1	議員派遣について	6月14日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	6月14日	原 案 可 決

令和5年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

令和5年6月13日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 議会運営委員長報告  
第 3 会期の決定について 6月13日～14日 2日間  
第 4 行政報告 町長 斉藤 繁 君  
第 5 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について  
代表監査委員 中田 繁利 君  
第 6 報告第 2号 委員会所管事務調査報告について  
第 7 報告第 3号 委員会所管事務調査報告について  
第 8 報告第 4号 委員会所管事務調査報告について  
第 9 報告第 5号 専決処分の報告について  
(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)  
第10 報告第 6号 専決処分の報告について  
(上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
第11 報告第 7号 令和4年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
第12 報告第 8号 令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告  
について  
第13 報告第 9号 法人の経営状況の報告について  
第14 町の一般行政について質問
- 

○出席議員（13名）

1番	元井 晴奈 君	2番	北條 隆男 君
3番	高松 克年 君	4番	中瀬 実 君
6番	中澤 良隆 君	7番	米沢 義英 君
8番	荒生 博一 君	9番	佐藤 大輔 君
10番	今村 辰義 君	11番	小林 啓太 君
12番	小田島 久尚 君	13番	岡本 康裕 君
14番	村上 和子 君		

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	斉藤 繁 君	副 町 長	佐藤 雅喜 君
教 育 長	鈴木 真弓 君	代表監査委員	中田 繁利 君
農業委員会会長	井村 昭次 君	会計管理者	及川 光一 君
		IT・組織機構	
総務課長	北川 徳幸 君		宮下 正美 君
		担当課長	
企画商工観光課長	狩野 寿志 君	町民生活課長	山内 智晴 君
		保健福祉課	
保健福祉課長	深山 悟 君		星野 章 君
		健康づくり担当課長	
農業振興課長	安川 伸治 君	農業委員会事務局長	林下 里志 君
建設水道課長	菊地 敏 君	教育振興課長	谷口 裕二 君
ラベンダーハイツ所長	鎌田 理恵 君	町立病院事務長	長岡 圭一 君

---

○議会事務局出席職員

局 長	星野 耕司 君	次 長	飯村 明史 君
主 事	進 梨夏 君		

---



午前 9時00分 開会  
(出席議員 13名)

2番 北 條 隆 男 君  
3番 高 松 克 年 君

を指名いたします。

### ◎開会宣告・開議宣告

○議長（村上和子君） 皆さん、おはようございます。御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和5年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（星野耕司君） 御報告申し上げます。

本定例会は6月9日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から監査・例月現金出納検査結果報告書の提出、町長から法人の経営状況報告書の提出がありました。

町長から本定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申出があり、その資料として、行政報告とともに、令和5年度建設工事発注状況を配付しましたので参考に願います。

また、議案第15号から議案第27号農業委員会委員の任命について及び諮問第1号及び第2号人権擁護委員候補者の推薦についての15議案につきましては、明日14日に配付の予定であります。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

少し蒸しておりますので、暑いと感じる方は上着を取っていただいて構いませんので、よろしく願います。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

### ◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（村上和子君） 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議、決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長（中澤良隆君） 令和5年第2回定例会の議事運営等について、審議決定した内容を御報告いたします。

去る5月22日及び6月7日に議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会までに受理しました2件の陳情、要望の取扱いについて審議いたしました。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案28件、報告案件6件、諮問2件、議長からの報告案件3件、議員からの発議案件1件であります。

また、町の一般行政についての質問について審議いたしました。

5月30日正午までの通告期限までに、北條隆男議員外7名の議員から通告がありましたので、本定例会の一般質問は、本日13日に5人が質問を行い、明日14日に3人が質問を行うことといたしました。また、質問の順序は、先例により通告書を受理した順となっており、質問の要旨は、本日配付のとおりであります。

なお、質問の方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うこととなりますので、活発な議論をお願いいたします。

これらの状況を考慮し、6月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを検討した結果、本日から6月14日までの2日間と決定いたしました。

以上、議会運営委員会での結果を御報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしく願い申し上げます。

以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

### ◎日程第3 会期の決定について

○議長（村上和子君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月14日までの2日間と決定いたしました。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長(村上和子君) 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申出がありますので、発言を許します。

町長、斉藤繁君。

○町長(斉藤 繁君) 議員各位におかれましては、公私共に何かと御多用のところ、第2回定例町議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、3月定例町議会以降における町政執行の概要について報告をさせていただきます。

初めに、本年度4月からの執行体制についてであります。職員数については、昨年度中の定年退職者など14名の欠員に対して、栄養士2名、看護師2名、介護士1名、一般事務職7名の採用を行い、昨年度当初から2名減の183名による執行体制としたところであります。

今後とも町民の皆様との協働のまちづくりを進めるため、必要な組織体制の見直しを加えながら、業務の円滑な推進と体制の強化を図り、一層信頼される組織となるよう取り組んでまいります。

次に、国の栄典関係についてであります。4月29日発令の春の叙勲において、危険業務従事者の防衛功勞として4名が瑞宝双光章を受賞されたところであります。

改めて、これまでの功績に心から敬意を表するとともに、ますますの御活躍・御健勝をお祈り申し上げます。

次に、電子契約についてであります。令和5年3月2日にハイブリッド型により事業者向け説明会を行い、今年度の契約分から電子契約を導入したところであり、5月18日現在で91件が電子契約により締結され、電子契約率は31.5%となっております。

今後におきましても、電子契約は事業者の皆様にもその効果があることから、引き続きその拡大を進めてまいります。

次に、自衛隊関係についてであります。3月1

6日に上富良野駐屯地にて意見交換会を行い、仕事と家庭を両立する隊員より町へ対しての要望等を受けたところであります。

3月16日に第305地对艦ミサイル中隊が上富良野駐屯地に新編され、3月17日に富良野地方自衛隊協力会上富良野支部により、新編報告会が行われたところであります。

4月29日に富良野地方自衛隊協力会の主催により防衛講話が行われ、地域住民における国防に対する認識を深めたところであります。

記念行事関係では、5月20日の北部方面後方支援隊創隊記念行事、6月4日に上富良野駐屯地創設記念行事で参加したところであります。

また、このたび富良野地方自衛隊協力会上富良野支部がこの間の自衛隊への支援活動が評価され、防衛大臣より感謝状を授賞することとなり、5月26日に上富良野駐屯地司令より感謝状を伝達していただいたところであります。

次に、令和4年度のふるさと応援モニター事業の実績についてであります。件数で2万1,436件、金額にして約4億3,987万円の御寄附があったところであります。モニター商品代金や配送料、取扱委託料など必要経費の約2億2,006万円を差し引いた金額は約2億1,981万円となり、今後の事業に備えた基金への積立てを行うとともに、事務事業の円滑な遂行に向け、適切に歳出化を図ってまいります。

今後におきましても、本事業を通じ、「かみふらのブランド」の知名度、魅力向上を図っていくとともに、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、地域おこし協力隊について、4月1日付で教育支援専門員として辻美里氏が着任し、5月1日付で地域振興推進員として名児耶敦子氏、観光推進員として大関賢士氏が着任いたしました。

3名の採用により、昨年からの活動している2名と合わせて今年度においては、地域おこし協力隊員が5名となったところであります。

今後は、それぞれの担当業務での御活躍を期待しているところであります。また、新たに採用を予定している職種につきましても、引き続き募集を続けてまいります。

次に、町税等の収納状況についてであります。新型コロナウイルス感染症により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免を適用するとともに、納税相談や滞納者に対する督促・差押え等を行い、徴収に努めてまいりました。

これらにより、令和4年度の収納率は滞納繰越分を含め、町税で前年比0.2%減の98.3%、国保税で0.5%増の98.8%と一定の水準を確保でき

たところであり、滞納繰越金は町税で1,856万1,000円、国保税で305万8,000円となっております。

今後も納期内納税の啓発と収納率の向上に努めてまいります。

また、国民健康保険未就学児学生金等割減免につきましては215名が対象となり、国の軽減額が50万4,000円、町の減免額493万8,000円となっております。

次に、農作物の生育状況についてであります。3月の平均気温は統計開始以来の高温を記録し、融雪が例年よりも早く進んだものの、4月は雨天が続いたため、耕起作業をはじめ、播種・移植など春作業に遅れが出ていたところですが、5月には好天に恵まれたこともあり、作業の遅れも回復が見られ、水稻については平年並みに順調に進んでいるところでもあります。

畑作物については、春小麦、バレイシヨの播種が一週間の遅れ、他の畑作物についてもやや遅れて推移しているところでもあります。

引き続き、今後の生育状況を注視しつつ、農業関係機関相互の連携を図り、農業者の皆様とともに、豊穡の秋が迎えられることを期待しております。

次に、建設産業安全大会についてであります。建設工事の繁忙期を迎えるに当たって、4月28日に建設業協会と商工会工業部会の共催により、建設事業従事者約80名が集い開催され、交通事故や労働災害の防止を参加者全員で確認し、無事故を誓ったところでもあります。

次に、道路整備及び治水砂防関係についてであります。5月17日に道路整備促進期成同盟会全国協議会第44回通常総会、命と暮らしを守る道づくり全国大会、道路整備に係る中央要請活動に参加してきたところでもあります。

また、5月29日には北海道道路整備促進協会、北海道治水砂防海岸事業促進同盟及び北海道防災協会の通常総会に、5月30日には北海道道路利用者会議令和5年度定期総会に出席し、道路、砂防両事業の拡充及び促進を図るための活動を行ったところでもあります。

次に、旭川十勝道路については、本年度の開発予算において中富良野から上富良野間が計画段階評価になり、4月21日に期成会とともに国土交通省へさらなる事業推進への要望を行ってきたところでもあります。

次に、上富良野高校への入学状況についてであります。今春の新入学者数は、地元の中学卒業生16名を含む28名となり、全校生徒は77名となっております。

また、特色ある学校づくりの一環として、令和2年度から導入している学校給食については、全校生徒77名中67名の生徒が利用され、好評を得ているところであり、次年度の入学者の確保に向け、上富良野高等学校教育振興会補助をはじめ、魅力ある学校づくりの支援を引き続き進めてまいります。

次に、上富良野町教育支援センターの設置についてであります。不登校児童・生徒が安心できる居場所づくりと様々な相談対応、学習支援を行うよう、この4月1日より教育支援担当主幹をはじめ、専門的資格を有する会計年度任用職員3名として、教育アドバイザー、教育支援専門員及び教育支援相談員を配置したところでもあります。

現在、公民館2階に配置しましたセンターにおいて、受入指導内容等の準備を進めているところであり、学校及び関係機関とも連携を図りながら、通所を希望する児童生徒の安心できる居場所となるよう取り進めてまいります。

次に、上富良野町立学校少人数学級編成についてであります。令和5年5月1日現在の新1年生は56人が就学され、うち上富良野小学校の新1年生は通常学級35人と特別支援学級10人の45人となったところでもあります。このことから、少人数学級編成実施要綱に基づき2学級の編成とし、それに伴う必要な教員について、町費により1人を任用し上富良野小学校に配置したところでもあります。

このことにより、義務教育の初期段階における基礎学力や基本的な生活習慣の定着が図られるよう、個に応じた学習、生活指導が適切に行われることを期待するところでもあります。

次に、児童生徒の部活動等における活躍状況についてであります。3月11日、12日に開催の第41回全日本スノーボード選手権のU-18ディアルスラローム競技とジャイアントスラローム競技に富良野高校2年生の上村恭介さんが出場され、優勝と2位を授賞されました。

また、3月26日に開催の第26回全国高等学校少林寺拳法選抜大会に富良野高校1年生の関口彩花さん、小林康晴さんが出場され、関口さんは女子団体演舞において優勝、単独演舞の部において3位を授賞され、小林さんは男子単独演舞の部で2位を授賞されました。

このほかにも全道大会等に児童生徒が出場されているところであり、今後におきましても、本町の子どもたちが各方面で活躍していただくことを期待するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本人及び同居家族の健康観察期間に登園自粛されました児童の保育料につきまして、日割り計算による

減免措置を実施したところであります。

2月から3月分の減免額は、2園3名に対して2万9,700円を決定し、各園、保護者に通知させていただきました。なお、保育料の精算等の事務手続につきましては、各園にお願い申し上げたところであります。

次に、緊急経済対策についてであります。令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業において、価格高騰緊急支援給付金として1,191件、5,955万円を交付したところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。3月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、6月7日現在、件数で17件、事業費総額で4億5,622万5,000円となっております。また、本年度発注予定の建設工事は43件で、その情報については、4月1日付で公表したところであります。

なお、お手元に令和5年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 報告第1号

○議長（村上和子君） 日程第5 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 監査・例月現金出納検査について御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページを御覧ください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

定期監査の概要ですが、町立病院貯蔵品検査について、令和5年4月25日に町立病院の棚卸しを監査の対象とし、令和4年度末に係る貯蔵品調書等関係諸帳簿を閲覧するとともに、貯蔵品の実地検査を行いました。

検査の結果、棚卸しは、おおむね適正に執行されていると認められました。

次に、2ページを御覧ください。

車両検査について、令和5年6月2日に公用車両84台の整備及び管理の状況を監査の対象として実地検査を行いました。

検査の結果、公用車両の整備及び管理の状況は、おおむね良好であると認められました。

次に、3ページから16ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行しましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

令和4年度会計の令和5年2月分から4月分及び令和5年度会計の令和5年4月分について、検査の概要及び検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、令和4年度分を17ページに、令和5年度分を18ページに添付していますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、監査・例月現金出納検査の御報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 1点確認をさせていただきたいのですが、税の収納状況の関係ですが、上富良野町に限らず他市町村でも、今、外国人の固定資産の取得と、それから外国人の移住、そういった傾向が見られます。

そんな中で、上富良野町において、税の収納が外国人の対応としていわゆる税金の未納が現在の時点であるのかなのか。

他町村では固定資産税の収納が居住がはっきりしなくて、なかなか収納を催促してもできないというような状況も聞いておりますので、上富良野町においてはどのような状況なのかを教えてくださいと思います。

○議長（村上和子君） 代表監査委員。

○代表監査委員（中田繁利君） ただいまの4番中瀬議員の質問にお答えいたします。

例月現金出納検査におきましては、税の収納状況につきましては調査の対象としていません。決算審査のときに税務の関係の職員から税の滞納状況の資料をいただきまして、その辺について説明を受けているところでございます。ただ、外国人の方が滞納しているかどうかにつきましては、ちょっとそこまで説明を受けていなかったということもありません。私のほうで答弁はできません。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告についてを終わります。

#### ◎日程第6 報告第2号

○議長（村上和子君） 日程第6 報告第2号委員会所管事務調査報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長（中澤良隆君） ただいま上程いただきました報告第2号委員会所管事務調査の報告をいたします。

1ページを御覧いただきたいと思います。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

令和5年6月7日。上富良野町議会議長、村上和子様。

議会運営委員会委員長、中澤良隆。

記。

調査事件名。

議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について。「議会活性化の推進について。」

調査の経過。

本委員会は、令和2年4月7日の委員会で閉会中の継続調査事件を議会の会期日程等の議会運営に関する事項と、議長の諮問に関する事項は、議長から具体的に「議会活性化の推進について」が諮問されたことにより、議会活性化についてを調査することに決定をいたしました。

令和2年次14回、令和3年次13回、令和4年次15回、令和5年次10回にわたり委員会を開催し、調査及び活性化の実践を行ったので、その結果を次のとおり報告する。

1、議会活性化推進計画策定の目的。

平成21年4月1日に町の最高機関である上富良野町自治基本条例が施行され、議会の役割と責務が明確に位置づけられた。その後、様々な議会改革や活性化に取り組んできたが、議会及び議員が活性化に向けた達成目標や進捗状況を共有できていなかったことから、これからの活性化を着実に推進して振興を管理するために、全体を網羅した上富良野町議会活性化推進計画（以下、活性化計画という。）を策定した。

2、活性化計画で議会が目指すべき姿。

議会は、上富良野町自治基本条例で定めている議会の役割と責務、議会の運営、議員の責務に基づき、議会活性化のメインテーマを「より身近で開かれた議会」に決定し、その議会活性化の基本政策を①情報（情報と共有）、②参加（町民参加機会の拡大）、③機能（議会・議員の機能向上）とし、三つの施策体系（別紙1、上富良野議会活性化推進計画の施策体系を参照）これにつきましては、後ほど御高覧を賜りたいと思います、を柱として、議会活性化を計画的に推進することとした。

3、活性化計画の策定。

令和2年8月26日に活性化計画を策定し、計画期間を令和5年8月24日までとし、評価反省を行った上で毎年時見直しを行うこととした。

4、活性化計画の施策の主な取組について。

（1）上富良野町議会議員政治倫理規程の制定。

これにつきましては、別紙2を御参照いただきたいと思います。

（2）議会懇談会（報告会）

議会懇談会のほか、新たに団体またはグループの要請による議会懇談会開催。

2ページをお開きいただきます。

表につきましては、朗読を省かせていただきます。

（3）議会議員定数及び議員報酬特別委員会設置調査審議。

議員定数は14名が妥当。議員報酬も現状維持が望ましいという結論に至った。

（4）新型コロナウイルス感染症に伴う議会の行動指針制定。

マスク着用及びアクリル板の設置、定期的な1時間ごとの換気徹底、議場傍聴席の一席空け入場制限（30人まで）。

（5）定例会ごとの反省会。

定例会終了後、翌週の月曜日に定例会開催とし、議会運営の活性化を目指すなど。

取り組んだ施策項目は、別紙3評価表上富良野町議会活性化推進計画項目を御参照願います。

5番、全議員による評価について。

令和5年5月2日までの間に全議員による活性化計画の進捗状況について、この間の総括とも言える総合評価を行った。その大まかな結果は、全43施策項目中、総合評価の平均点3点以上が26項目、3点未満が17項目となり、6割が中間点である3点以上の評価である。

その中でも、特に議員定数（4.6）、議員だよりの発行（4.5）など4点以上の12項目は高得点の評価で、後年に実施するとして項目は全て3点

未満となった。そして、実施済みだが常任委員会の公開（2.9）、議員図書室（2.5）の2項目は3点未満となった。

以上の結果を踏まえて、今後は後年に実行とした項目、集約できる項目、引き続き実践が必要な項目、あるいは新たに取り組むべき必要のある項目などを審議することとする。

細部は別紙3評価表上富良野町議会活性化推進計画項目を御参照願います。

#### 6、総論（まとめ）。

平成21年4月1日に町の最高規範である上富良野町自治基本条例が施行され、議会の役割と責務が明確に位置づけられた。このことにより、議会活性化・議会改革に対する機運が一段と高まり、その後、議員定数や議員報酬の削減、議会委員会条例、議会会議規則、議会運営に関する先例など、逐次見直しが行われ現在に至っている。

今後、より効果的に議会活性化を推進していくためには全体を網羅した計画は必要との考えから、活性化計画を令和2年8月26日に策定し、本活性化計画に基づき着実に歩みを進めていくこととした。

1年次及び2年次で活性化計画の策定を追えたことから、今報告のテーマとなる3年次、4年次目においては、施策項目の中で早急に取り組むべき施策、後年に実行することとした施策等を選別し、全議員の共通認識の下、計画的に取組を進めてきた。

議会活性化の活動は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、議員定数、議員報酬について調査・審議をし、結論を得た。また、政治倫理規程の制定、議会中継の計画立案、各団体等との議会懇談会開催などを着実に実施することができた。その後、全議員による評価アンケートを実施した結果、今後の取組の参考にしていくこととした。

#### 3ページを御覧ください。

この間における取組により、総じて自治基本条例に基づく議会の責務を少なからず果たすことができたと評価しているところである。しかしながら、議会活性化や議会改革は終わりのなき課題であり、今後も人口減少社会、少子高齢社会などの変化により、議会を取り巻く環境にも新たな課題や問題点が生じてくることが予想される。社会の動向を見極めながら、町民がまちづくりの主人公であることを深く認識し、それぞれの課題や問題の解決に当たっていくことが議会の存在意義向上につながると確信し、さらなる活性化や改革に取り組んでいく所存である。

下の議会運営委員会の調査経過については、御高覧願います。

以上で、報告第2号の説明といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御

質疑あれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） ないようでございますので、これをもって、報告第2号委員会所管事務調査報告についてを終わります。

#### ◎日程第7 報告第3号

○議長（村上和子君） 日程第7 報告第3号委員会所管事務調査報告について、報告を求めます。

総務産建常任委員長、荒生博一君。

○総務産建常任委員長（荒生博一君） ただいま上程いただきました報告第3号委員会所管事務調査報告について、朗読をもって報告に代えさせていただきます。

1ページを御覧ください。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

令和5年6月6日。上富良野町議会議長、村上和子様。

総務産建常任委員会委員長、荒生博一。

記。

調査事件名。

- 1、これからの官民連携のまちづくりについて。
- 2、ジオパークについて。

調査の経過。

本委員会は、閉会中の継続調査事件名を、これからの官民連携のまちづくりについてと、ジオパークについてに決定し、令和4年13回、令和5年5回、計18回にわたり委員会を開催し、調査を行った。

そして、令和4年11月15日から18日までの間、宮城県女川町での復興まちづくりについて、福島県北塩原村においては磐梯山ジオパークの認定の経過や磐梯山ジオパーク協議会の運営等について、先進市町村行政調査を行った。また、令和5年4月20日には、十勝岳ジオパークの拠点施設である美瑛町の十勝岳火山防災情報センター（ヴォルガ）、丘の町郷土館「美宙」、そして上富良野町の上富良野郷土館の現地調査を行い、その結果を次のとおり報告する。

- 1、これからの官民連携のまちづくりについて。

#### （1）現状の課題。

多くの分野で官民が連携してまちづくりに当たることが望まれるが、上富良野町における行政（官）と住民（民）が連携したまちづくりに関しては、大きな課題として以下の2点が挙げられる。

①行政と住民の間で自由闊達な意見交換ができる環境の不足。

まちづくりの現場において、多種多様な住民の参加による行政との意見交換が行われることで、より住民の希望に添ったまちづくりが行われることが望まれる。現状、多くの現場では、行政主導・住民参加、住民活動に行政のオブザーバー参加のように、どちらか一方に主導権がある取組が多く、行政と住民が共に意見を出し合い、事業をつくりあげていくような取組や手法はほとんど採用されていない。

②協働活動の担い手不足と高齢化。

現状、町内にも行政と活動を共にする住民団体は多く存在するが、その活動に関わる役員などの担い手が高齢化してきている一方、新たな成り手の確保も難しい現場が多く存在する。結果、充て職での人材登用や活動の体制維持が常態化してしまっている。

2 ページを御覧ください。

(2) の協働事例の一覧につきましては、既に御高覧いただいたものとし、朗読を省略させていただきます。

(3) 先進地事例。

官民連携でのまちづくりが高く評価されている宮城県女川町において、行政と住民が協働する上での重要な点を幾つか確認することができた。前述の上富良野町の課題に対して女川町の事例で参考になったのは、以下の2点である。

①行政と住民の間で自由闊達な意見交換ができる環境の不足。

津波により甚大な被害を受けた女川町では、復興に向けて住民有志の呼びかけで復興連絡協議会（FRK）を発足させ、住民側の意見に関してはFRKに集約。また、FRKと行政が連携を取ることで、復興後のまちづくりに関して公明正大に意見交換が行われた。意見の調整については、民間の建設系のコンサルティング会社を挟むことにより、それぞれの希望を丁寧に拾い集め、実現可能性などを提示した上で合意形成を図った。

また、施設の建設に当たっては、行政の担当者としてFRKのメンバーが共に先進地に出向き、同じものを見て自分たちの町のことを話合った。そして実現した復興のまちづくりは、住民にとっても誇りの持てる満足度の高いものとなった。

3 ページになります。

②協働活動の担い手不足と高齢化。

震災前は女川町においても多くの活動が行政主導・住民参加であり、その活動の中心を担うのも高齢者が主だった。しかし、震災をきっかけに主体的にまちづくりに関わろうと多くの住民が手を挙げ

る。そうして多くの人が集まった組織内（FRK）では、思い切った世代交代を断行。その結果、これまで高齢者の陰に隠れていた若年世代が表舞台に出てきて、意思決定に関わるようになる。また、そのことで若年世代にもまちづくりに対する当時者意識が醸成された。

(4) 結論。

震災という稀有な機会を機に、行政と住民がまちづくりに当時者意識を持ち、同じ方向に向かって歩み始めた女川町と当町を単純に比較するのは難しいが、その手法においては参考にできる点は数多くあった。女川町では、行政と住民の間で自由闊達に意見交換ができる環境づくりや、他世代間での良質な信頼関係構築が行われることで活動が地に足のついたものになっていた。

上富良野町においても、当時者として自分が住む町をどうしていきたいかを真剣に話合う行政と住民の関係が新しい未来を築いていくと考える。その中で、思い切った世代交代を行うこともこれから町を支えていく世代の当時者意識を育む有効な手法の一つであると思われる。

また、議会においても町民の意見を丁寧にくみ取りながら、これからの官民連携のまちづくりに積極的に関わっていくことが望まれる。

続きまして、2、ジオパークについて。

(1) 十勝岳ジオパークの取組状況。

美瑛町と上富良野町で推進する十勝岳ジオパークは、2015（平成27）年度から美瑛町と上富良野町の2町が共同し、十勝岳連峰と波状丘陵がつくる自然景観をはじめ、対象泥流からの復興の歴史など貴重な地域遺産を有することから、日本ジオパークネットワーク加盟認定を目指してきた。

その後、両町は十勝岳山麓ジオパーク推進協議会を設立し、まず、人文地理学や自然地理学に精通した専門員を雇用し、事務局体制の強化を図るとともに、講座、講演会、ジオ関連ツアーなどを企画開催し、機運状勢を進めてきた。

十勝岳山麓ジオパークの主な経過、ぼつ4点に関しては、後ほど御高覧いただく賜ります。

(2) 十勝岳ジオパークの特長。

こちらにつきましては、①から③のそれぞれの特長につきましては、後ほど御高覧賜りたいと存じます。

続きまして、4ページになります。

(3) 調査の経過。

①先進地調査。

ア、福島県北塩原村磐梯山ジオパークの概要。

磐梯山は、明治21年の大爆発により多くの犠牲者を出した活火山であり、眺める方向により会津富

士とも称される優しくなだらかな山容と噴火の爪痕を今なお残す荒々しさという対照的な二つの姿を有している。さらに、猪苗代湖や明治の噴火により誕生した大小300あまりの湖沼群がある美しい景観と地質学的価値のある地域である。

磐梯山周辺の猪苗代町、磐梯町、北塩原村の3町村が中心となり、ジオパーク活動を通じて貴重な地質遺産と自然環境、文化、歴史、伝統を保全・教育・研究し、地域づくりに生かすため平成22年3月磐梯山ジオパーク協議会設立に至った。

その後、3町村で磐梯山憲章を制定するなどの活動を継続し、平成23年9月5日に日本ジオパークネットワーク加盟認定を受けた。また、地域が一丸となり、現在ユネスコ説明会ジオパーク加盟認定を目指している。

#### ②拠点施設の実地調査。

アからウにつきましては、記載のとおりであります。

#### (4) まとめ。

美瑛町と上富良野町の2町は、日本ジオパークの認定に向けて2015（平成27）年度から両町が一丸となって十勝岳ジオパーク構想に取り組んできた。晴れて2022（令和4）年1月28日に日本ジオパークから正式認定を受けた。

認定後は、地域の魅力を発信するとともに、ツーリズムや教育の振興をはじめとしてより良い地域づくりに励み、先進事例等を学びながら既存施設の有効活用を図り、十勝岳火山防災情報センター（ヴォルガ）、丘の町郷土館「美宙」、上富良野郷土館の3施設を十勝岳ジオパークの拠点施設と位置づけし、整備に努めてきている。

また、認定ジオガイドの養成、防災教育、ジオパーク学習など多様な活動にも積極的に取組を進めてきている。

一方、住民へのジオパークの意識向上にも努めるとともに、両町で一本化した事務局に地球科学に精通した専門員を配置し、推進の要となる事務局の体制強化も着実に前進していることが伺えることは高く評価するところである。

しかしながら、構成する自治体が2町ということから、町、住民、観光協会、教育機関等と様々な関係者にジオパークの意義や活動に対する考え方などに多少の差異があることがうかがえる。

さらに、上富良野町においては、ジオパークに関わる方々と一般市民とのジオパークに対する関心に大きな差がうかがえることは、今後のジオパーク活動の大きな課題と受け止める。

今後、これらの課題解決に当たってはイベントなどを通じ、さらなる両町間の交流を行うことで十勝

岳ジオパークの構成町と関係団体、住民が一体となって将来の十勝岳ジオパークのあるべき姿である十勝岳ジオパーク憲章（仮称）の制定を検討し、地域全体で一つの方向に着実に歩みを進め、来るべき再認定に向け取組を強化することが必要と考える。

なお、以下、総務産建任委員会の調査経過につきましては、既に御高覧いただいたものとし、朗読を省略させていただきます。

以上で報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑あれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） ないようでございますので、これをもって、報告第3号委員会所管事務調査報告についてを終わります。

#### ◎日程第8 報告第4号

○議長（村上和子君） 日程第8 報告第4号委員会所管事務調査報告について、報告を求めます。

厚生文教常任委員長、佐藤大輔君。

○厚生文教常任委員長（佐藤大輔君） 報告第4号委員会所管事務調査の報告をいたします。

1 ページ目を御覧ください。

厚生文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査に付託された事件について調査を実施したので、会議規則第77条の規定により報告する。

令和5年6月5日。上富良野町議会議長、村上和子様。

厚生文教常任委員会委員長、佐藤大輔。

記。

調査事件名。

町立病院について。

調査の経過。

上富良野町立病院は、昭和54年に建設されたが、近年施設の老朽化と狭隘化が著しく、また機能面では現在の医療ニーズへの対応が困難になってきているため、これまでの間、中待合室やトイレの改修、玄関のバリアフリー化、介護医療院の増床などの改善を図ってきた。そのような中、平成26年10月16日の消防法施行令の改正により、令和7年6月30日までに有床の医療機関へのスプリンクラー設置が義務づけられ、現状のままの病院運営は事実上不可能となった。

しかし、スプリンクラー設置工事により発生する騒音や振動、粉じんなど、入院患者や入所者の療養環境、外来患者の受診環境への悪影響が懸念されるほか、スプリンクラーを設置することで火災時の安

全対策は講じられるものの、医療施設としての老朽化対策及び機能改善が図られるわけではないことから、現在の医療水準を維持することを前提に、現有施設にスプリンクラーを設置すべきか、または病院施設の改修を進めることによりスプリンクラー問題の解決に加え、入院患者や入所者の安全確保を図るべきか、令和7年という期限が迫る中、早急に判断する必要があった。

町立病院は、平成4年にCT室を増築したほかは応急的な修繕により病院機能の維持に努めてきたものの、機能改善などの改修工事は未実施のため、快適な医療療養環境や患者のプライバシー保護、高齢化率の上昇に伴う医療福祉や保険サービスへの需要増加など、時代のニーズに即したサービス提供のためのさらなる改修が望まれていたこともあり、令和元年8月スプリンクラーの設置及び耐震補強工事と施設維持を目的とした改修工事に約8億円、さらに大規模改修工事を併せて実施すると約18億円の費用がかかることに鑑み、町は中長期的な視野に立って、この際、建て替えを選択すべきと判断した。

それを受け、議会としては所管委員会を中心に、都度経過を注視するとのことで意見の一致をみた。その後、令和元年9月に厚生労働省は全国の公立公的病院のうち、診療実績が乏しく近郊に類似する医療機関があるなど、「再編・統合について特に議論が必要」とする約440か所の病院名を各メディアにて公表したが、当病院も対象となったため、町立病院の再編・統合及び建替計画について関係機関と協議を進め、令和2年9月に富良野圏域地域医療構想調整会議において合意を得た後、12月には総務省より地域医療構想との整合性について意見はないと建替計画について容認する旨の通達があり、建設計画を推進することとした。

これらの経過を含め、基本設計及び実施設計、そして本体工事に関わる後期の委員会編成時に閉会中の継続調査事件名を町立病院についてとし、以降令和3年3回、令和4年4回、令和5年3回、計10回にわたり委員会を開催し調査を行ったので、その結果を次のとおり報告する。

調査の結果。

1、町立病院について。

(1) 建設地選定に関して。

新病院の建設に当たっては、現病院の抱える課題を解消することはもちろん、病院が果たすべき役割や機能を発揮しつつ、経営の安定化を図ることを視野に入れ、現病院の周囲に建設候補地として以下五つのエリアが挙げられた。

- 1、医師住宅・予防接種会場エリア。
- 2、子どもセンターエリア。

- 3、職員駐車場エリア。
  - 4、現病院駐車場エリア。
  - 5、役場職員駐車場エリア。
- 3ページを御覧ください。

候補地4については、敷地面積が狭いことや建設工事期間中は正面玄関を塞いでしまうため、病院利用者に不便をかけることなどの理由により、早々に候補地から外された。候補地3については、敷地面積が狭く地盤が低いことや出入り口に面する東1丁目通りの道路幅も狭いこと、電柱移設に約1億円の経費が見込まれるなどの理由により、また、候補地5については、面積としては十分ながら、病院の敷地と役場庁舎の敷地の間にある南6条通を廃止することで、上下水道管や都市下水道に係る工事の必要性と近隣住民に不便をかけるおそれが生じ、また、救急外来の要件を満たさない可能性があるため、候補地から外された。最終的に候補地1と候補地2に絞られたが、候補地1については医師住宅などの施設解体と移転建設、また仮設施設の建設などに約2億円の費用が見込まれること、候補地2については子供センター機能や高齢者事業団事務所の移転先が不透明なことなど双方に課題が存在したが、利便性、代替説、周辺への影響、工事費、将来ビジョンなど比較検討し、結果、候補地2を建設地として決定した。

委員会において、移転に伴い子どもセンター機能のうち、発達支援センターは予防接種会場に、子育て支援拠点事業と高齢者事業団事務所の移転先については、今後責任を持って選定する旨の説明を受け、建設地の検討を併せて了承した。

(2) 多様な入札契約方式当の検討に関して。

近年の建設業界は、熟練技術者不足による品質リスクの増大や建設投資額縮小への対応、透明性や公平性の確保など大変厳しい環境下に置かれている。

また、省エネや環境配慮など施設性能への要求や大規模災害への対応など、事業ニーズへの変化が起きている。さらに、予算超過や不調・不落リスクの増大、厳しい事業スケジュールの順守など、発注者側の課題も多様化している。そのため、新病院建設に向けては、以下1から3の入札契約方式と4の発注者支援について検討がなされた。

①、②につきましては、後ほど御高覧いただけますようお願いいたします。

4ページ目を御覧ください。

③設計施工一括方式。

基本設計図書に基づき、実施設計と施工を一括して総合建設会社に発注することで、施工者の得意な技術や特許工法等を設計に反映できる。

また、実施設計前に工事費と工期が確定し、早期

の資材調達や先行工事が可能となり、コスト縮減や工期の短縮が期待できるが、基本設計を詳細に設定した場合は、工法反映等のメリットが生かせず、発注者と受注者間に認識の相違があった場合、修正のための時間やコストが増大するおそれがある。そして何よりも設計者と施工者が同一のため、チェック機能が働きにくいという懸念が残る。

#### ④CM方式という考え方。

建設事業において、CMRが中立性を保ちつつ、発注者側に立って設計から施工の各段階で発注方式の検討、工程やコスト管理などの各種マネジメント業務を行う手法である。発注者側はCMRの助言等を踏まえて判断・決定を行うが、CMRの立場はあくまでも発注者の補助者であり、最終的な判断は発注者が責任を持って行う。

本事業は、スプンクラー設備設置期限となる令和7年6月の開院が絶対条件で、十分な工事期間を確保するために、入札時の不調・不落など事業遅延の生じる要因を避け、事業費を抑えながら質の高い医療を提供できる病院を建設するためには、実施設計発注時に事業費と工期が確定し、早期の資材調達等により工期短縮と施工者が得意とする技術や工法を設計に反映することによるコスト縮減、設計と施工の綿密な連携による質の高い病院建設が期待できるデザインビルド方式を採用し、加えて、懸念事項についてはCM方式で補完したいとの説明があった。委員会で協議した結果、DB方式とCM方式の複合型は現時点での最適解であると判断した。

#### (3) 熱源システム採用に関して。

令和3年3月に策定された基本計画において、熱源システムは電気、ガス、石油などの利点や欠点を洗い出すとともに、再生可能エネルギーを利用した地中熱ヒートポンプ等の省エネルギー、省二酸化炭素を考慮したシステムの導入を選択肢に含め検討するとされていた。その後、導入可能な再生可能エネルギーとして、地中熱、バイオマス、太陽光について比較検討が行われた。

##### ①地中熱利用。

イニシャルコストがかさむが、補助金により大きく縮減できる。非常用発電機の電源供給により災害時でも熱供給が可能である。

##### ②、③につきましては後ほど御高覧ください。

5ページ目を御覧ください。

以上のことから、地中熱利用が最もふさわしく、また、地中熱利用の中でも地下水を利用する井戸方式と地中へ熱交換機を挿入するボアホール方式とがあるが、メンテナンスの観点から、ボアホール方式が有効であるとの説明を受けた。加えて、ボアホール方式を採用する場合、事前に熱応答試験の実施が

必要となるが、その費用に対しても補助金制度は適用されるとのことであった。その後、委員会では、ボアホール方式導入時のイニシャルコストにおける補助金の内容確認や冷暖房システムにおける地中熱と重油のバランスなどの比較検討結果も含め、ライフサイクルコストや二酸化炭素排出量に鑑み、地中熱利用81%とA重油ボイラー19%の組み合わせが最適とする考えに同意した。

#### 3、まとめ。

現在、令和7年6月の新病院開院に向け着々と計画が進んでいるが、この間、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行やロシアによるウクライナ侵攻などに端を発した物価高騰が我々の生活を直撃している。むろん、大型公共施設の建設費も例外ではなく、資材調達費や人件費は大幅に上昇し、今後、当初の見積もりどおりに計画が進むのかは不透明な状況と言えるもの、DB方式とCM方式採用のメリットを生かし、建設費の高騰に対する町民の不安を払拭しながら工事が滞りなく進むよう最善を尽くされたい。

また、当初整備計画の俎上に乗せられていたラベンダーハイツの建設計画や電子カルテの導入等については、今後も都度協議を重ねられたい。

施設の整備が進む一方で、医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化や医療の高度化といった経営環境の急激な変化が予想されるが、都市部から僻地に至る様々な地域において、行政機関、医療機関、介護施設等と連携の上、地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することとする自治体病院の使命を全うすべく、多くの町民が望む持続可能な地域医療提供体制の確保を目指し、限られた医師・看護師当の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用とする視点を持って経営を強化されたい。

以上、報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） ないようでございますので、これをもって、報告第4号委員会所管事務調査報告についてを終わります。

ここで、暫時休憩といたします。再開は10時25分といたします。

---

午前10時 分 休憩  
午前10時25分 再開

---

○議長（村上和子君） 会議を再開いたします。

◎日程第9 報告第5号

日程第10 報告第6号

○議長（村上和子君） 日程第9 報告第5号専決処分<sup>1</sup>の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）、日程第10 報告第6号専決処分<sup>2</sup>の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

関連がありますので、一括して提出者から報告を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました報告第5号専決処分<sup>1</sup>の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）、報告第6号専決処分<sup>2</sup>の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

国の令和5年度の税制改正関連法案の成立が令和5年3月末になることから、3月定例議会におきまして、上富良野町税条例及び上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分事項として議決をいただきました。

本年度の税制改革関連法案は、令和5年3月28日可決、成立し、3月31日に公布され、原則として、同年4月1日から施行されることに伴い、3月31日に上富良野町税条例等の一部改正をする条例及び上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、御報告申し上げます。

まず、報告第5号専決処分<sup>1</sup>の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）につきまして、御説明を申し上げます。

令和5年の税制改正におきましては、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、NISAの抜本的拡充、恒久化を行うとともに、スタートアップエコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずることとしております。

また、自動車税当の環境性能割等を見直すことにより所要の改正を行うものであり、その主要な改正点を御説明申し上げます。

1点目、軽自動車については環境性能割の税区分の見直しとしまして、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置くこと、さらに2035年電動車100%とする政府目標と整合させ、一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃料基準達成度を3年間で段階的に引き上げ、令和8年度に税率区分を見直すものであります。

二つ目は、グリーン化特例として、電動自動車等<sup>3</sup>を取得した場合における現行の翌年度の種別割75%軽減する措置の適用期間を3年延長するものであります。

三つ目は、燃費・排ガス不正行為の対応としまして、不正により生じた納付不足額に係る納税義務について、当該不正を行ったメーカーの特例規定について税制上再発防止強化のため、納付不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げるものであります。

2点目の個人住民税につきましては、一つ目は森林環境税の導入に伴い、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除及び個人の町民税の徴収の方法等について規定をする改正を行うものであります。

二つ目は、肉用牛の売却における事業取得に係る町民税の課税特例の適用期限を令和9年度まで延長するものであります。

3点目、固定資産税につきましては、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額措置を創設するものであります。

4点目は、地方税法等の法令改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

以下、議案の朗読をし、御説明申し上げます。

報告第5号を御覧ください。

報告第5号専決処分<sup>1</sup>の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

次のページを御覧ください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例（別紙のとおり）。

令和5年3月31日。上富良野町長、斉藤繁。

次のページを御覧ください。

上富良野町税条例の一部を改正する条例。

上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます。条文を追ってその主な改正点のみを説明させていただきますので、御了承願います。

第34条の9、配当割額又は株式等譲渡所得割額

の控除は、森林環境税の導入に伴う改正をするものであります。

第36条の3の2、個人町民税に係る給与所得者の扶養控除等の申告書は、給与所得者の扶養親族等の申告書の記載事項の簡素化のため、法規定の新設に併せて新設及び法律改正による項のずれの反映について改正するものです。

第38条、個人町民税の徴収方法の方法については、森林環境税の導入に伴う関係法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収方法について規定をする改正をするものであります。

第41条、個人町民税の納税通知書につきましては、森林環境税の導入に伴う関係法律の施行に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税の記載をする改正を行うものです。

第44条、給与所得者に係る個人町民税の特別徴収については、森林環境税の導入に伴う関係法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を記載する改正をするものです。

第46条、給与所得に係る特別徴収額の納入の義務等につきましては、施行規則様式の新設に伴い改正を行うものです。

次のページをお開きください。

第47条、給与所得に係る特別徴収額の普通徴収額への繰入れにつきましては、森林環境税導入に伴う関係法律の改正に伴い改正するものであります。

第47条の2、公的年金等に係る個人町民税の特別徴収につきましては、森林環境税の導入に伴う関係法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等の取得に係る所得割及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正を行うものです。

第47条の6、年金所得者に係る特別徴収額等の普通徴収額への繰入りににつきましては、森林環境税の導入に伴う関係法律の改正に伴い、改正するものであります。

第48条、法人の町民税の申告納付。

第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續につきましては、施行規則様式の新設に伴う改正を行うものです。

第82条、種別割の税率につきましては、軽自動車のミニカー区分から三輪以上の特定小型原付を除外する規則改正に併せて改正を行うものです。

第90条、身体障がい者等に係る種別割の減免につきましては、減免に伴う対象者の見直しのため、規定の整備を行う改正を行うものです。

第98条、たばこ税の申告納付の手續。

101条たばこ税に係る不足税額等の納付手續に

つきましては、施行規則様式の新設に伴う改正を行うものです。

附則第8条、肉用牛の売却による事業取得に係る町民税課税分の特例につきましては、適用期限を延長する法律改正に併せて改正するものです。

附則第10条、読替規定につきましては、令和3年改正における法附則第64条を削る改正に併せて改正するものです。

附則第10条の2、法附則第15条2項第1号等の条例で定める割合につきましては、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を我が町特例の割合に定める規定につきましては、法規定の新設に併せて新設し、法律の改正に併せて項のずれの反映について改正するものです。

次のページを御覧ください。

附則第10条の3、新築住宅等に係る固定資産税の減免の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、大規模修繕等が行われたマンションに対する税額減額の減額措置を受けようとする者がすべき申告につきまして、法規定の新設に併せて新設し条例、項のずれを改正するものです。

附則第15条の2、軽自動車の環境性能割の非課税につきましては、臨時的軽減措置に係る規定を法律改正に併せて削除するものです。

附則第15条の2の2、軽自動車環境性能割の賦課徴収の特例につきましては、不正を行った自動車メーカーを納税義務とみなして納税不足分を徴収する際に加算する割合を変更する法律の改正に併せて改正するものです。

附則第15条の6、軽自動車の環境性能割の税率の特例につきましては、臨時的軽減措置に係る規定を法律改正に併せて削除するものです。

附則第16条、軽自動車税の種別割の税額の特例につきましては、軽自動車税の種別割グリーン化特例につきましては特例期限を3年間、25%の軽減につきましては2年間、延長及び法の変更を法律改正に併せて改正するものです。

次のページをお開きください。

附則第16条の2、軽自動車税の種別割賦課徴収の特例につきましては、前条の改正に伴い、規定の整備及び不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足分を徴収する際に加算する割合の変更を法律改正に合わせて改正するものです。

附則第17条の2、有料住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税課税の特例につきましては、適用期限の延長をする法律改正に併せて改正するものです。

附則。

第1条は、施行期日について定めているもので、

令和5年4月1日から施行するものです。ただし、施行期日を別に定めている項目につきましては、当該各号に定める日から施行するよう定める規定となっております。

第2条は、町民税に関する軽減措置について定めるものです。

第3条は、固定資産税に関する軽減措置について定めるものです。

第4条は、軽自動車税に関する軽減措置について定めるものです。

続きまして、報告第6号のほうを御覧ください。報告第6号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして、御説明申し上げます。

国では、国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準とする金額を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る目的で所要の改正を行うものであり、主な改正点を御説明申し上げます。

1点目は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の「20万円」から「22万円」に引き上げることができるよう法律改正に併せて改正するものであります。

2点目は、軽減判定所得の基準額を世帯軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずるべき金額を5割軽減を現行の「28万5,000円」から「29万円」に、2割軽減の現行の「52万円」から「53万5,000円」に引き上げるものであります。

3点目は、地方税法等の法令改正に伴い、所要の改正を行うものです。

以下、議案を朗読をし、御説明申し上げます。

報告第6号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例（別紙のとおり）。

令和5年3月31日。上富良野町長、斉藤繁。

次のページを御覧ください。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項、ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

23条中、「20万円」を「22万円」に改め、同条第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同条第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

23条の2中、「24条の2」を「24条の2の第1項」に改める。

第24条第1項に次の1号を加える。「5号、前4号に掲げるものを除くほか、特別の事情がある者。」

第24条の2第2項中、「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中、「同項中」を「同条第1項」に改める。

附則。

施行期日。

1、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

経過措置。

2、この条例に係る改正後の上富良野町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上をもちまして、報告第5号専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）、報告第6号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、報告といたします。

○議長（村上和子君） これをもって、報告第5号及び報告第6号について、一括して御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） ないようでございますので、これをもって、報告第5号専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）及び報告第6号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の報告を終わります。

### ◎日程第11 報告第7号

○議長（村上和子君） 日程第11 報告第7号令和4年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました報告第7号令和4年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、その概要を御説明申し上げます。

報告第7号を御覧いただきたいと思えます。

報告第7号令和4年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和4年度上富良野町一般会計歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり繰越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

次のページの繰越明許費繰越計算書を御覧いただきたいと願います。

記載の全7事業につきましては、それぞれ令和4年度の定例会及び臨時会におきまして、一般会計補正予算（第5号）、（第7号）、（第8号）及び（第9号）として上程し、所要の補正及び事業完了が翌年度となることから、繰越明許費の設定の議決をいただいたところでございます。

まず、ナンバー1の子ども・子育て支援事業につきましては、国の交付金を活用いたしまして、妊娠期から出産、子育てまで一貫してさらなる支援を実施するため、出産子育て交付金の支給などの経費となっています。

令和4年度の決算期を迎えまして、限度額を設定いたしました1,052万3,000円のうち、事業完了が翌年度となる505万円を令和5年度会計へ繰り越したものであります。

次にナンバー2の新子どもセンター整備事業につきましては、令和6年4月からの供用開始に向けて着工中ではありますが、限度額の9億9,815万1,000円のうち5億8,844万5,000円を5年度会計へ繰り越したものであります。

次に、国の令和4年度補正予算を活用して実施していますナンバー3の上富良野地区道営農村地域防災減災事業及びナンバー4の経営体育成基盤整備事業につきましては、限度額を設定した二つの事業で、総額2,717万5,000円を全額令和5年度会計へ繰り越したものであります。

次に、ナンバー5の小学校管理運営費及びナンバー7の中学校管理運営費につきましては、これにつきましても国の令和4年度補正予算を活用いたしまして、学校保健特別対策事業といたしまして、各小中学校の感染予防対策の消耗品及び学校保健室用

空調設備を整備する経費となっています。

限度額を設定いたしました二つの事業で総額480万円を全額令和5年度会計へ繰り越したものであります。

最後に、ナンバー6の上富良野西小学校（校舎）防音機能復旧事業については、限度額を設定いたしました8,976万円のうち8,734万円を令和5年度会計へ繰り越したものでございます。

以上、7事業の合計で7億1,281万円を地方自治法第213条第1項の規定によりまして、令和5年度会計へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その内容を報告するものであります。

なお、事業ごとの財源内訳で、国庫支出金など未収入特定財源につきましては、事業完了時に応じまして受入手続を行ってまいります。

以上をもちまして、報告第7号令和4年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第7号令和4年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

### ◎日程第12 報告第8号

○議長（村上和子君） 日程第12 報告第8号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（鎌田理恵君） ただいま上程いただきました報告第8号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、概要を申し上げて説明にかえさせていただきますので御了承願います。

それでは、報告第8号を御覧ください。

報告第8号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

次のページの繰越明許費繰越計算書を御覧願います。

介護ロボット導入事業について、昨年12月の第4回上富良野町議会定例会において、事業実施に当たり一定期間を要することの理由により事業完了が令和5年度に入ることから、繰越明許費の議決をいただいたところです。令和4年度会計の決算期を迎え、事業費の797万5,000円を令和5年度会計へ繰り越したものです。

失礼いたしました。

費用について報告に誤りがありましたので、訂正をいたしたいと思っております。繰越額については755万7,000円の額になってございます。

以上をもちまして、報告第8号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第8号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

### ◎日程第13 報告第9号

○議長（村上和子君） 日程第13 報告第9号法人の経営状況の報告について、報告を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました報告第9号法人の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、提出させていただいた上富良野振興公社の経営状況に関する書類に沿って、その概要を御説明申し上げます。

それでは、経営状況に関する書類を御覧ください。

まずは1ページをお開きください。

まず初めに、令和4年度の事業報告書でございますが、株主総会、取締役会、監査役会の開催状況及び審議項目等について記載しております。

2ページから3ページには部門別報告書として振興公社が指定管理者として町から受託し、管理運営している4施設について、それぞれの経営、運営概要を記載しております。

2ページを御覧ください。

最初に、吹上温泉保養センター白銀荘についてですが、入館者数は8万9,828人で、前年対比28%の増、利用収益では8,319万6,038円、前年対比40%の増の実績となりました。

近年の温泉、サウナブームにより、メディアでの放送による影響や冬期間におけるバックカントリー

スキーを目的とした利用者が徐々に増加していることが主な要因であります。

次に、日の出公園オートキャンプ場ですが、総入場者数は1万6,627人で、前年対比35%の増、有料入場者数では1万3,696人で、44%の増となり、利用収益では2,582万9,822円で、43%の増の実績となりました。

近年のアウトドアブームにより利用者が増加したことが主な要因であります。

3ページをお開きください。

次に、町営スキー場ですが、リフト券の総売上枚数は1,828枚で、前年対比18%の減となり、利用収益では64万372円で、51%減の実績となりました。

令和4年度シーズンから町内在住の高校生以下の児童生徒を対象に、冬のスポーツ振興、児童生徒の体力増進を目的といたしまして、リフト料金を無料としたことが利用収益減収の主な要因であります。

また、当初は降雪状況を心配しておりましたが、12月25日にオープンし、町民有志で設置したスノーパーク専用コースも週末、土日祝日と開設され、快適なグレンデ環境を提供することができました。

最後に、日の出公園ですが、公園の使用料収入として利用収益は18万3,898円で、前年対比64%の増の実績となっております。これは夏季シーズンにおきまして、展望台営業等による収益が主な要因でございます。

次に、令和4年度の決算報告書であります。

5ページをお開きください。

最初に、貸借対照表について申し上げます。

資産の部の合計は3,219万2,270円となっております。

次に、負債の部ですが、流動負債として合計は534万4,542円であります。資産の部から負債の部を差し引いた純資産の部ですが、株主資本2,684万7,728円で、その内訳は、上富良野町、ふらの農業協同組合、旭川信用金庫、上富良野町商工会の出資による資本金1,000万円と、利益剰余金1,684万7,728円となっております。

次に、6ページを御覧ください。

損益計算書について申し上げます。

最初に、営業収益となります売上高についてであります。利用収益と売店収益を合わせた売上高合計は1億985万130円となっております。

次に、営業費用であります売上原価につきましては、期首商品棚卸高と当期商品仕入高の合計から期末商品棚卸し高を差し引いた1,295万8,696

円となります。このことから、売上総利益金額は売上高から売上原価を差し引いた9,689万1,434円となっており、さらに販売費及び一般管理費合計を差し引いた営業損失金額は2,063万6,143円となっております。

営業外収益といたしまして、町からの管理委託料に当たる受託収入をはじめ、受取利息、受取配当金、雑収入を合わせ3,351万7,760円となっております。

また、営業外費用といたしまして、町に対し1,000万円の寄附を行っております。

以上のことから、営業損失金額2,063万6,143円に営業外収益を加え、営業外収益を差し引いた経常利益金額は288万1,617円となっており、さらに固定資産圧縮損と法人税等を差し引きまして、当期純利益金額は44万8,717円となつたところであります。

7ページから21ページには、ただいま説明した参考資料といたしまして、部門別報告書及び貸借対照表並びに損益計算書のほか、各施設の月別利用集計を資料として掲載しておりますので、参考として御高覧いただきたいと存じます。

次に、22ページをお開きください。

令和5年度の事業計画及び予算についてですが、新型コロナウイルス感染症も収束の兆しが見えてきており、これまでの緊張感から解放され、北海道全体、また富良野圏域においても観光客の入り込み増が期待されるところでございます。

振興公社といたしましても、白銀荘においては近年の温泉・サウナブームや冬期間のバックカントリースキーを目的とする観光客や、オートキャンプ場においてはアウトドアブームによる利用客の入り込み増加や、徐々にではありますが、インバウンドへの対応の充実に努めるとともに、ホームページ等を通じた情報発信と併せ、近隣の観光施設やエージェント等への営業に努めていくこととしております。

各施設とも従業員一同、利用者に満足いただけるように努めていくことで適正な売上げを見込むとともに、費用の支出は必要最小限にとどめ、安定した経営に努めていくことを基本方針として取り組んでいくこととしております。

22ページから24ページには令和5年度の事業計画及び予算の基本方針に基づく各施設ごとの入り込み見込みと予定損益計算書をお示ししております。

23ページを御覧ください。

まず、白銀荘についてですが、計画入館者数を宿泊客で6,240人、回数券利用者を含めた日帰り

客で7万9,080人の合計8万5,320人とし、売上高を7,313万7,000円を見込んでおります。

24ページを御覧ください。

次にオートキャンプ場ですが、計画有料入場者数を1万2,980人とし、売上高2,398万9,000円を見込んでおります。

次に、町営スキー場ですが、利用券売上げ総枚数を1,588枚とし、売上高は55万3,000円を見込んでおります。

また、日の出公園につきましては、公園使用料とし、12万円の売上げを見込んだところであります。

なお、各施設とも売上げ総利益から販売費及び一般管理費の合計を差し引いた営業損失については、町からの管理委託料において賄う予定としていただいております。

以降、25ページから34ページには、参考資料として、予定損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書につきまして、公社全体と施設ごとに掲載しております。

以上で、株式会社上富良野振興公社の経営状況の報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） ただいま法人の経営状況の報告をいただきました。

それで今日の朝、資料が差し替えということになっていたのですが、どこが差し替えになっているかが分からなかったもので、そこら辺説明していただければと思います。

要するに、今までの申し合わせ事項の中では、全員協議会で詳細については質疑を行う。本議会では概括的な質問ということなので、その中身が変更になったところをお知らせいただければと思います。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 6番中澤議員の御質問にお答えします。

差し替えとか大変申し訳ございませんでした。

差し替わった数字のところは一部ちょっと訂正がございまして、それで差し替えをお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 全員協議会で受けたのが私たち質問できる唯一のところだったので、そこが数字が変わったといったら、もう全然一からやり直さないと駄目なのだと思う。そんな感じをしているの

で、どこが変わったかはちゃんと説明していただければと思います。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 6番中澤議員の御質問にお答えします。

当初全員協議会で出した資料のままなのですが、最初に配付した数字が最初に出した数字と違う書類を差し替えて出したものが1回目についたデータとそれが差し替えてしまったものですから、それで今日お示ししたのは全員協議会と同じ書類となっております。

以上です。

どこの数字が変わったかというところにつきましては、2ページの利用収益の本年実績が8,319万6,038円となっております。最初にお渡しした数字が8,819万6,038円となっております、この分を修正をしたところでございます。

全員協議会で出した数字はそのままの数字なのですが、議案として提出したものがその前に出した書類で間違っていた数字がそのまま載っていましたから、今日差し替えをお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 暫時休憩といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解き、会議を続けます。

ほかに御質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって、報告第9号法人の経営状況の報告についてを終わります。

#### ◎日程第14 町の一般行政について質問

○議長（村上和子君） 日程第14 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 私は、さきに通告した2項目につき、町長、教育長に質問いたします。

1項目目、町長。

自転車利用のときのヘルメット義務化について。

暖かくなり、通勤・通学、買い物等自転車を利用する町民の方々をよく見かけます。

さて、今回の道路交通法の改正により、今までは

児童、または幼児を自転車に乗せる際、「ヘルメットの着用を努めなければならない」だったのが、令和5年4月1日から「自転車に乗る全国民は、ヘルメットの着用を努めなければならない」に変更になりました。

自転車は生活の足にもなっている重要な乗り物です。また、ヘルメットの未着用の場合、事故での致命傷の約7割が頭部となっています。致死率はヘルメット着用の際の2.3倍と、警視庁ホームページのデータにもあります。

現時点では罰則規定のない努力義務となっておりますが、町民の方々の安全確保を守るのも町の重要な役割の一つであり、近場なら、ふだんでも生活において自動車から自転車に乗り換えてもらえれば、CO<sub>2</sub>削減にもなります。

しかし、現在物価高騰で生活が圧迫されている中、ヘルメット購入費用は家計をより圧迫しかねません。ヘルメットの着用率を上げ、安全な生活を送れるよう、町が自転車に乗られる全町民を対象にし、購入費用の補助をしてはどうか、町長に答えを伺う。

2項目目、教育長。

社会教育総合センター天井改修工事についてです。

社会教育総合センターアリーナの天井材が落下してから数年が経過していますが、改修の実施についてはいまだ至っておりません。現状と今後について、2点伺います。

現状の安全確保はどのように行っているか。

2点目、今後、どのような計画を立て、どのようなスケジュールで改修を行い、完了させるつもりか、教育長に伺います。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番北條議員の1項目目の自転車使用時のヘルメットの努力義務化についての御質問にお答えいたします。

令和5年4月から改正道路交通法の施行により、自転車を利用する人全てにヘルメットの着用が努力義務化とされましたことから、警察や町生活安全推進協議会と連携し、各交通安全教室や広報誌などでヘルメット着用の必要性や安全性について周知しているところです。

議員御指摘のとおり、自動車から自転車使用によるCO<sub>2</sub>の削減の効果や価格高騰により生活費が圧迫されている状況は認識しているところではあります。レジャー・スポーツを含め、自転車の使用は個人の判断に委ねられていること、また、既に改正前より児童、また乳児の同乗の際は努力義務であっ

たこと、自転車利用者が自ら事故の被害を最少にすることが法益と考えておりますので、現時点では購入に関しての助成については考えを持ち合わせておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 次に教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 2番北條議員の2項目めの社会教育総合センター天井改修工事の2点の御質問にお答えいたします。

社会教育総合センターアリーナ天井改修に関しましては、今年2月24日開催の全員協議会におきまして、これまでの経過と今後の検討事項について御説明を申し上げてきたところであります。

まず1点目の現状の安全確保に関する御質問でございますが、令和3年3月にアリーナ天井材の一部に破損が見つかりましたので、修繕対応を行うとともに、落下の危険性が考えられる天井材は全て取り外した上で、令和3年5月19日からはアリーナを全面開放し、使用していただいているところであります。

この間、日々アリーナ下から天井材の目視点検を行い、安全性を確認しながら使用に供してきているところであり、令和3年5月以降、天井材の落下が危惧される部材は確認されていないところであります。

次に、2点目の今後の改修計画に関する御質問についてでございますが、今年度中に令和3年度に実施しました実施設計に基づき、資材の調達や法等による事業費規模や工事期間などを再考し、検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、アリーナの吊り天井の耐震化は喫緊の課題と認識しておりますので、早期の着手につなげられるよう協議してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） まず1点目、町長にお伺いしますが、警察や町、町民生活推進協議会との各交通安全教室とかつて書いてありますけれども、これは何を周知しているのですか。そこをまず教えてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

ヘルメットの着用の努力義務化と安全性について、説明しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） ということは、その中で

は、早く自分で買いなさいと、早い話がそういうことですよ。違いますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

交通安全教室の中で自分で買いなさいと、そうことは申しておりません。あくまでも安全性とか法律で努力義務になりましたよと、そういう話です。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） そうであれば、町も少しそういうところを考えなかったら、レジャー・スポーツはまだ分かるとしても、通勤・通学、買い物とあと子ども、幼児・児童、これぐらいの補助は出してあげても、町として。まして車に乗る側からすれば、そういうときに事故に遭えば、頭部あたりをぶつくと、やっぱり重症化し過失割合が高くなるので、そこを避けるためにもヘルメットを着用しなければならないので、そこら辺を踏まえて町としてはどういうふうを考えているか、ちょっとお聞きします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

ヘルメット着用について、議員おっしゃるとおり致死率はヘルメット着用時の2.3倍、接してない場合、そういうデータが警視庁のホームページにあるとおり、ヘルメット着用の重要性は十分これからも今も交通安全教育として推進してまいります、あくまでも車と事故に遭ったとき危ないのは自分です、まずは自分でヘルメットの着用が努力義務になったので、まず自分の身はといいますか、ヘルメットを着用して自分の安全を確保してくださいという、そういう方向です。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） そうなると、罰則規定今のところないのです。罰則規定ができて、今の物価高騰でそういうところを援助するというつもりは全然ないってことですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

罰則規定、原付自転車も、昔は50ccのバイクもそうでした。ヘルメットなしからヘルメット着用義務化になりました。そのときどうするかというのは、ヘルメットの安全基準というのも当然そのとき

には変わるかもしれません。価格もどうなるか分かりません。そのことについてはまだ分からないことが多いのですが、現状は北條議員おっしゃるとおり、物価高騰による家計への圧迫が原因であれば、まずそこを手当てする。今までもそうでしたが、経済対策をもって物価高騰には対応してきましたので、その中で家計でうまくやりくりしていったらええというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 今の答弁によると、物価高騰で圧迫されれば、義務化されたときには町長はそこを踏まえて考えたいという答弁でよろしいですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

物価高騰が原因であれば、物価高騰が家計を圧迫していれば、まずその手当をするのが、特にヘルメットというふうに特定しなくて、物価高騰対策というのは今までも経済対策取ってきましたが、それが重要であろうというふうに考えております。

また、そのときにヘルメットの補助を出すかどうかとはまたそれは別で、ヘルメットが義務化になったときは、もちろん皆さん自転車に乗るときにヘルメットをかぶらなければならないと思います。そのときに、今は自転車用のヘルメットというのはそう高くないと思います。であります、そのときのヘルメットの価格がどうなるのかというのは分からないことが多いので、またそのときにどうするかというのは、まだ全然考えは持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） ちょっとしつこいようだけれども、町長、物価高騰は町長毎回言ってますよね。その対策もしなくてはならないって。だけれども、子どもたちとか買い物等をする、通勤・通学も入れて、1軒に自転車1台ではないですし、そういうふうになれば乗るだけの頭数だけヘルメットは要ります。そうしたら、物価高騰対応にはならないという意見ですか、今は。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

家計が物価高騰で圧迫されているというのは私も認めます。それでヘルメットに限らず、物価高騰で

ヘルメットを買うのが厳しいとか、ヘルメットに限らずいろいろな苦しいところが圧迫されて出てきていますので、特にヘルメットに限らず、やっぱりそういうところ手当するにはやっぱり一般的な経済対策の中で、ヘルメット購入ですとかいろいろな電気の高騰とか対応して欲しいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 今、質問しているのは、ヘルメットの補助を、全額ではなくて補助を出してもらえないかという話をしているのです。それがヘルメットでなくてっていう言い方はちょっとおかしくありませんか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

ヘルメットの話ですが、私が言っているのは、家計の圧迫が原因であれば、ヘルメットに特定したような対策ではなく、全体的な家計の圧迫に対する経済対策を取りたいということです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 私の質問は、物価高騰で家計が圧迫しているから、ヘルメットを買う人方の補助を出してもらえませんかという質問なのです。別に物価高騰でほかのことまで考えてくれなんて今一つも質問していませんよ。何か答弁が食い違っていませんか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

ヘルメットの補助、それに特定したものは現在は持ち合わせておりません。考えておりません。

物価高騰が原因であれば、それを解消するような対策の中で対応して欲しいというふうな、それが私の真意といいますか、発言の趣旨です。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） そうしたら、早い話がやらないということですか。そのところだけ聞いているのです。別にほかのことは何も聞いていません。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

ヘルメットに特定したヘルメットに対する補助

は、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） そうしたら、罰則が規定で決まっても考える余地はないという考えの下でいいのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えします。

罰則規定がいつになるか、将来のことですので、そのときの状況等を今から予測するのはなかなか困難ですので、そのときはそのときで判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 世間のうわさでは、来年度から罰則が始まるのではないかという話もあるのです。だから今から考えないと、町長、なつてからなんでも考えたら後手ですよ。そこはやっぱり世の中のちゃんと空気を読んで先々進めないと、町長の力が発揮できないですよ。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほども申し上げたとおり、原付自転車の場合もヘルメット着用になったときは個人で原付自転車、スクーターと乗る方が個人で負担しておりました。基本的にはそういう考えなのだろうなというふうに考えております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 物価高騰は加味しないと、あくまでもそこへ戻ると。町長はそういう答弁ですよ、今の答弁は。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

物価高騰は加味しないといえますか、物価高騰だからといって特定のものに対する補助、特に今回ヘルメットですけれども、ヘルメットに特定して補助を出すという、物価高騰対策は全般的に皆さんがいろいろなものに使えるような経済対策がいいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） そうしたら、町として、

ちょっと質問変わるけれども、例えば今までの児童たちがヘルメット小さくなりますよね、長年たつと。そのときに、町はそれを寄附してもらって、次の段階の人方に町があつせんするという、そういう考えもないということですか。ちょっとそこら辺、あるかないか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

ヘルメットの入手方法はいろいろ、新品で買うとか今はネットでのオークションとかフリーマーケット、また、あと中古のいろいろなショップもありますので、その中に町でもいろいろな子育てサークルとかいろいろあると思います。いろいろな流通の方法あると思いますので、特に町ではそれを町があつせんするというような考えは、今のところは持っておりません。

以上です。

○議長（村上和子君） 2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 結論だけ言えば、今のところはそういうことは全て考えていないと。今後もちょうと考えにくいという考え方でよろしいですね。そこだけ教えてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在のところ考えてはおりませんし、将来は不確定要素があるから断言はできません。が、基本的には今の考えです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 分かりました。

そうしたら、2項目めの天井材の落下、これは何年たっているのですか。そこら辺ちよつともう一度確認させてください。落下してから何年たっているか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 2番北條議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、落下についての経過年数についての御質問だったと思いますが、実は落下という形で北條議員から冒頭、数年前というような表現があったと思うのですが、落下というふうに教育委員会で認知している案件はございません。ただ、あそこに議員の皆さん視察して御存じだと思っておりますけれども、ロックウールボードといまして、ロックウールボードには不織布が実は表面に貼っておりまして、その表面の一部が落ちてきたというのは過去にあったとい

うのは聞いておりますが、記録としてそれが危険になったということの状態は確認はできておりません。

危険な状態というのは、先ほど2月の全員協議会でも御説明しましたし、今回も説明をしておりますが、落下という事実はここ令和3年3月以降はございません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） いや、大概の議員は前教育は、もう危険ですぐやらなければならないと、そういう声出したのです。それがだんだん年数たったら危なくないようになってきているので、そこら辺の意見はどのようなのですか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 2番北條議員の御質問にお答えします。

前教育委員会の教育長をはじめ、教育振興課長が説明した経過なども私も確認をさせていただきましたが、落下したものがあつたので危険だということではなくて、落下する可能性があるので危険だという表現をしたというふうに私も記録は確認しております。

その前に多分、前教育長も前教育振興課長も御説明していたと思うのですが、実は、東日本大震災の後、法律、建築基準法の施行令が改正されて、この特定天井が危険があると、それで、必ずこの特定天井については軽量化することと、その施工の内容については、設置者である施設の管理者が確認をしてそれなりの天井が落ちないようにきちんと改修しなさいというようなことの内容になっております。

それで、説明の前後がちょっと違うかと思うのですが、今の上富良野町の社会教育総合センターの体育館の吊り天井の状況は、大変申し訳ないのですが、この基準法には説明をしていたとおり、留めがねで止めるとか吊りがねが落ちないようにするとか、ロックウールボードが乗せているだけの状況なので、それでは危険があるのでそれを止めるとか、あと2キロ以上は特定天井は駄目ですよというふうになっていますので、早急にそれは軽量化しなければいけないということで、実は法律で決まっているので、やはりそれはこれからあそこも避難所の大きな施設となりますので、きちんと特定天井を改修しなければいけないので、落下すると危険性があるということで表現されたのではないかというふうに私は認知しているところがございますので、それについては令和3年の実施設計も行ってございまして、特定天井の危険性については、私も昨日屋根に

上りまして、どのような具材でどのような留め方をしているのかもこの目で見てきました。確かに、ドウパにおきましても、全て乗せているものにつきましても、危険性がないと私は思っております。危険性は法律で定められたとおり、これは改修しなければならないというふうに確認をしましたので、本当にここにも書きましたけれども、令和3年度から既にもう2年経過しておりますので、資材の調達について延期になりましたLEDについてもかなり納入が可能ということで聞いておりますが、メーカーに確認しましたら、当初令和3年に申し上げたよりも部材は少しめどが立ってきたのですが、工事をやるときに人夫が集まらないので、工事期間が当初議会にも説明していた4か月間では困難であるというような情報も入手しておりますので、そうすると、うちの体育館の利用者の方にもかなりその期間についてはきちんと再度確認をした上で、利用調整も今後図らなければならないという課題も実は令和4年から今年5年にかけて、私どもも確認を今していますので、今年中にこの辺の課題解決についてきちんと改めて考えを持ちまして、財源も含め議会のほうにいろいろと情報提供をさせていただきながら、施策に反映していきたいと考えております。落下についてはそのような認識を持っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 何か、スタートの認識が違うのだよ。我々は、結露が起きて染みが出てきて、それが浮いてきてという、それで危険だと聞いたのです。だから、今の話とちょっと違うのかなと思って、それでしたら結露のことはもう解決ついたのですか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 2番北條議員の御質問にお答えします。

結露の関係につきましても、昨日天井に上がりまして確認しましたら、それはやはり議員の皆さんも御存じのとおり、特に北東斜面、あと南東の南西の部分、四隅においてかなり染みがロックウールボードに染み出ているかと思っておりますので、屋根のほうも確認しましたら、屋根にはやっぱり吹きつけのものしか断熱が入っていませんので、ロックウールボードと天井の間でそこに温度差ができるというのを私も確認はしました。冬ではないので、そこで水滴が落ちてはいませんでしたけれども、その筋道が屋根にもありますしロックウールボードにも筋道がついているのは確認はしております。だから、結露が長

年35年かけた建物になっていますので、それがロックウールボードに染みが出ているというのは出ていますが、全面において結露が染みとなってそれがロックウールボードを落とすような原因になっているというふうには、実施設計の中でもそれは出てきておりませんので、今、特に私、今回の2番北條議員の御質問に対して再度共通認識を持たせていただきたいのは、まずロックウールボードが落ちるから危険だということではなくて、もともとの社教センターのこの吊り天井がきちんと法に基づいた基準では今現在ないので、これをきちんと改修すべきものだというので、まず認知をさせていただきたいと思っておりますし、早急にそれは解決すべき課題だというふうに考えておりますので、御説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） そうであれば、なおさらです。湿気よりまだ悪いですよね。だって天井がもたなかったら、下にいる人みんなに落下して、地震が来たら危ないということなのでしょう。その割には偉いのんきでないかな。やっていることが。

私たちその話聞いたのは去年の秋です。行政調査で、教育長がその対応を考えなくてはならないと聞いて、2月ではないです。昨年行政調査で私たち伺いましたよ。それからもう半年以上たっていますよ。それで、今のところそのときと同じ答えですよ。ということは、調査したかしないかも検討に入ったか入らないかも、これ誰が検討するのですか。協議するというのは、そこら辺もちょっと教えてください。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 2番北條議員の御質問にお答えします。

昨年9月にも議会の皆様に行行政視察で社教センターを見ていただきました。そして、今年2月には全員協議会で1年間延期させてほしいというふうに御説明をさせていただきました。

その延期につきましては、大変申し訳なかったのですが、やはり部材の調整・調達、本当に財源も併せまして、工事期間もかなりの期間を要することも情報入手しましたので、今年度、令和5年度の実施には至りませんでした。そのときに既に町長とも打ち合わせをしまして、早急にこの案件はやらなければいけないのだということで私も確認しておりますので、今年度中には改めて来年度以降の予算にきちんとどのような形で計上していくのか、その施工もどのような形でやっていくのかも含めまして、き

ちんとした議論を教育委員会並びに町の財政、あと建築に関わることでございますので、それにアドバイスをいただく関係技術者の皆さんにも打ち合わせをして、年度内にきちんとした方向性をお示しをして、実施に向けて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） そうであれば、もう早急に財政の問題ではないのですよね、危険というのは。今の教育長の説明からいくと、地震が来たら非常に危ないと、そうであれば、今、期間を止めるのではなくて、今の危ないほうを優先しなければならないのではないですか。私はそう思うのですけれども、その辺をきちんとこれから計画的に来年の予算につけるのであればあるで、そこら辺ははっきりしてもらえばいいと思うのです。

以上です。

○議長（村上和子君） 答弁いいですか。

○2番（北條隆男君） いいです。

○議長（村上和子君） 分かりました。

以上をもちまして、2番北條隆男君の一般質問を終了いたします。

次に、11番小林啓太君の発言を許します。

○11番（小林啓太君） 私は、さきに通告していた4項目16点に関して、町長にお伺いいたしません。

1項目め、遊休施設について。

現在町で保有している遊休施設に関して、その現在の状況を明らかにされたく、以下5点について伺う。

1、現在町内で遊休施設に該当する施設はどの施設か。

2、それら遊休施設は現在どのような状態であるのか。

3、その中で管理費用などがかかっているところはありますか。

4、有効活用について検討を進められているものはありますか。また、有効活用について検討を進められていない理由はあるのか。

5、売却などの考えはあるのか。

2項目め、移住政策について。

町の人口減少や各産業の人手不足を補う上でも、町外からの移住者を受け入れていくことは喫緊の課題であると理解しています。そこで、町の移住政策に関して以下5点について考えをお伺いします。

1、移住検討者や初期の移住者が上富良野町で受けられる独自の行政サービスはどのようなものがあ

るのか。

2、それらを対象にする行政サービスは近隣自治体と比較された際に見劣っていないと考えているか。

3、町長はどのようなターゲットに対してアプローチすることが町と移住希望者、双方にとって有益と考えるか。

4、その移住者に対して、上富良野町への移住を促すためにはどのような政策を実行しているか。

5、その政策によって具体的にどのような成果が出ているか。

3項目め、農業振興についてです。

令和3年の一般質問において、農業振興について町長と質疑を交わした際に、潜在的な就農希望者を育てること、また、育てていく上でも町独自の研修プログラムなどがあることが望ましい姿であるという共通認識が持てたと考えております。その際に、一例として取り上げた地域おこし協力隊の農業支援員制度が今年度から本格的に採用を開始した点については、上富良野町独自の研修プログラムを構築していく大きな一歩であると考えています。

一方、この制度に関しては、既の上富良野町に住民票がある方やUターンして実家の農家を継承するかどうかを検討している方などには適用されるものではないと理解しており、潜在的な就農希望者を増やす取組にはこの制度の実施のみでは不十分であると考えております。

そこで、町長に農業進行に関して以下5点についての考えをお伺いします。

1、これまでの間に潜在的な就農希望者を育てていくという取組に関して、具体的にどのような研究検討を行ってきたかお伺いします。

2、潜在的な就農希望者を育てていくためには、行政としてどのようなサポートが有効であると考えられるか。

3、主に夏場など1年のうちの数か月間に多くの人手が必要になる業態が人材の確保に苦勞している実態を町長は把握しているか。また、そういった実態に対して行政としてサポートできる手段はあるか、をお伺いします。

4、現状JAふらのがこのような業態に対して人材をあっせんされているが、この期間に日本全国から農作業をしに富良野地域に来られた方々は、我が町にとっても質の高い関係人口であると考えます。全国から町の夏の期間に多くの農業従事者に上富良野町に来てもらうことができれば、農家の人材不足を補いつつ、上富良野町にとっても関係性の深い関係人口を増やしていくことが可能になると考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

5、このような農業従事者は潜在的な町の就農希望者になり、町の農業を下支えしてくれる可能性が大いにあると考えますが、町としてこのような人材を確保し育てていく考えはないのか、町長の考えをお伺いいたします。

続いて4項目め、移住・農業振興・遊休施設の活用に係る政策についてお伺いいたします。

最近、農業者の方から、夏場や収穫期に働いてくれる人を町外から呼び寄せたいのだが、泊まらせるところがなくて困っている、泊まらせるところさえあれば働いてくれる人はいるのだがという相談を立て続けに受けるようになりました。

一方、全国を季節ごとに移動しながら、それぞれの地域の農家の繁忙期に人手をあっせんする事業を行う知人からは、富良野地域で働きたいと考える人はたくさんおり、募集は容易だが、それらの人々を住まわせる場所がないので、人材を紹介しきれずにいるという話を伺いました。つまり、繁忙期に町内外から働き手を求める農家が多くいる一方、富良野地域で農作業に従事したいと考える方も全国にいますが、宿泊場所の確保が困難な結果、両者のマッチングが成立していないという状況があると考えております。連日の事業を行う知人の話では、希望者の多くは若い世代で、既に事業が展開されている様々な地域に活力をもたらしているとのことでした。このマッチングが成立することで、我が町の農業の人手不足を解決する道筋が開けると同時に、前段の質問でもあったように、農業というきっかけで我が町に深く関わる人は増えるという利点が挙げられます。

事実、私も農業に従事する目的で上富良野町に移住してきた一人であり、移住してからこれまでの間に同じような経緯で上富良野町や近隣市町村に来て、その後、新規就農者になった方を何人も見ました。つまり、町外から農作業を多く受け入れることは、我が町の基幹産業である農業の振興発展に一役買うだけではなく、町の人口減少についても一石を投じられる可能性があると考えております。

自身も宿泊施設を営む事業者として、何とかこの課題、このような実施の業従事者が宿泊できる施設を運営できないかを検討しましたが、期間が限定的であること、観光客を相手にするより単価がやはり極端に低くなってしまうことから、民間の事業として取り組むにはとてもリスクが高い一方で、経済的なリターンが少ないという現実に向き合うことになりました。

そこで、町民の財産でありながら、現在使われることなく遊休施設となってしまう施設を有効活用し、これらの上富良野町の農家で働いてくれる

方々の宿泊施設として施設を有効活用することができればとても有意義であると考えますが、必要性、実現の可能性の点で町長の考えをお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の4項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの遊休施設に関する5点の御質問につきましては、一括してお答えいたします。

町は、今後の人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、将来的な財政負担の軽減や費用の平準化を図り、公共施設等を維持管理するため、平成28年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点に立ち、総合的に公共施設を管理することといたしました。

以降公共施設につきましては、維持管理・更新を行い、使用する見込みがない施設については除却や売却を行ってきたところであり、また、令和4年3月の本計画見直しに伴い、改めて施設ごとに現状と課題の整理、劣化状況の調査を行いながら、旧教員住宅等の使用する見込みがないものについては、用途変更、除却や売却を進めていくこととしていくところであります。

前段申し上げた方針に基づき、用途変更や廃止を行い、遊休施設として管理している施設は旧江幌小学校、旧東中中学校、旧教育住宅（旭町、泉町、東中、江幌、清富）及び旧衛生センターとなっているところであります。

また、当該遊休施設の現況等についてであります。旧江幌小学校及び旧東中中学校は一部を有償で貸付を行っており、その管理費用についてはこの貸付に伴う収入を充てているところであります。また、その他の遊休施設につきましては老朽化が進み、安心・安全な利用をするためには大規模改修等を行うことが必要であり、そのためには多額の費用が必要となっていることから、当該遊休施設の貸付等は行っておりません。なお、管理費用等につきましても発生しておりません。

いずれにいたしましても、今後も地域の意向も考慮した上で、使用する見込みがないものにつきましては有効な活用方法や除却・売却など多角的な面から研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2項目めの移住政策について5点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目と2点目の移住検討者や初期の移住者への町独自の行政サービスと見劣りについての御質問について、関連がありますので一括してお答えいたします。

町の考えとして、定住・移住の政策については、

検討者であるとか転入初期といった対象者の区別をして政策を行うという考えではなく、また、通常の就職や転勤などによる転入も含め、広い意味で定住・移住策を講じることが重要であると認識しているところです。

他自治体から当町に転入される方、現在住んでおられる方全体を見据えた魅力的なまちづくり、住みやすいまちづくりが重要と考えており、対象は全町民になりますが、住宅リフォームへの助成や新規開業特産品開発事業などの補助制度も定住移住への一助となると考えております。

このようなことから、他自治体との比較については、個々の政策に差異はあるものの優劣とは考えておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目のどのようなターゲット、アプローチが移住者と町の双方が有益になるかとの御質問ですが、人口減少は社会の中で、やはり働き手が少なくなっていることから、そういった方々に移住していただけることは大変ありがたいことと考えておりますが、当町へ移住を希望している方はどの世代でも町にとって有益と考えておりますので、全ての世代や職種に対してアプローチをしているところであります。

次に、4点目の移住を促す施策についての御質問ですが、定住移住政策は単独でなし得るものではなく、福祉や教育、建設、観光、商工業など様々な分野が複合的に関わりあう総合的な施策であり、町民がずっと住み続けたいと思えるまちづくりの延長線上に町外からの移住があるとの理念を基本方針とし、あらゆる分野において町の魅力度を上げるべく、各施策の実効性を高める取組を進めているところです。

次に、5点目の具体的な成果についての御質問ですが、町で把握しております移住実績については、町が何らかの関わりを持った移住者の方を実績値としており、就職や転勤等で当町に住まわれた実際の移住者の実績として把握することは難しい状況でありますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、3項目めの農業振興について5点の御質問にお答えいたします。

農業の労働力不足・担い手対策につきましては、農業従事者の高齢化や後継者不足により農家戸数は年々減少を続けている現状にあり、農家戸数の減少、農家1戸当たりの経営面積増大に伴って生じる人手不足・担い手不足につきましては、当町が直面する大きな課題として認識しているところであり、このことから、新規就農経営継承の対策を推進していく必要があります。

まず、1点目と2点目に関連がありますので、併

せてお答えさせていただきます。

潜在的な就農希望者への取組の研究・検討と有効なサポートに関しまして、町内在住の方や後継者の方につきましては、現在研修プログラムとしている新たな担い手支援制度を基本として地域に根ざした農業を着実に継続していただけるよう、就農相談窓口、町ホームページによる支援制度の情報提供を充実させてまいりました。

町外から当町に魅力を感じ、農業に興味がある方に対しましては、まずは地域おこし協力隊の農業支援員制度を発展させることで研修先を拡大し、農業体験や研修受入体制を構築していくことが有効な方法と考えているところであり、さらに調査・研究を進めているところであります。

既存の取組の拡大や新たな支援方法につきましても、農業団体などと十分な協議を行うとともに、農業振興審議会の意見を尊重しながら引き続き調査、研究・検討を進めてまいります。

次に、3点目の人材確保に苦労している実態とそのサポート方法に関しましては、特に春の作付け、秋の収穫時期の繁忙期においては、どの農業者の皆さんも作業が集中することから、個々に作業支援を依頼されている方やJA関連の派遣事業者を利用している方などから、労働力の確保に苦慮していることは以前から課題として認識しているところであります。

そのような状況を解決するには、農業経営者と作業従事者の双方が希望する能力や条件がマッチングする人材を確保し、紹介・派遣することが最も有効な手段ではありますが、人材派遣の運営に関しましては、ノウハウや人家材の確保を行政が担うことは難しく、既存の農業団体や民間事業者など活用すべきと考えており、行政が支援できる範囲、方法について、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、4点目の農家の人材不足の解消と関係人口の増加に関しましては、農業を契機として当町にお越しいただくことは基幹産業である農業の課題解決と関係人口の創出による地域への経済・社会的効果が見込まれ、継続的に関わることにより定住人口へ発展し、農村の活性化や担い手対策にもつながることが考えられます。

関係人口の創出拡大につきましては、地方創生を推進する国の施策でもありますので、次期個別計画の策定において参考とさせていただきたいと考えております。

次に、5点目の農業従事者の確保と育成に関しましては、さきに述べましたとおり、有効なサポートや行政として支援ができる取組につきまして、引き

続き研究・検討を進めていきたいと考えております。

当町においても、近年、季節雇用の農作業に従事している方が新規就農に向けた準備をしている事例もあり、近隣自治体においては、過去から新規就農につながっている事例もあると聞いておりますので、幅広い受入体制でニーズに対応していくことも検討する必要があると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの移住・農業振興・遊休施設の有効活用に係る政策について御質問にお答えいたします。

町有の遊休施設が宿泊施設として利用が可能な状況であれば、施設の有効活用と農作業に対する労働力不足を解消されることになり、両方の課題解決に有効な方法ではありますが、1項目めで申し上げたとおり、旧江幌小学校及び旧東中中学校以外は老朽化が進み、安心・安全な利用をするためには大規模改修等を行うことが必要であり、そのためには多額の費用が必要となってくることから、遊休施設の活用は困難であると考えておりますので御理解願います。

移住に関する住宅としては、現在民間の賃貸住宅をシーズステイ住宅として御利用いただいておりますので、これらの活用も考えられるものと存じます。

持続可能なまちづくりにおける定住移住施策は、農業、商工業、観光、福祉や教育など様々な分野で複合的な関わりがあり、あらゆる分野において町の魅力を上げるべく各施策の取組を進めており、引き続き必要な政策について研究してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） ここで、昼食休憩といたします。再開は14時といたします。

---

午前11時56分 休憩

午後 2時00分 再開

---

○議長（村上和子君） 昼食休憩を解き、一般質問を再開いたします。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） それでは、再質問させていただきたいと思いますが、お昼から今回初めて傍聴に来られたという傍聴者の方もいらっしゃいますので、ここまでの流れを簡単に手短かに説明させていただきたいと思います。

まず前段、私が町長に対して町の遊休施設、町が持っているけれども、今現状使われていない公共施設の利用状況等について確認し、その後2項目めで

町の移住政策に関してお伺いさせていただき、3点目で町の農業振興に関して5点の質問をし、最後にそれらを踏まえるような形で町の遊休施設を有効活用して、移住者と農業従事者を増やすような取組をしてはいかかかというような質問をさせていただいている状況です。

それに対して町長から御答弁をいただいた内容に対し、私のほうから再度質問をさせていただきたいと思えます。

それでは、まず遊休施設に関してになりますが、昨日頂戴した町政運営推進プランの令和4年度版の中に、まず取組項目3、公共施設の効果的な管理運営。1、公共施設の有効活用と長寿命化の推進という項目がございます。ここに書かれている令和4年度の目的には、公共施設等統合管理計画に基づく維持管理、長寿命化及び遊休資産の有効活用または処分と書かれており、取組内容には旧東中中学校、旧江幌小学校の積極的展開策の推進と書かれております。その目標の達成の評価に関しては、達成できたと令和4年度には振り返られております。

続いて、令和5年度の同項目を参照しますに、目標には公共施設等統合管理計画に基づく維持管理、長寿命化及び遊休資産の有効活用または処分。取組内容には、旧東中中学校、旧江幌小学校の積極的展開策の推進と書かれております。

令和4年度に一応この旧東中中学校と旧江幌小学校の展開に関しては、一定達成できたという評価を下しているということで、まず令和5年度に関して同じような目標が立てられて、取組内容も同じようなものが取り組まれていることに違和感を感じるのですが、なぜこれに関して今回御答弁でいただけたように、様々なほかにもある遊休施設等の有効活用に関してはこの町政運営推進プランの中には盛り込まれなかったのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 暫時休憩といたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解きます。

総務課長。

○総務課長（北側徳幸君） ただいま11番小林議員の遊休施設の町政運営プランとの関係の御質問にお答えしたいと思いますが、町政運営プランにつきましてはアール4につきましては、旧江幌小学校、東中中学校の有効活用という形で、江幌小学校についてはホームページなどで通じて売却などの広報を行っているところでございます。一方、有効活用というか遊休資産ですので、会社のほうに貸している

実態もございまして、遊休の資産を会社ほうに活用して有効な手段を取ったということで達成したというふうに考えています。

東中中学校についても、ある団体にお貸しして財産収入を得ていますので、その意味では有効活用ということで達成できたというようなことで評価しています。一方、R5プランにつきましても引き続き、旧江幌小学校と東中中学校については答弁で行ったように、売却方法を探りながらという形で同じような目標を進めていきたいということで、そのようなことでプランには載せさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 御答弁の中では、旧教員住宅等も引き続きなのか、使用方法や売却するか処分するかなども検討しなければならないという答弁もあったかと思えます。ただ、この行政運営推進プランの中には旧教員住宅等には触れられておらず、逆にここに目標や取組内容に旧教員住宅をどうするかというのがむしろ挙がっていないことが、これらが検討されない理由になるのではないかなと個人的には感じてしまうのですが、旧教員住宅の管理方法であったり処分方法に関して、これまでの間にも推進してこられたのかを含めて旧教員住宅に関してお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 11番小林議員の御質問にお答えします。

旧といいますか廃校になった教員住宅、それから町の中で旭町、あちらのほうに現在も教員住宅としてあって、教員住宅の用途を廃止して普通財産になった住宅も閉鎖した状態でございます。

これまで各農村部といいますか、周辺の小学校が廃校になった跡などについては、地域の活性化のためということで、そういったことで地域活性化住宅と言うようなことで活用もしてまいりました。それから東中にはまだ残っております。

それから、あと江幌についてはもう入居された方とお話が済んで購入してもらったというようなことでございます。

それから、旭町のほうについては過去に議員の皆さんから提案があって、いろいろな住宅に活用しながら、それも20年ぐらい前からちまちまと直しながらやってきたところでございますけれども、いよいよ床が抜けたりとかということで、かなり維持費・修繕費等が莫大にかかるということから、この2年ぐらい答弁の中にもちょっと入れさせ

てもらいましたのだけれども、民間のアパートを借りてシーズステイのような移住を検討したりするような方に使ってもらう住宅を昔は教員住宅でやっていましたけれども、あまりにも古くなりすぎて、民間のアパートを借り上げてやっているような状況でございます。今、特に残っている住宅ではなかなか人に貸せるような状況にある住宅はもうほとんど残っていないのかなということが1点でございます。旭町のほうも日の出公園寄りのほう、若干手を入れた部分に何件か先生が入っているというふうには聞いておりますけれども、そういった部分も相当古くなっているというのが実態でございますので、これらは答弁にもありましたけれども、一定程度今風にちゃんと住めるように整備するには、本当に家を建てるのと同じぐらい内装にお金かかるような実態もありますので、そういったことから有効活用する部分として我々のほうではあまりそれらの住宅をカウントの中に入れていないというのが実態でありますので、その辺御理解を賜りたいなと思っております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 特にその旭町の旧教員住宅など、多くの施設が遊休施設になっている部分に関しては、今の御説明でなかなかすぐ有効活用は難しいのかなということは理解しましたが、では、これは例えば処分をする、売却するなどは、いつまでに実行するかというのを改めて計画しておかなければ、常に宙ぶらりんになってしまいますし、町内で最近空き家に対して人が入ってきたりとかいう事件も散見しておりますので、そのあたりいつまでにと期限を決めて、活用もしくは処分を考えることはあるのかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 11番小林議員の御質問にお答えします。

空き家の状態で残っている部分といいますと、やっぱり教員住宅もそうなのですけれども、公営住宅とかもそういった空き家の物件というのは町で抱えているというか、そういう人も結構ございます。

1点、旭町については何棟かは先生方は住んでいて、まだ教員住宅としての機能をきちんと持っている住宅もありますので、それらの整理がきちんとしていた後に、できれば一遍にやりたいなというような部分がありますので、そういったところをいついつまでというのが明確にちょっとできないというのは、そういう部分があるのかなと思います。

それから、例えば江幌小学校ですと、企業に小学校自体は貸していますけれども、校長教頭住宅とい

うのがまだ残っていますけれども、そういったものについても江幌小学校の処分といいますか、もし、できれば買ってほしいという町の希望でございますので、そういった買い手がついたときやなんかの後に、そうしたら今度住宅どうするのだというようなことも考えなければならないのかなというふうに思っていますので、そういったことを含めて、これはもう古いから何年には全部更地にしてしまうよというのがなかなか計画を立てられないというのが実態なのかなと思います。

ただ、小林議員おっしゃるとおり、治安上の問題とかいろいろな諸課題もあろうかと思っておりますので、その辺の管理についてはもう1回実態をちょっと調査してやる必要があるのかなと思っておりますので、そういった面でちょっと検討を進めていく必要はあるというふうに我々としても認識していきたいと思っております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 改修に係る費用などに関してはちょっと分からない部分もありますが、日々町民の方と対峙していく中でも使っていないところ、こういうふうに使ったらいいのではないのといういろいろなアイデアをお持ちの方はたくさんいるのかなと思っております。

先ほどの答弁の中でも、地域の意向も反映しつつ、今後の活用方法等や処分方法を考えたいとおっしゃっていましたが、地域の意向とは、町民の方にとってどのような機会を通じて行政側に伝えられるものとお考えか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

地域の意向を伺いながらというのは、売却先、また利用方法などについて、いわゆる近隣の住民のコンセンサスといいますか合意を得なければなかなか難しい部分もあろうと思っておりますので、そういう意味で売却先、利用方法などについては新たなことを始める場合は、地域住民の方の合意が必要だと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） では、続いて2項目めの移住政策に関して再質問させていただきます。

この1点目と2点目に関して、この質問を行うきっかけとなった町民の方からの御相談がありました。

内容は、その方の知人は上富良野に事務所を構え

る企業に就職するために道外から引っ越ししてきたものの、住む場所を決める段階となった際に家賃助成制度が使えると会社の方から聞き、美瑛町の賃貸住宅に住むことになったということでした。

御相談者の方はこの話を聞いたときに、とても残念な思いをしたのだという気持ちを僕に伝えてくれました。

調べてみると、美瑛町には移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成制度というものがあり、月額1万円を36か月を限度として助成を受けられ、さらに子育て世代に対しては1万円の加算もあるとのことでした。補則をすると、この助成金は美瑛町の地域通貨であるBコインで支払われているようです。かねてから移住定住の課題について論じられる際には、仕事がなければ移住も定住も難しいといった意見を多く耳にしてきましたが、今回のケースでは、仕事があっても住むのは町外ということで、この課題解決の難しさを改めて考えさせられました。

一方で、移住者が移住を決定される際、多くは行政に相談に来るというよりは働く会社の方であったり、不動産の事業者の方から情報を頼りにするのではないかなと感じました。

今回のケースは企業の方も従業員的生活を思っこの助言であったと信じておりますが、企業にとってもこのような行政サービスという武器を携えておくことで、従業員を雇用しやすくなるような効果もあるのかなと思っておりますが、そこで、今後上富良野町の産業を活性化し、移住者を増やしていくためにも新たな武器となるような行政サービスの考えはないのかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の小林議員のお知り合いの方、そういうケースがあったのだらうと思います。非常に残念といいますか悔しいといいますか、そういう面はあります。

ただ、家賃の補助制度が隣町の美瑛であったのは事実かと思いますが、たまたまその方は美瑛に住んでしまったのかもしれませんが、それ以外にも我々PRすべき点はまだまだ上富良野の行政としていっぱいあるかと思っておりますので、その辺のPRをしっかりしていきたいのと、プラスやはりさらにそういう、なるべく今のようなケースを減らす、家賃補助が具体的なことを指しているわけではありませんが、なるべく今まで以上に上富良野に住んでもらうためにはどうしたらいいのかというのは日々これからも研究・検討していかなければならない課題かと、このように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） さきの答弁でも言われたとおりで、今、確認した御答弁でも、基本的に町の移住政策に対する考え方は前向山町長の時代から一貫して町民にとって住みやすいまちづくりが最大の移住政策であるという点に関して、これは本当に一つの心理であると共感する一方、私が議員になった4年前から上富良野町に流入してくる移住者が増えるような大きな変化や流れは感じるには至っていないのが現状であります。

町長も言われていたとおり、人口減少によって働き手が少なくなっている現状を鑑みると、なかなか悠長なことは言ってられず、移住者を増やすための取組を新たに打ち出すべきであると考えますが、あくまで町長は移住者を呼び込むための特別な政策は必要ないとお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

特別な政策が必要ないと言っているわけではなく、そういうのも時と場合としては必要かもしれませんが、やはり一番大切なのは日々暮らしていく中で、町民の皆さんがしっかりと暮らしていけるような子ども、そして働いている現役世代、そしてお年寄りの方までしっかりと暮らしていける行政政策を、それをしっかりしなければならぬのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今の町長の御答弁で、何か特別な政策は全く必要ではないと考えているわけではなく、必要に応じて検討されていくというようなことに個人的には期待をしたいところであります。

さきに御説明した事例は、僕も非常に大変残念な事例であるとは思っておりますが、ただ、そのような特別な移住者に対する政策がなかったとしても、やはりこの町に魅力を感じて移住して来る方はおられるとも思いますし、現に私もその一人であることは事実であります。

そこで、やはり現在行っている移住者へのアプローチに関して、特定のターゲットを定めず、誰でもいいから来てくださいという広く薄く広告するようなやり方は、最小限の経費で最大の効果を出すという観点からは決して褒められたやり方ではないの

かなと考えております。そこで、まずは現状を把握するためにも、役場に転入届を出しに来られる方に対してアンケートを行うなど、上富良野町に引っ越して来られる方の属性などを調べたりするお考えはないのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

そうですね、上富良野の転入・転出の属性というのは古くから言われているとおり、やはり駐屯地があるせいで自衛官の人が多いいかなという先入観なのかもしれませんが、いずれの時点ではちゃんとしっかりリサーチをしたほうがいいのかもしれませんが、私が思うに、広く薄くターゲットをとというのは、決して多分小林議員の思っているのはちょっと違って、そのほうが一番人口が多いのはやはり公務員の方、駐屯地もありますので、そういう方が何かの御縁で転勤も就職もそうなのですが、そういう方のほうが圧倒的に縁があって上富良野に来る可能性といいますか実際に来ているのですが、そういう人のほうがはるかに数が多いだろうということで、そういう人に対して上富良野に定住してもらうためには、やはり日々の基本的な行政施策をしっかりと、プラスアルファやはり先ほど言った農業とか商業とか特別に外からといいますか、自らたまたま上富良野に来た人をとどめておく定住プラスPRして移住と、そういうふうにとどちらか一方を捨ててどちらか一方を取るというわけではなくて、やはり一番人口の多い定住のほうに力を実際入れています。プラス都市圏なんかに行って移住なんかをPRしているというのが現状かと思えます。

いずれにしても、上富良野の人口の動態といいますか、どういう方が上富良野に来ているのかというのは、リサーチすれば答えは出ると思えますが、今のところはリサーチをする計画は持っておりませんが、そのリサーチの必要性といいますか、効果・効能といいますか、そういうものはあるのだろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今の御答弁は最後の部分で実際に住民票を上富良野に移される方の属性などを調べることに限っては、それなりの意味があることであるということ、町長も共通認識を持たれているというふうに理解したのですが、その上でそういうことを実際に調べる取組を行う考えはないのかというのを、もう一度お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

今のところ具体的にいつやるという、そういうプランはありませんが、必要性とか効果は先ほど述べたとおりです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） それでは、3項目めの再質問に移らせていただきたいと思います。

質問の答弁の中でも、潜在的な就農希望者という言葉が出てきましたが、ここで改めて皆さんと潜在的な就農希望者というものについてのイメージをしっかりと共有しておきたいと思うのですが、として農業に対して関わり方には大きく二つに分かれると私は考えております。

まず一つ目は、自ら農地を持ち、法人や個人の事業主として農業経営を行う認定農業者としての関わり方。もう一方は、自ら経営を行う立場ではないものの、日常的もしくは期間限定で農作業員として働き、労働の対価を受ける非認定農業者としての関わり方。

今回、潜在的な就農希望者と呼ぶのは、後者の農作業員として上富良野町の農業に関わる人の中で、将来的に認定農業者への道を進むかもしれない方を指すものとなりますが、まずはその共通認識でこの先の質問を進めさせていただいてもよろしいか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

その認識で話を進めてもらって構いません。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） それでは、4点目でも質問させていただいた、主に繁忙期の期間に季節雇用という形で町外から上富良野町に来られて農作業に従事される方は、町にとっても非常に有益な存在であるということは町長と共有できたかなと考えておりますが、そういう方も将来就農者となられる、もしくは継続的に農業の人手不足を補ってくれる可能性が大いにある潜在的な就農希望者という認識を共にしてもよろしいものかどうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

そういう方、農作業を手伝ってくれる方は、有益な方だというふうに認識しております。もちろん将

来農業の経営者にならなくても、現時点で農作業を手伝っていただければ人手不足の解消になっておりますので、非常に有益な方々だと認識しております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） それでは、さきの御答弁で、これらの潜在的な就農希望者に関しては、おおむね重要性は町長と共通認識を持てたのかなと思っておりますが、前回の質問からこの間までにも様々な検討をされてきたり、行政としてどのようなサポートができるか等も今後も引き続き研究してまいりたいというふうな御答弁をいただきました。

一方、今年度は令和5年度のうちに新たな農業振興計画を策定する予定になります。そこで、この農業振興計画の中にこのような季節限定で雇用されるような農業者の方も踏まえたような、潜在的な就農希望者の方を育てていくというようなことを盛り込むお考えはないか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

農業振興計画が今年度、策定の年度ということは皆さん御存じのとおりで、さっきの総務産業常任委員会にもスケジュールなどお示しさせていただいたところでございます。

現在のところ、そういったものに対して直接的に町長のほうからこれを入れろとかというような諮問といたしますか、リクエストとかの部分についてはまだしっかりとまとまっているものでもございませんし、これまでの流れもあり、委員の考え方も尊重しながら町長のほうで諮問をして答申をいただくような形になるというふうに思っておりますので、現時点ではっきりとここの部分とここの部分を新たに加えてくれというのを言える段階ではちょっとないのかなというふうに思っておりますので、御理解賜りたいなと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） それでは、これまでの間にこの潜在的な就農希望者の方を育てていくことは大事であるということ町長と共有できたと思っはいるのですが、この農業振興計画に関しては、そういったことで共有できたことを反映してもらえよう進めるということよりは、あくまで農家の方やそういう団体の方からのいろいろな意見をいただいた上で作成するものであるという、そういった認識でよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 11番小林議員の御質問にお答えします。

確かに小林議員おっしゃっているように、いろいろな形で農業に関わっている方を潜在的な就農希望者というような定義をされているというのは、小林議員の中では先ほど定義をお話いただきましたからあれですけれども、基本的にそれらが、変な話、同じようにアルバイト料をもらいながら農業者の方のお手伝いをしているパートで働いている奥さんも含め、そういったどこからどこまでをそういったものと定義して、それをどういうふうに計画に乗せていくのかというのはちょっと微妙なものがあるかなと思うのですけれども、例えば、本当に私は小林議員がおっしゃったように、一番目のちゃんと営農するよと自分で経営しますよというような意思表示をしっかりとした中でやっている方に対しては、今ちゃんと補助制度とかがあってあれなのですけれども、そういうファジーな方に対して意欲を高揚させる、ちょっとやる気にさせるような取組みみたいなものなら何となくできるかなと思うのですけれども、そういう多様な働き方をしている方々に具体的にどういうことをしていくというものが、今の段階ではちょっとつくるのは大変難しいのかなというのが1点あるのかなと思います。その部分を、確かにちょっとお手伝いしていく中で農業が好きになるという方もいらっしゃるかもしれませんが、その部分をしっかりとどこからというのをまた位置づけて、どういうふうなフォローをするのかというのは、これからもちょっと本当に調べてみたり、実際の働き方、どういう働き方をしている方がそういうふうにとだけけるのかというものも、調べないと難しい問題なのかなということで、この段階ですぐ審議会のほうにこれを考えてくれという段階まではまだちょっと熟してないのかなという印象でございます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

潜在的農業者という定義を、前段小林議員が私はこういう定義で話しますけれどもいいですかということで、いいですよと私答えましたけれども、その定義の仕方が一般的かどうかというのは分からないところだと思います。審議会の委員の皆さんも分からないと思います。

潜在的農業者といたら、国民といいますか日本に住んでいる人全員潜在的ですよ。そう捉えられるかもしれませんが、今、小林議員がおっしゃったように、一度でも農作業に携わって作業員として関わってくれて、農作業をちょっと経験した人をそう呼ぶ

のだと定義されましたけれども、今この中でそういう前提で話しますということで話していますけれども、外に出たらもう定義が分かりません。

ですので、そういう本当に農作業で手伝ってくれている人が潜在的に将来の農業者になるかどうか分からない人を、そういう人をどう使うかというのを計画に入れるというのは、なかなか難しいのかなというふうには私は考えております。

ですので、今、議論しているうちは潜在的農業者というのは前段定義づけましたけれども、一般論として計画に盛り込む、委員とかほかの人に理解して共通の定義で認識してもらうのは、定義づけするのはなかなか難しいのかなというふうには、幅があるなというふうには考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） すみません。この潜在的な農業者、就農希望者という言葉と定義づけに関しては、正直言葉は私は何でもいいかなと思っております。ただ、本当に共有したいこの思いに関しては、多分共有できているのかなと思う部分は、やっぱり少しでも農業に携わり始めた方が、その後、上富良野の農業を支えてくれる一員になるかもしれない、下支えしてくれるかもしれないということで、そういう人の裾野を広げていこうという、その思いを共有したいのが一番でして、恐らく農業サイドから出てくる今後の計画との中で、当然人手不足というのは町長も把握されているということでしたが、ただ、行政という立場で一考、高い示唆で町の課題を解決していく上でも、やっぱりそうやってボトムアップをさせていかなければならないというのは、5年先、10年先を見据えたときに、そういう人も大切に育てていかなければならないのかなと私は考えているので、本当にその定義や言葉の使い方はお任せしますので、ぜひそういう課題を共有しつつ、そういう人を育てていくということを計画を立てる際にも御検討いただければと考えております。

すみません、時間がなくなってきました。

4項目めの再質問に移らせていただきますが、現在旧江幌小学校、旧東中学校以外は大規模な改修があると答弁で言われておりましたが、今回前段に各課でこの質問に関してお話をしていく際に、旭町の旧教員住宅などをこういった使い方はできないだろうかということを相談させていただいておりました。その上で、大規模な改修には多額の費用がかかるということなのですが、大体このような農業ヘルパー用の寮に改修しようと思ったら、幾らぐらいの規模でかかってくるものと見積もられて多額と言わ

れているのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） すみません、11番小林議員の御質問にお答えします。

具体的にそういった見積もりは取っておりません。先ほど申し上げましたとおり、基本的にはもう内装・外装ともにちょっと、今まで使っていても駄目だからといってもう閉鎖している施設がほとんどでございますので、外装・内装ともにほとんど、丸々作り直すぐらいのお金かかるといような認識での具体的金額の見積もりは取っていないのが実態でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 多額の費用はかかるというのが100万円なのか1,000万円なのか1億円なのか、どれであっても多額の費用と言われても、かかるなどは思うのですが、やはりその費用感によっても利活用という点では、そこに予算を投じてでも行う事業であるべきかどうかというのはあるので、ちょっとその金額を知ればいいのかとは思っていたのですが、ただ一方で、仮にその多額の予算がかかるとしても、財源として上富良野町のふるさと納税を町外の方からいただいているのに、多大な協力をしてもらっている農業者の課題解決につながることを考えれば、寄附額の一部をこういった施設の改修に充てることにも決して違和感はないのではないかなと個人的には考えております。

先ほどの行政報告の中でも令和4年度は約4億4,000万円、そのうちの2億2,000万円が自主財源として獲得できたという報告がありました。なので、今回御提案させていただいたようなものには、それぞれ遊休施設の有効活用であったり、移住政策にもつながることであったり、農業振興につながることであったり、非常に個人的にはいろいろな価値があり、また、かなり現実可能な策ではないかなと考えておりました。なので、今後こういったそれぞれ別々にはなるかもしれませんが、課題解決に当たって、このふるさと納税を財源に取り組みというようなお考えはないのかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

移住定住のシーズンステイ住宅も旧教員住宅が老朽化した関係で、民間の施設、アパート、建物を利用してやっているのですが、自ら多額の費用をつぎ込んでやるというのも、自前でやるというのも一つの方法かもしれませんが、民間の現有のアパート等を活用して、農業に限らずいろいろな移住定住対策

に活用していくということは、十分に検討しなければならないのかなというふうに思っております。

ふるさと納税の使い道としてもそうなのですが、ふるさと納税を使って今ある教員住宅を直すのか、そんなに多額の費用を使うなら、もっと民間のところを利用して補助を出すのかどうなのかという方法論はいろいろ考えなければならないのかなというふうに思っておりますし、遊休の施設をやっぱり直すのとコストをいろいろ検討してコストパフォーマンスが一番いいものを研究しなければならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、11番小林啓太君の一般質問を終了いたします。

次に、9番佐藤大輔君の発言を許します。

○9番（佐藤大輔君） 私は、さきに通告していました1項目9点につきまして、町長並びに教育長にお伺いいたします。

大正15年5月24日に発生した十勝岳泥流災害から今年で97年を数えますが、その周期から、近い将来噴火が起こるであろうことを念頭に、これまで監視体制の強化、防災訓練の実施、ダムや堰堤の建設など様々な対策を講じてきました。

ですが、私は二度と同じ悲劇を繰り返さないために最も大切なことは、町民個々の防災意識の醸成であると考えの上から、このたび特に火山泥流発生の可能性が高まる積雪期対応期間、おおむね12月から5月の期間における避難に焦点を絞り、以下9点について町長、教育長にお伺いいたします。

(1) 十勝岳の火山活動はどのような体制で監視されているのでしょうか。また、現在注視すべき兆候等があればお伺いいたします。

(2) 噴火警戒レベル4高齢者等避難発表時には、全ての指定屋内避難所が開設されていると考えてよろしいでしょうか。

(3) 平成28年3月に発行された十勝岳火山防災マップを拝見しますと、泥流予想到達区域内に多数の避難所が設けられております。避難所としての機能保全や避難経路の安全確保という点について懸念がありますが、見解をお伺いいたします。

(4) 現在我が町には避難行動要支援者が約280名いるとお聞きしましたが、要支援者を速やかに避難させる体制は十分に整っていると考えてよいでしょうか、お伺いいたします。

(5) 車両での避難に関する町としての見解をお伺いいたします。

(6) 観光客の避難対応策についてお伺いいたします。

(7) ペット同伴者の避難対応策についてお伺い

いたします。

(8) 先日、ジェイアラート発令の際、登下校時であったことから、児童生徒及び保護者また登下校見守りボランティアの方々はその対応に戸惑ったとお聞きしました。この事例から、町内小中学校及び高校において、十勝岳噴火警戒レベルと発令のタイミングに応じた行動マニュアルが適切に整備されているのか懸念が残りますが、その実態をお伺いします。

(9) このたびの新型コロナウイルス感染症蔓延も相まって、各住民会で実施される防災訓練では、参加者数が減少しているとの声が聞かれます。このままでは町全体の防災意識の低下を招くおそれがありますが、防災訓練の今後の在り方や防災意識の向上策について見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番佐藤議員の十勝岳の火山活動に係る避難について、1点目から7点目と9点目の御質問にお答えさせていただきます。

十勝岳火山災害に係る避難計画については、十勝岳火山防災会議が策定しています十勝岳火山避難計画に基づきまして、噴火レベルに応じて、または突発的に噴火した場合の住民及び登山者等の安全確保や円滑な避難行動など具体的な防災対策が適切に行われるよう定めているところです。

まず、1点目の十勝岳の監視体制及び現在の注視すべき兆候等の御質問ですが、監視体制については気象台、北海道、北海道大学、防災科学技術研究所、道立総合研究機構、国土地理院などの機関が設置している地震計が13台、空震計が5台、GPSが7台設置されているほか、望遠カメラでも火山活動が監視されている状況です。

また、現在の火山活動ですが噴火予報警戒レベル1となっており、2020年以降62の2火口にて火災現象等が増加傾向にあり、火口の噴煙も高い状況が続いており、火山活動の高まりを感じさせていますが、火山性微動、地殻変動などは現在観測されていない状況です。

次に、2点目の指定避難所の開設についての御質問ですが、避難情報の発令は噴火警戒レベルに応じてそれぞれの危険区域に発令されることから、噴火警戒レベル4が発表された時点で全ての火山噴火に係る指定避難所を開設することになります。

なお、想定した噴火場所以外からの噴火や想定する影響範囲を超えるような噴火が発生した場合は、北海道、気象台、学識経験者等と協議し、町外も含め安全な地域への避難についても判断することとなります。

3点目の泥流予想到達区域内の避難所の機能保全や避難経路の安全確保についての御質問ですが、泥流予想到達区域内の避難所については、緊急避難施設として一時避難の意味合いが深く、時間に余裕がない場合など、まずは住民の安全を確保することを優先し設置しているところであり、建物への避難の際は2階以上など高いところに避難していただき、安全を確保していただくよう考えております。

また、避難経路の安全確保については、泥流災害の状況を判断した上で事前に住民の皆様には防災行政無線等により安全な経路、避難場所、避難所等に避難していただくよう周知いたします。

4点目の要支援者の避難体制についてですが、泥流予想到達区域内の避難行動要支援者は約190名で、そのうち約30名が名簿情報の提供を拒否されている状況となっているところです。同意を得ている方につきましては、要支援者名簿によりその支援者が状況を確認して避難支援をしていただけたと考えております。また、約30名の同意を得られていない方についても、泥流等の発生が予想される場合は、自衛隊や消防と必要な範囲内で名簿を提供して避難支援をしていただくよう考えております。

5点目の車両での避難方法についてですが、車両使用による避難行動については泥流発生時に避難経路及び渋滞等によるリスクが考えられることから、先ほどお答えしたとおり、事前に住民の皆様に対して防災行政無線等により安全な経路、避難場所、避難所等に避難していただくよう周知を図ってまいりたいと考えています。

6点目の観光客の避難対策については、噴火警戒レベルに応じ、入山規制、立入規制を実施しますので、山岳地帯の特定地域内には観光客はいないものと考えています。

また、居住地域内の観光客については、防災行政無線、エリアメール等の避難指示により町内避難施設に避難するか町外に避難していただくよう指示をしていきます。

7点目のペット同伴者の避難対応についてですが、ペットを伴った避難者を受け入れる際に、同行避難動物登録票に記入してもらい、避難状況を把握した上で避難所でのトラブル防止のため、飼い主自身が適正な使用に努めていただくとともに、使用ルールや衛生管理の方法について飼い主に説明した上で、原則、屋外にて飼い主に全責任を持って飼育してもらうことを想定しています。

9点目の今後の防災訓練の在り方、防災意識の向上策についてですが、議員御発言のとおり、新型コロナウイルス感染症対策により町が実施する十勝岳噴火総合防災訓練において、令和2年度、3年度と

住民会参加の避難訓練は実施することができず、昨年度においては4住民会に制限した上で実施した経過にあり、3年間未実施の住民会もあり、避難訓練等への参加をおっくうに感じたり、消極的になっている面は否めないものがあります。

本年度の訓練については、住民会の参加は制限せずに実施する予定ですので、多くの住民会が避難訓練に参加していただけることを期待しているところでもあります。

また、本年度については洪水ハザードマップの修正に併せ、防災ガイドマップを作成する予定ですので、作成時には各町内会の防災士等の意見も取り入れ、完成後は各住民会単位で説明会を開催して防災意識の向上を図っていきたくと考えています。

○議長（村上和子君） 次に教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 9番佐藤議員の十勝岳の火山活動に係る避難についての8点目の御質問にお答えさせていただきます。

学校における災害等危機管理に関する対応につきましては、町、教育委員会で作成している子どもの危機管理初期対応マニュアル（令和元年9月改定版）及び北海道教育委員会作成の学校における危機管理の手引きを参考としまして、毎年度各学校において策定する学校教育計画の中で、学校における安全対策に関して規定しているところでもあります。

また、上富良野高校におきましても、学校危機管理対応マニュアルが毎年度策定されていると確認したところでもあります。

議員御質問の十勝岳噴火警戒レベルと発令のタイミングに応じた行動マニュアルの整備に関しましては、基本的には町の防災計画に基づき、設置される災害対策本部会議において、十勝岳の活動状況に応じた判断に基づき、教育委員会を通じて各学校への情報連携により対応を図ることが適切であると考えております。

各学校におきましては、さきに説明しました学校教育計画の安全対策として十勝岳噴火をはじめ、災害発生時の対応に関して規定し、登下校や在校時における行動などが定められており、それらに基づき諸対応に当たることとなり、火山噴火に関する対応は全ての学校において規定しているところではありますが、十勝岳噴火警戒レベルの対応について示しているのは、上富良野西小学校と東中小学校であります。

十勝岳の火山活動は引き続き継続されておりますことから、十勝岳噴火警戒レベルに示されている行動に対応していくことは大変重要と認識しておりますので、防災等の訓練を参考にしながら学校とも連携を図り、計画の整備について進めてまいります

ので御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） 今回、町民の方から寄せられました素朴な疑問をまとめて質問させていただいておりますけれども、改めて十勝岳火山避難計画と地域防災計画を読ませていただきました。読めば読むほど奥が深く、途中で本当に質問を取り下げようかなと思いましたが、やはりこういった場で防災に関して町民の目に触れる機会を設けることにも意義があると考えの上から、質問するに至っております。

それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、8 点目の質問に関して教育長にお伺いいたします。

先日、東中小学校の噴火警戒レベルの対応についての行動マニュアルというものを拝見いたしました。登校中、学校にいる間、下校中、そのときに噴火警戒レベル4 が発表された場合ということで、要は項目で一つの一覧となった大変見やすいものであります。保護者はもちろん子どもたちにも大変分かりやすいものでありますけれども、火山活動はある程度の予想が可能であり、さすがにジェイアラートに比べると、突発的な行動を求められる可能性は低いものと思っておりますけれども、今後、上富良野小学校や上富良野中学校においても東中小学校のような噴火警戒レベルの対応についての行動マニュアルが整備されるという理解でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 9 番佐藤議員の噴火警戒レベルごとの各学校における児童生徒、教職員並びに保護者に対する説明責任についての御質問についてお答えさせていただきます。

私も大変恥ずかしながら、今回佐藤議員から御質問を受けまして、各学校からの学校教育計画を全て確認させていただき、この事実突き当たったところでございます。各学校においてその表記が変わってはいますが、この警戒レベルごとの表記をしていたのは上富良野野小学校と東中小学校の2 校であったことから、私も教育委員会としましてこの警戒レベルに対応するある程度統一した見解については教育委員会と各学校とで学校長を通じて、今後、その表記の仕方につきましてはどのような形が、議員がおっしゃるような形のものが良いのか、それともまた違ったものが良いのかも含めまして、これについては町としてきちんと情報連携をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） 教育委員会も学校側も何かと大変かと思っておりますけれども、子どもたちや保護者の安心・安全のために計画の整備が適切に進むことを期待しております。

それでは、2 点目につきまして町長に再度質問させていただきます。

2 点目の質問に対して、先ほど町長はレベル4 発表時に全ての指定一般避難所を開設すると御答弁なさいました。私は質問の冒頭で申し上げた積雪期対応期間、おおむね1 2 月から5 月については、基本的には噴火警戒レベルは2 から一気に4 に上がるということですので、レベル2 発表時には避難所開設に向け準備が進められていっているものと思います。

その後、実際にレベル4 が発表されたとき、職員の方の居住地、家族構成、その他様々な事情により、避難所開設業務に当たる職員数が足りるかということに対して懸念がありますけれども、その心配はないという認識でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9 番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

避難所開設するために、職員は今の職員でやるというふうな、足りるという認識で結構です。そういう認識です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） 力強い御答弁ありがとうございます。町長の裁量によって適切に避難所が開設されることを信じております。

続きまして3 点目に移ります。

先ほど町長は泥流予想到達区域内の避難所について、一時避難の意味合いが深いと御答弁なさいました。ちょっと今、手元に配られている、恐らく町民の皆様がお持ちの市街地マップを御用意いたしまして、要はこのマップどおりに泥流が硫化するという予想の下、噴火警戒レベル4 が発表されたとき、このピンク色の区域内にある避難所、草分防災センター、西小、泉栄防災センター、高田幼稚園、ふらの農協、明憲寺が一時避難の意味合いが深い避難所という解釈で、先ほどの答弁からするとそういった解釈でよろしいかどうかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9 番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

そのほかにも細かく見ると何々地先かも記されて

いると思います。まずは一時避難ですので高いところに逃げると、その後避難が長引く場合は二次避難というふうに移行していますので、まずは二十数分以内に来る対象泥流規模を想定していますが、来るその範囲内で生命を守るという意味で高いところに逃げる、そういう意味の一時避難所と考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） もう1回確認なのですが、先ほど私が六つの避難所、たまたまこのピンクエリアにあるものを挙げたのですが、こちらの避難所も一時避難所という理解、解釈でよろしいかどうか、もう1回確認させてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9 番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

一時避難所でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） では、火山活動の様子から時間的猶予があると判断した場合、今、町長がおっしゃった一時避難所から、例えば上富良野中学校だったりとか、より安全な避難所に移動していただく可能性があるということによろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9 番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

時間的余裕がある場合、二次避難所、社教センター等にもう既に避難している場合もあるかと思いますが、それでも泥流の危険区域内にいる人がゼロではありませんので、泥流が発生したときにはそれぞれやっぱり何々地先とか農協とか草分防災センターに避難する人はいるとは思いますが、それはそれで危険が去った後にちゃんと二次避難所にこちらのほうで移送するという、それは変わらないと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） すみません、もう1回確認なのですが、例えば西小学校に行きましたと、この火山活動の様子を見ると時間的に猶予があるなど対策本部で判断した場合、ここから上富良野中学校であったり、より安全な場所と判断した場所へ避難者を移動する可能性があるかどうかに関してお伺いしていたと思うのですが、その点よろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9 番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

火山活動が実際長期化した場合は時間的余裕がありますので、二次避難所として社教センター、そこを開設して、そこに避難している方も当然ですが、だからといって一時避難所に実際泥流が発生したときに一時避難所を開設しないかということとはまた別で、当然経済活動、働いている方も栄町、中町とか草分にいるわけですので、それはそれでちゃんと一時避難所に避難した人は後ほど危険が去った後に、ちゃんと迎えに来てといたしますか、移送はするということです。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） 何となく、すみません、ちょっと。なかなかいろいろなケースが想定されるので、質問が悪かったかもしれませんが、この防災マップに我が家の避難場所という書く欄がありまして、恐らくこれって地域ごとに最寄りのといたしますか、指定されている避難場所を書くと思うのですが、例えば草分防災センターと記入する場所に居住する方が、それこそこの防災マップどおりに泥流が流下する予想の下、噴火警戒レベル4が発表されましたといったときに、その方が郵便局にいたとしたら、その方は最寄りの公民館であったり役場に避難してよろしいかどうかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9 番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

たまたま日中活動中、違う場所にいるということが多々ありますので、その場合は近くの避難所ということになります。あくまでも我が家の避難所というのは通常、夜とか住んでいるところを基準にして草分防災センターとか西小とか書かれていますが、実際昼間の働いているところは違うはずですし、通学とか通園で実際昼間のいる場所が違う場合は、やはり災害発生時にいるところの一番近いところの避難所というのが大原則かと思えます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） 恥ずかしながら、実は私そんなこと知らなくて、最寄りの避難所に避難しているという事実を知らなかったという、これ私の反省でもございます。ですから、ここに記入することは、避難者に対して避難場所の固定観念を持たせることにもなるかな、もしくはかえって危険な状況を生む可能性もあるのかなということを考えます

と、先ほど町長がおっしゃったピンクエリアに位置する避難所は一時避難の意味合いが強いのですよという行政の方針も町民に届いているかというのが、私としては疑問だなどというふうに思っております。

町長は先ほどの答弁の最後のほうで、今年度防災ガイドマップを作成する予定だというふうに述べられましたけれども、作成に当たっては避難行動における柔軟性、要は今、町長がおっしゃったように、一番近い場所に避難するのだよというようなことも盛り込むことを考慮する必要があるのかなというふうに私は考えますけれども、その点見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

最寄りの避難所に避難していいのだよということは、十分周知していかなければならないかなと思います。その一方、なぜ自分のところはここに避難するのだよというのをインプットするかというと、やはり一番危険なのは冬季の夜間なのです、やっぱり。夜間の時間のないときに、すぐ逃げられるところをインプットして、日中はやっぱり皆さん学校なり職場なり人がいますので、最寄りのところ情報があると思います。指定されたところ以外のところに逃げるのだよと、一番近いところに逃げるのだよということさえ分かっているならば、みんなで安全なところに避難できるかと思えます。そういう意味で、自分の家で起きたとき一時避難するところはインプットしておきますし、日中はどこでもいいのだよと、一番近いところ、高い建物があるところでいいのだよという両方、やはり皆さんに覚えてもらうというのは、議員おっしゃるとおり大切なことなのかなというふうに思っております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 町長のおっしゃるとおりかなと今聞いていて思いました。確かに夜間が一番危険だなど。そうしますと、冬季の夜間で冬はなかなか歩道か歩きづらかったり、実際本当にどれだけの明るさだったりとかということについても今後確認していただければと思います。

避難経路の安全確保についてはちょっと後ほど5点目の再質問と併せてお伺いさせていただきます。

4点目の再質問に移ります。

町長は先ほど御答弁の中で、自主防災組織という名称、呼称を用いられませんでしたけれども、避難行動要支援者の避難支援はあくまでも共助の精神に基づく自主防災組織の活動に委ね、自主防災組織の支援が行き届かなかった要支援者については、自衛

隊や消防の力を借りるという解釈でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

そうですね、私も先ほどの答弁を補足させていただきますと、噴火レベルが3の警報が発表された場合は、要支援者の方につきましては避難の準備をしていただくことになります。

また、要支援者への情報伝達については、一般の住民の方より早めに行いますということで、事前の準備をして事前に避難をしてもらうということが前提になっておりますが、そのときはやはり議員おっしゃるとおり、役場の職員のみではなかなか難しいので自主防災組織といいますか地域の住民の方の尾力を借りる場面というのは多々あるかと思えますので、特に自主防災組織の方とは防災訓練などを通じて連携を密にして、これからもしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 私もこの質問を通して、自主防災組織の大切さというのを改めて感じているところでございます。

そういった自主防災組織に関わる、今回先ほどお示したマップのピンクエリアの各住民会長に対して、自主防災組織の活動状況、特に避難行動要支援者の支援について聞き取りを行いました。

共助よりとにかく自助なのだ、自分の命は自分が守るということをみんなが意識しているという方、大体場所は想像つくと思うのですけれども、一人の要支援者につき第一支援者だけは何とか決めているのだという方、最近住民会長になって、そもそもどこから手をつけたらよいか分からないのでこれからだという方など、当然といえば当然なのですが、地域によって差があることを実感いたしました。

ただ、高齢化による要支援者の増加が進む一方で、支援する人材が不足している。これは恐らく若い世代の参加協力を得られないことが大きな要因かなと考えておりますけれども、それらはどの住民会も同じ状況であります。それぞれの自主防災組織の支援体制維持には、近い将来限界が来るのではないかと私は今回危惧しておりますけれども、この点につき町長の御所見お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

その住民会によっては高齢化が進んでいる住民会はあります。私の所属している住民会、町内会も昔ながらの方が多く住んでおられて、本当に高齢化率は高く、もちろん皆さん足腰はしっかりしている方が多いので、私が思うに先ほども申しましたとおり、レベル3のときの事前避難がこの情報伝達をしっかりと、時間の余裕がある中で避難を促していくということが非常に今後は重要なのかなというふうに思っております。もうレベル4になって時間の制約20分以内というのはなかなか難しいので、高齢化になってきた場合は事前の準備、その情報をしっかりと住民の方、高齢の方に落とし込んでいくというのは、今後しっかりと検証して実施していかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 住民会からお話を伺う中で、それこそ今言ったような現状、課題が顕在化してきて、お隣の住民会同士、お互いの自主防同士で連携して、協力し合っているのだというような住民会もありました。

こういった自主防災組織間の調整だったり、活動を活性化させるためにNPOなどの第三者を交えることとか、例えば集落支援員を採用して自主防災組織をサポートするなど、行政としてなかなかできないことはないのかなというふうに思いますが、この点やはりなかなか難しいのでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

いろいろな方策をとっている参考事例等もあるかと思えます。集落支援員なんかもその一つと思えますが、特に高齢化の進んだ住民会をどう防災面から支えるかというのは、今後の課題ですので、今後につきましても調査・研究、いろいろな事例の研究なんかは進めていかなければならないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 続いて、5番目の再質問に移ります。

先ほど町長は防災行政無線にて、安全な経路、避難場所、避難所等に避難していただくよう周知を図るというふうに御答弁なさいました。

これ（3）の質問、後半のほうの部分にも関わっ

てきますけれども、この防災行政無線にての周知について、地域やエリアごとに必要な情報が提供されるのか、全体に一括して提供されるのか、ちょっとその辺の情報提供の様態ということがいまいちイメージが湧かないので、御説明願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

防災無線を利用した場合、第1回目といいますか、皆さんに防災無線を使ってお知らせする場合は、戸別のというよりは全町へ向けての情報発信になるかと思えます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） とすると、先ほど（3）の質問と今の質問とで考えてみますと、例えば、ではA地区にお住まいの方はA通りを通過してA避難所に避難してくださいとか、ピンクエリアのことを考えると、C地区にお住まいの方はC通りは通らずC避難所に避難してくださいとかっていう、こういったちょっとなかなか大きな情報量を全戸というか町内の全域に対して結構長めの防災無線になるのかどうか、ちょっとその辺も確認させてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの防災無線により、安全な経路で避難場所へ避難してくださいと呼びかけるのですが、具体的にどこどこを通過してください、どこどこを通らないでくださいという放送の仕方ではなくて、安全には十分注意をしてという、そういう一般的な意味で周知を図るということです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） となると、安全な経路ということに関してはあまり具体的な放送は入らないという認識でよろしいかと判断、認識いたしました。

そもそも各避難所の駐車スペースが不足するおそれがあるのではないかなという懸念もありますけれども、その点町長の見解お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、先ほどの補則になります。緊急といいますか時間的に余裕がある場合は、当然徒歩で逃げてもらいたいと思いますか、渋滞とか駐車場がないという問題もありますので、事前に避難に時間がある場合は車での避難は避けてもらいたい

ういう、そういうふうに予定しております。

以上です

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 時間的に余裕があるときはできるだけ徒歩で避難してくださいという呼びかけがあるということで、理解いたしました。

今年3月にかみんで開催されたジオカフェというイベントにおきまして、町長もたまたま副町長と一緒に出席されていたかと思うのですが、車まで町外に避難しようとする場合、近隣自治体との何らかの協定を結ばれているのかという趣旨の質問が参加者からありました。司会の方から町長が当てられて、協定を結ばれているとそのとき述べておられました。実際に車まで町外に避難しようとする方に対して、例えばですけれども、富良野市のスポーツセンターなどをあらかじめ町外の指定避難所とすることで、町民も非常に行動しやすく、行政としても避難者情報が集約しやすいのではないかと単純に考えますけれども、そういったことが可能な協定内容になっているのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 9番佐藤議員の御質問にお答えします。

私もジオカフェにいたものですから、あのときの説明は、今回の防災避難訓練のときに初めて富良野市と訓練上のお約束をして、富良野市役所まで二次避難をするシミュレーション的に島津の会館に一時避難してもらって、そこから島津住民会の人に富良野市役所まで二次避難をするということを想定した訓練のお約束をしたということで、常時富良野のスポーツセンターの駐車場とかというような個別具体のお約束が成されているというわけではないことで、御理解賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） そういったシミュレーションを通して今後、そういった検討を含めて決定していくということで理解いたしました。

続きまして、7点目の項目について再質問させていただきます。

先ほど町長はペットは原則屋外にて飼い主に全責任を持って飼育してもらおうと御答弁なさいましたけれども、基本的に全ての指定避難所の屋外敷地内にペットスペースを設置するという理解でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斎藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

時間的に余裕があれば、あと物理的にといいますか場所とかものがあれば設置したいと思っておりますが、時間的に余裕がない場合もありますし、そういう場合、やはり同じ室内でペットはなかなか難しいので、どうしても屋外になってしまうかなと思いますし、可能な限り早くそういう、いくらペットとはいえ家族同然ですので、その気持ちはよく分かりますので、なるべく早くその辺の手立てをできるようにしたいとは思いますが、やはり何と言っても住民の方の命がまず最優先されますので、その後速やかにという話になります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） すみません、もう1回確認です。それぞれの避難所の屋外の敷地外にここはペットスペースですよというスペースを設けるかどうか、もう一度確認させてください。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 9番佐藤議員の御質問にお答えします。

基本的には、絶対、例えば西小学校なら西小学校のここに、こういうペットスペースを、どのようなものを立てるかというのは実際はそこまで具体的なものはまだ計画立っていない状態です。ですから、今言っている屋外でというのは変な話ですけれども、中に入れないでねという意味合いでの書き方でございますので、これらについては今後のいろいろな、町長言うように、本当に家族同然でペットと暮らしている方もいらっしゃることも想定した上で、そういったものも今後の検討課題としては捉えていかなければならないのかなというふうに感じておりますので、現時点でそういった具体にいつまでにどういったものを、例えばテントを立てるとか、この場所だというものについては、詳細には定まっていないというのが実態でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 町長もペットを飼われているということで、僕は全くペット飼っていないのですけれども、今後かなり大きな放置できない課題かなというふうに思います。この噴火の状況によって大きく変わるのですけれども、まだペットに関して続いています。比較的危険性が低い、これ例えばです。しかも広大な敷地を持つ東中地区の公共施設をペット専用の避難所にすることによって、ペットスペースの設置に伴う行政の負担軽減や避難者及びペットのストレス軽減にもつながると思いますが、こういったことって今のところ議論の俎上に上がっ

ているのかどうかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

具体的にそこまでは組上にといいますか、計画はされてはいませんが、時間的に余裕がある場合はそういったことも含めて、いろいろなことを考えていかなければならないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） ピンクのエリア内ではありませんけれども、ペットの飼育数調査を実施している住民会もありましたので、ぜひとも今お話したようなことを検討していく上でも、各住民会の力を借りながら町としてペットの飼育数調査に取り組むべきかなと。これが避難計画の補助的情報として有効ではないかと考えますので、その点、私の意見を述べさせていただきます。

そうしたら、9点目につきまして再度質問いたします。

防災意識の向上策についてでありますけれども、この他の自治体の取組を挙げたら切りはありませんが、東京都の江東区では今年度、防災力の底上げと防災意識の向上につながる取組として、防災グッズをそろえたカタログギフトを区内の全世帯に配布すると、30種類以上の防災グッズの中から各世帯で不足している物資を上限5,000円分まで選択できるというものであります。

この取組のよしあしは別として、このような一歩踏み込んだ防災意識の向上策に着手するお考えはあるのかどうか、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

一歩進んだかどうか、そういった施策かどうかは分かりませんが、皆さん防災意識、特にピンクのエリアに住んでおられる方は、意識は決して低下しているといいますか、十勝岳のことを忘れていないわけではないと思っております。やはり30年もたつとやっぱり何と言いますかおっくうといいますか、頭では分かっているのだけれども、年に1回の防災訓練はいいかなという感じ、だんだんそういうふうな形になってきているのかなというふうに思っております。決して十勝岳を忘れていないわけではありませんが、防災意識は高いのですが、実際の避難行動にまで結びつけてもらうための施策といたしますか、何か方策というのは一歩進んだかどうかと

いうのは別として、町としては常にいろいろ工夫しながらやっていかなければならないというふうには常日頃思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 最後になります。

避難についても防災訓練についても、まずは自助・共助、各住民会、各自主防災組織に委ねられるという行政の基本姿勢というのは、もう十分に理解したつもりであります。

ただ、やはり何度も申し上げますけれども、自主防災組織の現状は大変厳しく、あらゆる世代に対して自助・共助の精神を養っていただかなくてはならない状況にあると考えております。

町長は町民の命を守る使命があり、町民に安心してこの町に住み続けてもらうために、また付け加えるならば、移住先として災害リスクの高い町とのネガティブな要素を払拭してもらうためにも、やはり先ほど町長がマンネリ化とおっしゃったのであれば、なおさらカンフル剤的な一歩踏み込んだ町民の防災意識醸成のための積極的な取組が必要だと私は考えますけれども、最後に町長の所見をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

我が町の最大のといいますか、一番恐ろしいことは火山の噴火、火山の泥流なのですが、そのほかにも毎年毎年危険性といいますか、洪水、浸水、土砂崩れなんかの風水害については毎年リスクがある、どの町でもそうです。そして、そういう災害に強いまちづくりというのは、そこに住む方の安心・安全に住んでもらうというのは、町としての非常に役割として非常に重要なものと思っておりますので、住んでいる方の啓発なんかも含めて、町としてどうあるべきか、どうしたらいいのかというのは、今後十分皆さんの御意見、住民会の実態、自主防の実態なんかも踏まえて、十分研究して今後も進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、9番佐藤大輔君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は3時45分といたします。

---

午後 3時30分 休憩

午後 3時44分 再開

---

○議長（村上和子君） 休憩を解き、一般質問を再開いたします。

次に、8番荒生博一君の発言を許します。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 私は、さきに通告しております3項目、9点について斉藤町長にお伺いいたします。

まず1項目め、合葬墓設置について。

日本国内では、超高齢化による死亡者の増加と墓の無縁化を懸念する人が増えていることが背景にあり、近年、公園の合葬墓設置が増加傾向にあります。

団塊世代が全て後期高齢者となる2025年以降、日本では毎年150万人以上が死亡する多死社会の到来となり、死者数は2040年にピークに達し、年間168万人との予測があります。

このように、多死社会の到来や高齢化や少子化に伴い、維持管理ができなくなった墓を撤去し、永代供養墓や合葬墓などに遺骨を移して供養する改葬、いわゆる墓じまいが急増しております。

厚生労働省の統計、衛生行政報告例によると、2019年度の全国の改葬数は12万4,346件、多くは墓の管理を継いでくれる子どもがいない、先祖代々の墓が遠方にあり、管理し続けられないといった理由による墓じまいのための改葬と見られており、過去10根年間で約1.7倍に増えました。

北海道内においても2020年までに合葬墓を設置した自治体は50を超えており、このことから自治体の規模に関わらず、取り組まなければならない政策ということは明らかであります。

そこで、以下3点について町長の見解をお伺いいたします。

1点目、昨今の合葬墓を設置する自治体が増えている現状をどのように認識しているのかお伺いいたします。

2点目、近年、当町においても墓じまいが増加傾向にあると聞き及んでおりますが、現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

3点目、多死社会の到来に向け、また、人々の価値観が多様化し、ライフスタイルの変化に応じた多様な形態の墓を選択できる環境が必要であると考えますが、町長の合葬墓に対する見解をお伺いいたします。

次に2項目め、道の駅設置について。

私は2年前の6月、第2回定例会において、就任後6か月の斉藤町長に、道の駅設置についての一般質問をしております、御答弁では任期中に最低限、方向性は示したいという強い希望を持っておられるとのことでした。

その後、斉藤町長の口から道の駅に関して進捗などの情報提供は何もなされていない中、本年3月20日の北海道新聞の記事では、上富良野町長と陸自隊員が意見交換、まちづくりに要望を生かすとの見出しで、斉藤町長がより良いまちづくりを目指すため、打診し実現した陸上自衛隊上富良野駐屯地の隊員との意見交換会を町内で初めて開いたとの内容がありました。

陸上自衛隊員から最も多かった意見は、道の駅開設を求める声で、斉藤町長は町の特産品をPRする場所が必要、私も選挙公約に掲げていたので、最適地をこれから探していきたいと述べております。

そこで、以下道の駅設置に向けた進捗状況について3点、町長にお伺いいたします。

1点目、陸上自衛隊員との意見交換会で道の駅開設についての意見があり、町長は最適地をこれから探していきたいと述べておりますが、この2年間、道の駅については工事などの場所の選定など何も検討していなかったのかお伺いいたします。

2点目、町長は道の駅設置についてのプロセスの中の一つとして、町民の機運醸成は非常に重要なプロセスだとしております。意見交換会において、陸上自衛隊員からの生の声で道の駅開設を求める声を聞き、どのように受け止めているのか。また、現在も道の駅設置については強い意志をお持ちかお伺いいたします。

3点目、任期中に道の駅についての方向性は示すとのことありましたが、残り1年半の任期で本当に方向性を示せるのかお伺いいたします。また、その方向性とは具体的にどの範囲までのことを想定しているのかお伺いいたします。

最後に3項目め、防災行政無線についてお伺いいたします。

町では、令和4年度の事業として、防災行政無線デジタル化事業を行い、これまでのアナログの戸別受信機を新しいデジタルの戸別受信機に交換を行い、本年4月よりこれまでは役場職員が録音作業を行い放送していましたが、文書から音声に変換する技術、音声合成で作成された女性の声での放送を開始いたしました。

言うまでもなく、防災行政無線は災害などの緊急時に町民の皆様へ迅速に情報提供し、適切な行動をとっていただくため必要なものであり、そのほか、お悔やみ放送や防災上富良野、行政だよりなど、町から町民の皆様への情報発信の重要なツールとなっております。

しかしながら、4月の放送開始より、これまで2回繰り返し放送されていたお悔やみ放送が1回となり、また、音声合成により作成される女性の声が聞

き取りにくい、そして電波が途切れるなど、せっかくアナログからデジタル化を図ったにも関わらず、町民の皆様からの苦情を耳にする機会が増えております。

そこで、以下3点今後の対応などについて町長に見解をお伺いいたします。

1点目、まず、現在は音声合成で作成された女性の声の放送となっておりますが、今後聞き取りにくいなどの苦情がさらに多くなった場合、男性の声に変更するなどの選択は可能なのかお伺いいたします。

2点目、町ではこれまでの間、戸別受信機の操作方法についてホームページなどから発信しておりますが、お悔やみ放送が1回のみとなった4月以降、聞き取れなかったなどの苦情を最近耳にしますが、今後、以前のように2回繰り返し放送することは可能なのかお伺いいたします。

3点目、電波が途切れる件については、以前はアナログ波だったので弱くてもノイズ混じりで聞こえておりましたが、今回からデジタル波になったため、ある程度電波の強度があってもマルチパス多重電波等で通信が途絶えることがあります。戸別受信機の設置状況等、このような苦情があった場合、個別調査が必要と考えますが町長の見解についてお伺いします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の3項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの合葬墓設置についての3点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の合葬墓の状況について、現在の少子高齢化や核家族化、地方の人口減少により地方における墓石の管理や人員の納骨堂の継承などをためらう状況にある現状から、議員御指摘の永代供養や合葬墓に改葬し、墓じまいが急増している現状は多く、当町においても昨年から急激に増加している現状であります。

道内でも昨年の報道では既に50を超える自治体が合葬墓を設置している状況であり、その需要が増えている状況であることは認識しているところであります。

次の2点目の当町の墓じまいの現状ですが、1点目に説明したとおり増加傾向にあり、町が管理する共同墓地では令和3年度で65柱14区画、令和4年度は59柱、24区画と増加傾向にあるところですが。

次に、3点目の合葬墓に対する見解については、現在の少子高齢化や核家族化、地方の人口減少の現

象から、今後当町に合葬墓を設置するニーズを調べることも必要であり、当町にも納骨堂を抱える寺院があることも踏まえ、民間との整合性を持ちながら今後検討をすべき事案と考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目めの道の駅の設定について3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の2年間の候補地選定などの検討についての御質問ですが、この間、所管課において道の駅についての情報収集等は行っておりますが、場所の選定については特に行っておりません。

なお、自衛隊員の皆さんとの意見交換の中では、建設場所においては災害等の影響も考慮する必要があるとのことをお話をさせていただいたと記憶しております。

次に、2点目の自衛隊員の皆さんとの意見交換についての受け止めについての御質問ですが、産業の活性化や観光情報の発信として、道の駅との声が出されたものであり、まさしく私も同じ気持ちを持っているところであります。

また、別件になりますが、5月26日に上富良野高校の地域探求提言発表会の意見交換の中でも道の駅に対する御意見をいただいたところであります。

これらを含め、町民の皆さんの道の駅への思いは少なからずあるとの認識は持っておりますし、私の道の駅に対する思いは変わっておりません。

次に、3点目の地の駅の方向性についての御質問ですが、今ようやくコロナ禍が落ち着いてきたという状況であり、物価高騰の現在の状況など町民の皆さんの生活を第一に考えていくとともに、現在進捗している旭川十勝道路の中富良野から上富良野間が今年度計画段階評価に上がったことなど、様々な考慮すべき事項を整理しながら検討していく必要があります、どこまで方向性を示すことができるかについては、今の段階ではお答えするのは難しいと考えていることから御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの防災行政無線について3点の御質問にお答えいたします。

昨年の同報系計防災行政無線の更新により、全ての電波をデジタル式の電波による放送に変更したところであり、本年4月より戸別受信機の動作確認を目的に行っている行政だよりを録音放送からAIによる音声合成放送に変更を行ったところであり

ます。御質問の音源の変更につきましては、有料の追加オプションにより変更は可能となっておりますが、聞き取りにくいなどの御意見に対しましては、イントネーションの変更等により対応を行ってまいりま

すので、御理解をお願いいたします。

2点目のお悔やみ放送についてであります。戸別受信機の更新に伴い、録音機能が搭載されたこと、放送の聞き逃しを防止することができるようになったこと、AIによる放送に変更したことにより登録できる文字数に制限があること、放送時間が長くなることへの苦情なども考慮したことから、繰り返し行っていたお悔やみの放送を1回に変更したところでもあります。

また、録音機能については、有事の際に聞き逃し放送を簡単な操作で聞くことができる機能であることから、操作方法を確認していただき、日頃から利用していただきたいと存じます。

録音機能の利用方法については、今後とも周知を行ってまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

今後においては、登録できる文字数の制限内での音声合成の登録にリピート機能を搭載できるようにシステム改修の要望を行ってまいります。1点目でも申し上げたとおり、通常の提示放送等は戸別受信機が有事の際に適切に通信されているかを試験する放送も兼ねていることから、町民の皆様にも御協力をお願いいたします。

3点目の戸別受信機の電波受信状況についてであります。昨年度防災行政無線デジタル化整備工事を実施し、戸別受信機の配付を行ったところであります。戸別受信機の配付状況は、個人また事業主を合わせ5月末現在で3,785台の設置が完了しているところであります。御指摘のとおりデジタル波となり、受信状況が悪い皆様については御迷惑をおかけしております。現在、一部受信状況が悪い方より御連絡があった場合は、随時、町の職員により受信状況を確認し対応している状況であります。受信障がいについては、建築物や植生等による障害物や電波による障がい等、様々な要因があることから、引き続き町職員で対応する所存でありますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番(荒生博一君) 前向山町長に対し、私が平成30年3月に、また、同僚議員が令和2年3月にこの合葬墓に関する質問をしております。

前向山町長は平成30年、令和2年、いずれの質問に対しても、ただ、今のところ合葬墓施設については検討しなければならないという状況にはなく、アンケートをとって町民の皆様の思いを伺うという状況ではないとの御答弁でございました。

その一方、町においてはここ数年は墓地区画の許可件数は減少し、墓じまいなどの件数は増加傾向に

あると現状は認識されております。

もちろん、今回の齊藤町長の質問に対しても町長も当然昨今の墓じまいが急増している現状を十分認識されていると理解しております。

しかしながら、御答弁は非常に消極的であり、今後当町に合葬墓を設置するニーズを調べることも必要であり、当町にも納骨堂を抱える寺院があることも踏まえ、民間との整合性を持ちながら今後検討すべき事案と考えているとのこと。

平成30年の最初の質問から5年、この合葬墓のニーズは当時に比べて非常に高まっております。当然町民の多くの方々が望んでいると私も聞き及んでおります。

町長は、向山前町長から齊藤町長代わりました。従前の古い考え方も変えてみましょう。いかがでしょうかでしょうか。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(齊藤 繁君) 8番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

当時平成30年のときから比べて、相当と申すか顕著に数字として墓じまいは具体的な数字が出てきて、そのニーズはあるのだろうと、ニーズがあるというのは、例えば北海道全体としてあるのだろうと、墓じまいして合葬墓を、ではどこにその遺族といいますか御子息・御令嬢の方が上富良野に置きたいのか、それとも今住んでいる都市部の近くに置きたいのかと、そういうニーズを調査する必要があるということで、将来的にはもちろん生まれたところ、上富良野がいいのだ、上富良野にお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんの合葬墓を造りたいのだというニーズ、そのニーズの内容を詳細に調べる必要があるという意味で答えさせていただきました。

○議長(村上和子君) 8番荒生博一君。

○8番(荒生博一君) ニーズを調査するということは、やはりアンケートを持って調査するという理解でよろしいでしょうか。これ30年、そして令和2年に我々は前町長に対して2回同じ球を投げ、全く逆方向から返されておりますので、アンケートを取っていただくということは一步前進に値します。アンケートをお取りいただけますでしょうか。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(齊藤 繁君) 8番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

町民の御意見を賜るどのような方法がいいのか、アンケートも含めてですが住民会長会議の会議の皆さん、またあとちきうに行って私懇談しておりますので、そういう場も含めて方法も含めて町民の皆さんの思いといいますか、ニーズ、そういうものが

どこにあるのかというのは調査する必要があると考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） これは本当に喫緊の問題だと思います。さきに提言した多死社会の到来も含めて、今、現にもう後期高齢者になられて御息も当町に住んでおらず、私の先行きが不安だという生の声を実際本当に家族は耳にしております。様々な住民会長会議等の機会を通して、その方々から意見を募るのも構わないですが、本当それでは遅いと思います。

私は過去に平成27年、中央墓地を63区画新区画整備を行った事業は完全に失敗だと思っています。今墓じまいの件数、そして現状を報告されておりますけれども、今現在をもったとしても63区画中使用はたった11区画にとどまっており、51区画が丸々残っております。

本当に不幸にも先見の目がなかったのか、その辺は申し上げません。やはり将来をしっかりと中長期的に見据えた上で、こういった諸事業というのは展開すべきと考えます。

また、さきに申し上げた合葬墓に関しても、アンケートとかということに触れずに意向を様々なシチュエーションから聞き取っていくというのは、全然即効性がありません。もう一度確認します。アンケート取りませんか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

特にアンケートと限定して、今、明言できるような材料は持っておりません。ただ、では住民の意向を無視するのかとそういう意味ではございません。アンケートも含めて町民の意見は聞いていきたいと、このように感じております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 町長の任期も残り1年半となりました。この1年半以内に何らかのアクションを起こしていただけますでしょうか、もう一度確認します。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

アクションとはどういうことなのか、いろいろ意味があると思いますが、町民の意見を聞いてみる、それもアクションの一つなのかもしれません。

そういった意味では、広く町民の御意見、ニーズを調査していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） それではしっかりと任期中に多方面から様々な町民からの意見をくみ取っていただければと思います。

次に、2項目めの道の駅設置についての質問に移ります。

町長は前回、私の質問に対しての答弁で、私が道の駅をつくりたいと思っても町民の皆様の機運が醸成しないとこれは建設には至らないなということを述べております。まず、皆さんと建設に向けて機運を盛り上げていくことが大事だとおっしゃっております。

それなのに、御自身ではこの2年間所管課には情報収集をさせていたとのことですが、道の駅をつくりたいので皆さん協力してくださいなどの発信は一切されていません。本当に実現したいという強い思いがあるならば、もっと積極的に町民の皆様へ発信すべきと考えておりますが、見解を伺います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

公約にも私、挙げさせてもらいました道の駅というのは、私の公約の一つでぜひ実現したいと思っておりますが、まず今取り組むべきは目の前に迫っているといいますか、もう始まっておりますが、町立病院の大型公共事業がありますので、この建設費について起債がどうなるかについて、これは非常に大きな問題で、この一定のめど、将来性が見えてからだと思っておりますし、また道の駅、具体的にどういふものにするか、どこにするか場所については全然情報収集はしてはしておりますが、具体的にどういふものにするかというのは指示は出しておりません。

これらについても旭川十勝道路の計画段階評価に移る、我々の手の及ばないといいますか、外的要因が多々ありまして、そういうことも含めてまずは町立病院、その後いろいろな高規格道路の条件等整った上で、町民の皆様と一緒にどういふものをつくっていったらいいのかというふうに機運醸成というふうに順番は考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 御答弁にも書かれておりました自衛隊員の方や上富良野高校の生徒、これは非常に生の声というのは、私は町長への道の駅建設に

向けての温かい応援メッセージだと考えております。

そのような中でも、やはり町の中の課題は山積していることは理解します。先ほど御答弁されました町立病院の問題、これも重要なことです。そういった様々な案件の解決を待っていると、やはり危惧されるのは任期中に何らかの方向は示されたいという、これにおいては非常に黄色信号だと私は現在受け止めております。

また、さきに答弁されました旭川十勝道路の現在計画段階評価ということは、ただ一步その計画が前進するというので、その後例えば三つの道路の候補地があって、その後さらにその先に用地買収があったりとかということのまだ前段ということで理解していますので、そう考えると町長、任期中に無理ではないですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

今言った旭川十勝道路の計画段階評価というのは、実際にどこを高速道路を通すのかという具体的な作業になってきますが、もちろん用地買収はその先になると思いますが、ある程度青写真と言いますか、が見えた段階にならないと、まず町民の皆様に、では道の駅をどこにつくったらいいのだろうかという、高規格道路の開通は無視していただきとか、そういうやっぱりある程度条件がそろわないとなかなか町民の皆さんの、どんな道の駅にしたらいいのか、道の駅に持たせる機能なんかも含めて具体的に議論できないと思います。

そういう意味では、なかなか外的要因で私がやりたいやりたいと思っても、町民に投げかけられないという状況が続くのかもしませんが、外的要因がありましてなかなか任期中にできないことがあるのかもしませんが、なるべく私ができる範囲、私の力の及ぶ範囲では任期中に何とか機運醸成も含めて、やりたいのだということをしてできる限り示せるかどうかというのはなかなか先ほど申しました外的要因がありますので、具体的にどうだということは言えないのかもしませんが、できる限り町民に私の道の駅に対する思いというのは事あるごとにといいますか、それは伝えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 任期中にはということで、確かに微妙である要素は多々あると思います。しかし、町長も当然2期目、3期目を目指されると思

います。

一方、行政は継続ということですので、やっぱりどこかしらのタイミングで大きくというのは理解しますけれども、常日頃、泥流地帯 ように私はやりますっていろいろなところで言ってください。そうすると、きっと言わずと知れず機運というのは徐々にボトムアップではございますけれども、必ず盛り上がってきます。本当に高校生の生の声、また、陸上自衛隊員の皆様の声というのは、多分私は切実な思いだと思います。一日でも早い実現、実施に向けて、町長の強い発信をこの後求め、質問を3項目めの行政防災無線についてに移したいと思

ます。

この間4月以降、私、皆さん御存じのとおり風呂屋に勤めておりまして、夕刻に毎日のように常連のお客様と相対する中で、本当に4月、5月最も多かった意見が、残念ながらこの防災行政無線についての御意見が主でした。

本当にシンプルに大きな声は三つです。まず、とにかくA Iの女性の声が聞き取りにくい。そして、その先には女性が駄目ならすぐに男性の声にすべきではないかという御意見がまず一つ。そして、質問にも投げておりますけれども、お悔やみ放送は従前どおり2回放送してほしい。これも切実な願いでした。また一方、もう一方はデジタルになってから非常に聞きにくくなった。アナログのほうがまだ良かったという声ですので、大きく質問も三つに分けて町長に確認させていただきましたが、まず1点目のA Iの女性の声の件に関してですけれども、この件につきましては、有料の追加オプションにより変更は可能とのことですが、そもそも初期の設定時に女性か男性かの選択は当然あったかと思いますが、誰が女性の声に決めたのですか。

すみません、質問、例えば業者の推奨が強くあり、また全道的にも女性がスタンダードですよといったようなお声があったのか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

女性の声か男性の声かはオプションではなくて、標準の装備といいますか標準仕様で今の女性の声だと思います。詳しくは、すみません、確認が必要です。もし時間があれでしたら確認させます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） その標準の装備かどうかという確認は、この後また時間あるときにお伺いしますが、一方御答弁では、男性の声の有料オプションということですが、この有料というのはお幾らぐら

いかかるのでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

有料オプションの額は、現在資料はちょっと持ち合わせてはございません。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） それでは、料金に関しても後ほど伺います。

次に、お悔やみ放送は従前のおり2回放送してほしい、この御答弁においては、後に早急に音声合成の登録にリピート機能を搭載できるようなシステム改修を行っていききたいという御答弁で、これは非常に前向きであり、リピートに向けた試みをこの後してまいりたいということで受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおりで、そう捉えてもらって構いません。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） それでは早速、この後ぜひこのリピート機能を搭載できるようなシステム改修を行っていただき、町民が望むように、お悔やみ放送は従前どおり2回放送してほしいと思います。

今回デジタル化が変わって、行政としては録音機能が搭載されているので、設定の初期の段階でそのボタンを1回押せばずっと録音がなされた場合、点滅をしているので、御自宅に外出されて帰ったときに、それをピッと押せば聞けるのですよということは理解します。

また、2月10日のホームページとかでも周知しているのも分かっています。でも、多くの皆様の御不満は自身の意図しない高所にこの戸別受信機が設定されている場合、特に御年配の町民の皆様は、例えば椅子を使ったりまた踏み台を用いたりということで、本当にそのピッができないのです。本当に不親切だと思いませんか。どうでしょうか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 8番荒生議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃるように、高いところにつけるって結構多いのですが、業者が行ったときに電波状況を見ながら、それから御自宅の方と相談してつけたと思うのです。そういった中で、どういうやり取りがあってこの録音機能があるから、聞き漏らし

たらここ押してねという説明がちゃんとあったかどうかというのはちょっと確認取れていないので、もしそういうことがあれば、また違うところに乗っけたり設置したかも分かりません。

そういった部分もあって、大変御不便感じているというのは、今、荒生議員からお話を伺って、我が家においても比較的高いところに置くというような事例は多いのかなと思いますので、そういった部分、どのように設置するときにお話があったかというのは今確認はできないことなのですけれども、そういった部分が多いということは今、認識させていただいたということで御理解賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 本当にたまたまやはり感度とか、そういった調査をしたときに、どうしても下よりも上というのはあるらしいのです。それで設置した業者の方、私もちょっと話す機会があったのですが、1軒1軒残念ながら丁寧な説明は時間的にできなかったとおっしゃっています。それが積み積もって4月からデジタル化になってから、今この2か月でどっと不満が上がっているのが現状です。

今後、苦情等々は当然担当所管に電話が入ったりとか、また聞きにくいなどの苦情も今後想定されますけれども、ぜひこの録音機能に関しても一方的に、例えばホームページに載せているから、周知が完了したとかということは思わないでください。また、広報に1回載せたからといって、もう周知が完了したと思わず、引き続き、御答弁でも書いていただいていますけれども、しっかりと町民の方に御理解いただけるように、事ある機会に様々な場所で、例えば住民会の会合とかチラシをもう一度再配布をお願いしたりとかということで、ぜひ町民の皆様には御理解をいただきながら、なるべくでしたらさきに申し上げたリピートがあれば、このようなことは録音機能を使わずでも聞き逃しなくお聞きいただけるということなので、ぜひこのことに関しては早急に行っていただきたいなと思っています。

また、一つちょっと気になるのですけれども、AI放送による放送に変更したことで、登録できる文字数に制限があることが一つ要因としてあり、また、復唱し2回放送することで制限を超えてしまうような実際文字数が現在日々通信として使われているのか、ちょっと文字数ってどれぐらいなのか。

○議長（村上和子君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） 8番荒生議員の御質問にお答えします。

ちょっと細かい数字、大体1,000文字ぐらいが限度ということで、昨今放送も1,000文字を超えない数で、例えば、町の放送が5個希望あっても5個になると1,000を超えるので、やっぱり三つにしてください、その分の振り分けはこちらのほうでやらせていただいております。その関係もあります、やっぱり1,000文字を超えない範囲が1回の放送ということで御了承いただきたいと思えます。

ちょっと昔は全部入れるだけ入れて長いと言われたこともありますので、その件も加味しながら重要性を優先しながら放送順位を決めながら、今、対応しているということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番 荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 便利になったのか本当に不便になったのか微妙な捉え方ですけども、一日に5件も6件もお悔やみがあるとかということも、そういうことももちろん願っております。文字に制限があるということは、これは理解できましたけれども、本当にさきに申し上げたとおり、リピート機能の搭載が可能になればそういった文字数制限というのは回避できるので、ぜひ取り組んでいただきたいなと思えます。

最後に、町民の方に言われました。AIにこの音声が変わるといので、聞く側にとっても人間の生の声ではないので温かみを感じられない、愛がないってこれはかけているのかどうか分からないですけども、そんなことを耳にしました。

これからも行政の皆さんにおいては、町民の方に防災無線のことに限らず愛を持って接していただき、質問を終わります。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、8番 荒生博一君の一般質問を終了いたします。

次に、4番 中瀬実君の発言を許します。

○4番（中瀬 実君） 私は、さきに通告をしております4点について、町長の見解をお伺いしたいと思います。

まず1項目めについては、乗合タクシーの今後の方向性についてであります。

高齢者の足の確保のため運用されている乗合タクシーは、運行開始より12年が経過しているが、利用者側からの利用に対しての課題も見えてきています。今後、特に高齢者の免許返納や独居世帯の増加等により、ますます利用者が増えると思われます。特に最近では物価高等により、年金生活者は日々の生活が大変な状況であります。今後の方向性について

お伺いします。

1点目、町内一律料金にする予定はないか。

2、町内利用者の登録者は令和3年のアンケート時の人数と比較し、増えているのか減っているのか。

3番目、一律料金にすると過去の最大利用時の数字で計算すると、町の負担はどれくらいの金額になるのか。

4、町内2事業者が対応困難になったとき、町が対応する考えは。

2項目め、ジェットコースターの路の安全確保について。

町内有数の観光スポットである西11線の起伏の多い道路、観光客に人気のある通称ジェットコースターの路があります。コロナも落ち着き、バイク、レンタカー、自家用車、観光バスが多く訪れております。観光客が増えること、上富良野町に来てくれることは大いに歓迎するが、道路状況から見て非常に危険な状況にあります。頂上付近は両側駐車、道路の真ん中で写真を撮ったり、マナーの悪さも目立ちます。駐車禁止の手製の看板はあるが、全く無視しての行動が見られます。次の2点についてお伺いします。

1点目、安全対策としてこの1年度のような対策を講じてきたか。

2番目、今後の安全対策はどのようにしていくのか。

3項目めであります。住民会組織の再編の進捗状況について。

住民会・町内会組織は、郡部も市街地も年々高齢化が進み、さらには住民の数が減少し、住民会・町内会活動が思うようにできない組織もあります。特に、役員の成り手不足は深刻で、長年同じ人が役員を続けるなど負担が増え、問題となっています。2021年6月議会で一般質問させていただいた再編の経過について伺います。

1番目、住民会連合会の協議は何回開催されたか。

2番目、住民会長会議で町から問題提起をされたか。

3番目、役員の成り手不足をどのように捉えているのか。

4項目め、農業振興計画の見直し部分について。

町の農業の指針、方向性である農業振興計画、特に実践計画は5年ごと研究・検討、実施のプロセスを経過し、実行されるものであり、実現不可能なものを見直すべきと指摘をさせていただいた。次の2点について伺います。

この見直し部分は、どの実戦計画について農業振

興審議会へ諮問されたか。

2番目は、農業振興審議会は何月に開催されたのか。答申を受けたのは何月かについて、町長のお考えを伺います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の4項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の乗合タクシーの今後の方向性について、4点の御質問にお答えいたします。

予約型乗合タクシーについては、高齢者や障がい者の方々、交通弱者の方々の交通移動手段を確保し、生活支援や閉じこもりを予防することを目的に、平成23年度から運行しているところです。

1点目及び3点目の利用料金に関しましては、関連がありますので一括してお答えさせていただきます。

現行の利用料金は、乗車1回当たり市街地区域内200円、区域外400円を利用者の皆様に御負担いただいているところであります。利用料金につきましては、令和3年のアンケート調査においても、約9割の利用者の方に御理解いただいているものと認識しております。

ただ、議員の御質問にあるような一律の料金設定等を望む意見が寄せられていることも承知しておりますが、運行委託事業者の本業であるタクシー事業への影響や利用距離による負担の公平の観点から、現行の利用料を維持した中で運行してきましたが、今後は予想されるドライバー不足に対し運行委託事業者の存続を含め、高齢者の交通手段の確保、農村部コミュニティーの維持、また、利用人数の拡大とサービスの向上を図るための方策として、利用料金を含め、地域交通の全体的な在り方を研究していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、利用者が一番多かった平成29年度の実績を基に利用料金を一律200円と仮定した場合、400円区間利用者の差額分を町の委託費とした場合の単純計算については、約91万円が現行の委託料に上乗せとなる試算となります。

次に、2点目の令和3年度のアンケート時からの登録者数については、一定の新規登録はあるものの自然減が上回る状況にあり、約20名の方が減少しているところであります。

4点目の御質問については、運行委託業者から人材の確保など様々な課題もあると伺っており、事業拡充についても難しい状況にありますが、本年度についてはタクシー料金改定に伴いまして、安定的な経営を図っていただくため委託料を見直したところであり、引き続き、運行委託事業者と連携を図りな

がら利便性向上と安全運行について研究・検討してまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目目のジェットコースターの路の安全確保について、2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目のこの1年間の安全対策についての御質問であります。ジェットコースターの路の区間中、景観の良さから特に観光客に人気があり、立ち寄りが集中する上富良野八景標識付近について、巡回と併せ定点カメラ映像を確認し、入り込み傾向とともに危険箇所や状況の調査をしております。

従来どおり自動車及び歩行者、撮影者それぞれに対する安全啓発看板の設置を行うとともに、西側道路側溝に脱輪する自動車が散見されることから、現地を確認し、本年度に入りふたを設置する措置を講じたところです。

次に、2点目の今後の安全対策についての御質問であります。いろいろな諸課題はありますが、まずは訪れる観光客の方や地域住民の安全が第一と考えており、懸念されております路上駐車、歩行者の車道立ち入りなどの交通安全上の課題と併せ、農地への立ち入りやごみのポイ捨てなどの問題にも対応できるよう、駐車場や撮影ポイントの整備等を含めた抜本的な解決を目指し、本年度策定することになります。第3次観光振興計画策定の際に十分な協議・検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、3項目目の住民回組織の再編の進捗状況について3点の御質問にお答えいたします。

1点目、2点目の住民会連合会の協議及び問題提起の御質問に関連がありますので、一括してお答えいたします。

令和3年第2回の定例議会で議員の御質問に対する回答のとおり、住民会連合会での協議を行うことで連合会役員とも調整を行っていましたが、昨年までのコロナ禍において連合会自体の会議が行われていなかったこともあり、新役員体制での継続協議をお願いしているところです。

3点目の役員の成り手不足についてお答えいたします。前回の御質問でもお答えいたしました。町全体での人口減少が続いており、近年は役員の成り手不足等の課題が生じていると認識は変わってはいません。

いずれにいたしましても、住民会の再編や地域役員については地域コミュニティーにの形成でありますので、地域での問題提起を持って検討が必要なことから、あくまで行政指導ではなく住民会からの調整の依頼があれば協議を行ってまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、4項目めの農業振興計画の見直し部分について、2点の御質問にお答えいたします。

実践プラン見直し部分の農業振興審議会への説明につきましては、審議회를令和4年3月4日に開催し、令和2年度から5年度までの実践プランの計画期間のうち令和4年度、令和5年度の振興内容について、6事業の実施が不可能であると判断したことから、見直し内容について説明を行っています。

一つ目が堆肥コントラクター整備事業。

二つ目が地域農業コントラクターTMRセンター整備であり、この2事業については効率的な運用を図るため、共同の取組として防衛省の補助事業を活用して令和5年度からの着手を目標に整備の検討を続けておりましたが、運営体制に対する合意形成が図られず一時中断となったことから、令和5年度計画を一時一部実施から検討に変更しています。

三つ目の農産物加工実習施設整備、四つ目の地域交流拠点施設整備事業については、現行の実践プランにおいて複合型拠点施設内に併設する計画ではありましたが、複合型拠点施設の考えはなくなったことから、実施の予定なしに変更しています。

五つ目の上富良野産ブランド化事業につきましては、新たなブランド化となる6次化商品の開発、発掘が延期になったことから、令和5年度計画を実施から検討に変更しています。

六つ目の農業人材バンク事業については、引き続き検討が必要なことから、JA関連の派遣事業を活用しながら対応することとしたため、一部実施から検討に変更しております。

なお、審議の結果につきましては、同日の令和4年3月4日付で決定していただいたところです。農業振興審議会への諮問、答申につきましては、個別計画の農業振興計画は町長から諮問を行い、答申をいただいておりますが、農業農村実践プランは農業振興計画を補完するものであることから、内容の協議を依頼しているところでありますので御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） すみません、ちょっと暫時休憩いたします。

---

午後 4時39分 休憩

午後 4時40分 再開

---

○議長（村上和子君） 休憩を解きます。

再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） ただいま町長から答弁をいただいた乗合タクシーの関係について、まずお伺いをいたします。

この1項目め、町内一律料金にする予定はないかということの関係であります。令和3年度に予約型乗合タクシーの利用に関するアンケートをやっております。その中でたかが10%ぐらいとは言いながら、その料金については高い、もう少し安くしてほしいという意見が出ております。これは特にいわゆる市街地の利用者ではなく、郡部の利用者から出ているものだと思っております。

当然のことながら、町の行政については町民みな平等のサービスを受けることが理想であると私は思っております。特に65歳以上の高齢者については、今まで65年間以上の間、上富良野町においていろいろな貢献をされた方々であります。そういった方々に対して、最後の御褒美として、そして引きこもりを防ぐためにも、少なくともこの町の乗合タクシーの料金については一律にすべきだと私は思っております。一律料金にすることが町の行政のサービスの一貫になるというふうに思っておりますが、町長はその辺について踏み込んで考える余地はあるかどうかを確認して

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

平等という考え方に基づいて一律料金ということ御質問かと思いますが、これまでも距離に応じて200円、400円、これも結果の平等なのか過程プロセスの平等なのか、平等にはいろいろあります。今までやってきたことも決して不平等であったとは思っておりません。ただ、そのアンケートの中でごく一部、郡部の方ですが、高いと思っておられる方も確かです。だから今までやっていることも平等、一律にすることも200円も両方とも平等です。

そんな中で、今回の回答で答弁の中で書かせてもらったのは、単なる距離の問題もありますけれども、乗合タクシーの役割というのは、今、議員おっしゃったとおり引きこもりの防止とか、実際郡部に住んでいても長く住み続けられるように買い物とか病院に通えるようにしてあげて、地域コミュニティーを守る、守ってあげる、それとか、また乗合自動車をやってくれるところがないと乗合自動車そのものが成り立ってサービスかできないわけですから、業者の方のある程度の育成ということも頭頭に置きながら、今までは料金の200円、400円のことを主眼的にやってきましたが、今後においてはやっぱり多面的ないろいろな考えることが複数ありますので、それらをトータルで含めてこの制度を維持していくためにどうしたらいいのかということで、検討しますということで、分かりやすく言えば、ちょっと分かりづらかったかもしれませんが、

させていただきました。

ですので、決してすぐ200円にするとは言えませんが、持続可能なものにしていく、そして地域コミュニティにとっても持続可能なものにしていくためには、料金設定も含めてどうしたらいいのかというのは、十分検討させてくださいというふうに、そういう意味で答弁させていただいております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） この乗合タクシーについては、皆さんが利用することによって、町長から今、答弁いただきましたけれども、地域のコミュニティにもつながっていくのです。なぜかと言ったら、今、農村部で昔みたいいろいろな会合で集まる機会がないのです。そうすると、隣近所がどうなっているか、いろいろなことがあっても分からないような状況なのです。

特に若い人たちは出て歩くことが多いかもしれないけれども、ある程度の年齢の方については町に出て買い物に行く、病院に行く、そういったときに隣近所の人とか、例えば、ちょっと地域を離れている人とかがタクシーの中でいろいろな情報交換とか情報を得ることが逆にできるのです。それが安い料金になると利用者が増えることにもつながります。

先ほど町長は、その料金にすることにしたら事業者が成り立たなくなる可能性もあるという話もされて、答弁もいただいておりますけれども、基本的には町は業者ができなくても町で対応しなければならぬ、最終的には4番目の町内事業者が対応困難になったとき、町の対応はと聞いているけれども、答弁はないのです。それはどういうふうな考えでこれから持っていこうとしているのかをまずお聞きしたい。

○議長（村上和子君） 暫時休憩いたします。

午後 4時46分 休憩

午後 4時47分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解きます。

町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

200円、400円は中瀬議員がおっしゃることと全く逆で、私が考えているのは利用者を増やすにはどうしたらいいかということなのです。利用者を増やしてタクシーの会社が収益が、要するにタクシーの委託の受け手がなくなったら困るわけなので、そのためには全体的に利用者を拡大するにはは

うしたらいいかということで、その辺を含めて料金も含めてなのですけれども、料金ありきではなくて、利用者をまず使ってもらいたいと、そういう意味で答弁をさせていただきました。

そして、もし乗合自動車がなくなった場合、これ民間の相手がなくなった場合は、また昔の路線バスみたいなのができるのかどうかも含めて再検討しなければならぬのかなというふうに今のところは考えております。

以上です。

---

#### 議事の延長について

○議長（村上和子君） お諮りいたします。

本日の会議は議事が17時15分以降に及ぶことが考えられますので、あらかじめ延長したと思いません。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） よって、本日の会議時間はあらかじめ延長することに決しました。

再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 私が言っていることと町長とちょっとずれがあるかと思っているのは、事業者が2事業者います、今。その事業者が自分たちの営業に差し支えない程度でやっている状況だと私は思っています。だからあまりお客さかを増やして、そうしたら自分たちの営業に差し支えるような状況になったときには、おそらく事業者は、これ以上利用してもらったら非常に困るよねというようなことになるかもしれません。

だから、そうなる可能性があったときに、こういった高齢者が乗合タクシーを利用している人たちが利用できなくなったときに、町はどういう対応をするかということをもまず聞きたかったのです。そのときに町長も後で最後のほうに言いましたけれども、乗合タクシーに替わるようなことを考えていかなければならないというようなことですよ。

だとすれば、必要以上の人数を増やす方がいいことなのか、それが必要以上に増えたことによって町が大変な目に遭うから、それは対応できないということになるのか、そこら辺きちんとしてもらわないと困る。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの回答はちょっと私の勘違いで訂正させていただきます。

今、タクシーの2業者に委託してもらっているのですが、通常の営業に差し支えない範囲でやっても

らっております。その差し支えない範囲で最大限利用してもらうというのが、乗合タクシーが利用者を増やすというのはそういう意味です。もし利用者が増えて乗合タクシーに乗れない人いたらどうするのだという、そういう前提の話だとさっき思っていなかったもので、その場合はまた違う方法をいろいろ相手先も含めて協議していかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） この3番目の一律料金にする過去の最大利用時の数値で計算すると、町の負担はどれぐらいになるのかということをお聞きしております。そうすると91万円だという答弁いただいております。この91万円については、前回私が一般質問をしたときが2019年3月に一般質問しております。そのときに91万円ということの答弁をいただいております。斉藤町長ではありませんでしたけれども。

そこでお聞きしたいのは、今年の4月からタクシー料金が上がっています。私が聞いているのは、今の単価で委託料を払っている部分が前回の2019年と比較して同じということはあるんですよ。同じなのですか、委託料。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

委託料は当時と今は違いますが、あくまでも200円と400円の差額ですので、差額は今も昔も変わらない91万円です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 委託料はそうしたら当初の委託業者に渡している委託料というのは、今も昔も同じ料金ということですね。違いますよね。だとすれば、だから私が聞いているのは、最大利用時の人数を言っている。ただ、今現在もしその400円を200円にしたら同じ91万円ではないでしょうかと、違うでしょうかということを聞いているのです。だから、それを今もし200円の一律料金にしたら、町の負担はどれだけ増えるかということを知っていたのです。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

委託料金は変わっておりませんが、差額は変わらないのです。例えば、委託料金が当時100万円と差額が91万円と191万円。委託料金が200万

円になったけれども、差額はあくまでも91万円と291万円と、そういう感じで基本といいますか、委託料は変わっても200円と400円の差額は変わらないのです。これ以上説明できないというか、誰か助けてください。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） だとすれば、いろいろところでいろいろな経費の節減をすれば91万円ぐらいは私は何とかなるというふうに思っていますので、今後検討していただきたいと思えます。

基本的には弱者を救うためとか、それから、これからの引きこもりとかいろいろなことを防ぐためにもやっぱりそういったものを利用していただいて、そして町へ出てきていただくようなことをとってもらおうのがこういう乗合タクシーの使命だと思っておりますので、今後そういったことを少し前向きに検討していただきたいと思えます。

次、ジェットコースターの関係です。この道の安全確保について、これもまたこちらは1年前に私も質問させていただいております。このジェットコースターの路というのは、改めて説明しなくてもいいわけですが、町長、コロナが収束しかかってきています。そんな中で、町長、最近ジェットコースターの路に行かれましたか。いつ行かれたか教えてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

本当に私のプライバシーにかかる問題です。発言しますが、本当プライベートでいつ行ってきたかなと、一週間前、はっきり覚えておりませんが、ちょっと寄りました。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 一週間ぐらい前と言いましたよね。そこに行って何か気づきませんでしたか。何か気づかなかったかということ、変わったこと。状況がちょっと変わったなということ何点かあるはずですよ。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

そうですね、美瑛の帰りちょっと寄ってみたのですが気づいたところは多々ありまして、八景のスタンプラリーがQRコードが貼ってあって、片方はビス留めだったのだけれども、もう一つは画鋸だったとか、細かいところからさっき答弁させていただきました西側の側溝にふたしてあるとか、あと駐車

禁止、手作りですけれども、ちゃんと看板表示してあるなというふうに見てきまして、そのぐらいですか。もっと気づくべきことあったのかもしれないですけれども、短時間でしたので気づいた点は大まかに言えばその点です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 美瑛のほうから来たと言いましたよね。美瑛の237号線から上富良野町のほうへ向かってきたのですね。そのとき1点気がついたことありませんでしたか。

これは一番大事な部分なのです。あそこに手作りの看板がいろいろ立っています。頂上付近には「駐車禁止」とか、「写真を撮るときには道路に入らないでください」、そういう注意喚起の看板もあります。そして、両側の上りはじめとこちらの下りはじめというか、両方の下側のところに「スローダウン」、「」スピード落とせ」、これがあります。その片っぽが丸きりないのです。先ほど答弁ありましたけれども、この中でこのいろいろな去年から今年にかけてどういった対策をしているかとかというところの中に、そこに行ってそれはどういうふうな状況になっているかと誰が確認しているのですか。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えします。

その手作りの看板なのですけれども、設置したのは商工観光のほうでつくりました。昨年ぐらいから中瀬議員からも質問にもあったように、注意喚起、そういうのをしていこうということで、「スローダウン」これは外国人向けといいますか、日本語表記だけではなく、外国表記でも書こうということで書かせていただきました。あとそのほか、ちょうど西側の農地を持っている方からちょうど取付の農道がございまして、そこに入ってくるお客さんがいるということで、昨年「農地への立入禁止」を日本語で表記でさせていただきました。

そのようなことで、いろいろな工夫をしながら安全対策というのを進めてきたところでございます。

あと東側の「農地に入らないように」という看板も、これは観光協会のほうで茶色い看板を出させていただきました。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） ということは、企画商工観光課があそこへ行って、例えばいろいろと不具合があったらそれを、看板であれば看板を設置したりそういうことをやっているということですか。

それで、先ほど「農地に入らないでください」という看板を立てた方がいます。私もあの方知っているからあれだけども、かなり強く言われたら必ず立てなければならない。ところが、あそこには立てますと、あそこの頂上付近にたくさんの車が止まっていたら両側に下りるのです。その両側に下りていったところの畑に入っている。そうしたら、これって企画商工で地権者から言われなかったら立てないということですね、そうしたら。例えば、農地の所有者が観光客の人が畑に入っている。だから立ててくれと言われなかったら立てないということですね。どうなのですか。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

今までもそういう苦情とかも聞いておりまして、ちょうど一番の八景のある看板のあるところの、入りやすくなっているの、何件か入ったのを私目撃して注意もしたこともございまして、そういうのもあって、ちょっと看板のほう立てさせていただきました。右側の西側のほうもちょうど道路があるものですから、ちょうど水源地の西側の簡水のポンプ場の取り付けもありますので、そこに入る方もいて、いっしょになってあそこの西側、東側のほうの道のほうに行く方もいて、なかなか困っているのだと、ちょうど防除の時期になっていたので、入りづらいのだという話を聞きまして、それで看板を立てさせていただきました。

中瀬議員おっしゃる頂上の29号側に向かって下りる畑のところかなと思います。確かに聞いてなかったというのは私どもも聞いていませんし、入っているというのも毎日のようにパトロールしているわけではないので、見てはいなかったところでございます。そういう看板が必要ということであれば、看板立てるのは製作しまして畑の立入禁止だよということの注意喚起、そういうのは今後材料があつてできれば、そういうのを検討していきたいなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） そういったことで、例えば要請がなくてもこの辺はしょっちゅう観光客の人が畑に入りそうだな、入ってるよなというところについては、今後考えて検討していただきたいなと、そういうふうに思います。そうしないと、1人が入ると2人、3人、ここ入っていいんだ、ここで写真撮っていいんだというふうになってしまうのです。

だから、そこら辺のところはやはり注意喚起を含めて、畑には入らないでくださいという、そういうふうな看板をできるだけ取付道路のあるようなところについては、看板立てていただいたほうがいいかなと私は思っております。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

これからちょうど今、防除とかそういうので農家も入っていますし、収穫期になりますとそういう観光の方の路上駐車とかそういうのも御迷惑になるかというふうに思います。どのような看板がいいのかはちょっと検討もさせていただきますし、ちょっと今後地権者の方とかそういう方とも相談しながら、また、周りの状況を見ながらそういう看板の設置について検討させていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） そういったことで、ジェットコースターの路については安全確保、これは今のところ大きな事故とかそういったものはないのでまだいいのですが、もし万が一事故があったりしたときには、やっぱり対応、道路管理上の問題とかいろいろ問題になると思いますので、何らかの対策を当然のことながら町長も前回のときにも言ってくれておりますけれども、安全対策はもう何とかしたいのだというふうに答弁をいただいております。ですから、これはできるだけ早めにいろいろな対策を考えていただきたいなというふうに思います。これは答弁はよろしいです。

次、住民会の組織の再編の進捗状況についてお問い合わせいたします。

こちらについても私が一般質問させていただいた部分であります。こちらについては、基本的には住民会の組織というのはどこの住民会も一応地域ごとに必ず一つあるはずで、町内会、それから住民会。これらの組織というのは、町との行政のパイプ役ということで成り立っているし、当然あったほうがないよりはいいはずで。

そんな中で、町長の答弁では相手方、その住民会のほうから困っているから何とかしてくれと言わない限りは、町としてどうだと声をかけるようなことはあまりしたくないような答弁だったと思います。でも、いよいよ困ったときに、いよいよせっぱ詰まったときに、そういった住民会の再編を考えるのも一つの方法かもしれません。だけれども、ある程度体力のあるうちに何らかの方法をとらないと、そ

の小さな住民会が本当に大変なのです。

ここにも書きましたけれども、役員の成り手がいない、そして、なったらもう辞められない。そうしたら住民会組織でもう極端な話、住民会長要らないのか、うちらはもう住民会から抜けて住民会長、町内会組織にしてしまっただけで住民会組織もうしないぞって言って、町はそれでいいのか。そうではないと思います。やはり住民会というのはそれなりの役目を果たしているのだと思います。

ですから、そういった小さな住民会は確かに声を上げられないかもしれないけれども、困っているのは事実なのです。だから、そこで町側からもどうですかと投げかけをすべきだなど、ある程度。もうあんたら合併しなさいとかそういうことを言うのではなくて、どうですかと投げかけをして、そしてそれを機にいろいろな情報を得ながら、その小さな住民会はどうあるべきか、どうしていくべきか、それに対しての前の町長の答弁は住民会連合会にそういった再編についての会議を開いてもらって、そして検討していきたいというふうな答弁だったと思います。

そんな中で、コロナがはやったからこのことについてはなかなか進捗状況がなかったというような話であります。今現在の中で住民会連合会にいつ頃そういう会合を開くかどうかというその予定等は分かりますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

住民会長連合会の会議を開くということは決定されたようですが、いつというのはまだ決定されておられません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） そういった住民会の組織の今後の在り方についての検討してもらうためには、やはり住民会連合会の皆さんの知恵を借りながら、より良い方向に向かっていくことは必要だと思いますので、そういったことで町のほうも今後の方向性について後押しをしていただけるようお願いをしたいと思います。

次、最後ですが農業振興計画の見直し部分についてであります。

これもまた昨年3月の議会で質問させていただきました。3月2日、3日が多分定例会だったと思います。その中で、令和5年度までの農業振興計画の予定年度が来るにも関わらず、全然実施もできていない、検討も難しい、そういったものを見直せと

いうことを一般質問でさせていただきます。

その中で町長が、農業振興審議会にそういったことを見直しできるものはどうなのかということで振興審議会へ諮問をするということでありました。そうしたら、先ほど町長農業委員会の会長にちょっと確認しましたが、3月4日にもう振興審議会開かれているのです。すごく早いよね。それは当然そういう予定があったのだと思います。あったから振興審議会が開かれて、そしてその中で今後事業として実践計画として不可能なもの、実現できないようなそういったものが何があるか、そういったものを検討していただくための振興審議会だったと思います。

その中で答弁いただきましたように、4点見直しと検討ということになったようです。そこで、基本的に町の将来の農業の方向性を決めるものです。振興計画、それから実践計画。その中で、たまたま昨年肥料が高騰したり人手が足りなくなったりとか、いろいろな問題が農業を巡る状況が変わってきました。

当然のことながら、この振興計画を最初に計画したときに、一番先に上富良野町の農業のあるべき姿というのがあって、それをちゃんと振興計画に反映するようにうたわれているのです。それは人手不足、そういったものに対応する、大規模経営に資するにはどうしたらいいのか、そういったことがちゃんと書かれている。それを実行するため、それから地力とか畑の関係は肥料もそうですけれども、地力を維持するために堆肥の をするためには個人では難しいから、だから補助事業を使ったり国の事業を使ったりいろいろなことをしながら、そして皆さんに地力をつけてもらうために堆肥コントラクター事業、それから飼料の高騰にも対応できるそのコントラクター事業、これ一番今求められているのだよ。それがこの間の振興審議会の中で実施可能かなという程度で終わっているみたいですよ。ということは、その審議会の中で町の中で本当にこれが必要なのだと、上富良野町の農業はここにもっていかなければ、町の農業成り立っていかないのだよというものはっきりとした指針がなければ駄目だと思うのです。それには町長の強い思いもなければ駄目だと思うのです。だから、振興審議会は審議する場所です。その中で審議会の委員は、どの程度発言ができたかということ町長お聞きしていますか、今回の見直しの部分で。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

農業振興計画は中瀬議員おっしゃるとおり、町の

農業の基本計画でいろいろ将来の姿が書いてありますが、実践プランというのは独自の施策の実効性を高めるために期間中の進捗状況を確認するための内部確認、要するに事務方と審議会の委員との内部確認ですので、そこで今回の実践プランが修正されたわけなのですが、そこでの発言がどうだったか思ったとおり委員が発言できたかどうかというのは、そこは聞いてございません。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） はっきり言って私は残念です。振興審議会に諮問をするわけです。そして、その結果がどうであったか、この間の振興審議会どうだった、そういう見直しをかけるような案があって、そしてその振興審議会の中でこれとこれとこれについて話合われたけれども、どういう意見があったのというくらいのこと確認していないということですよ。これって私本当に残念でなりません。基本的には結果はどうでもいいのです。振興審議会の委員の方々がどういう意見だったか分かりませんが、そういう発展的な意見があったか消極的な意見があったかそれは分かりません。けれども、それも確認していない。これって上富良野町の農業が基幹産業って言葉では言っているけれども、これ本当に審議を疑いたく私はなりますが、その辺のところはどうなのですか、町長。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

実践プランはそういう性格のものではないと認識しておりまして、先ほど申しましたとおり、振興計画に対する進捗状況を事務方と委員の間で確認する進捗状況内部確認、そういうのが実践プランですので、その結果はもちろん見ております。結果も見えないわけではないのです。そのプロセス、どういう意見が出たとか、多分そういう場ではないというふうな認識で、要するに進捗状況を事務方が報告するわけで、検討中だったのがどうだった、ああだった、不可能になったとか、いろいろ事務方が説明した結果が変更になって出てきておりますので、特に一番重要な振興計画はもちろん諮問しますけれども、実践プランは諮問ではなくて事務方と委員との間の調整事項で、その結果は私は存じていますが、そのプロセスがどういう委員の内心はどうだったのかという、そういうところまでは伺っていないという意味で先ほど答弁させていただきました。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） この 農業振興実践プ

ランの中のここに書いてあることを読みます。

計画期間は令和2年度から令和5年度とする上富良野町の業振興実践プランは、8次上富良野町農業振興計画、計画期間は平成31年から令和5年度を踏まえ、町の独自施策において重点的に推進すべきものと具体的に示すものでと書いてある。それが農業振興計画は町としてはどうのこうのって言ったけれども、実践プランはその経過をどうのこうのだから、あまり重視をしていないような感じのことを今言われたと私は感じましたけれども、これは絶対おかしいと思います。どうですか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

ちょっと繰り返しになってしまうかもしれませんが、つくりとしては何回も申し上げていますが、ベースにあるものは農業振興計画というものがきちんとございまして、それが今年度ちょうど見直して、また来年度からということでございます。

それらの中で町長も何回も言っていますけれども、総合計画でいうと基本構想があって基本計画があって実施計画みたいなのがあって、その何段階かになっている中の、振興計画の大きな枠組みだけでは具体的にどのことができている、どのことができているのかなどということがしっかり分からないということから、実践プランが1年遅れてできるというつくりだというふうに私は伺っております。

したがって、今、町長が言っているのはその実践プランを決して軽視しているとかということではないのですけれども、取りあえず基本的な農業振興計画の中でうたわれている個別の事業がどの程度までいっているかの報告をきちと町長は受けていますよと、その中で4年の3月に中瀬議員御指摘あったような、本当にできもしないものが実際そのまま載っているのも現実味と遠いよねというような言葉も受けて、審議会のメンバーにも御確認いただきながら、そういったことで進捗状況を一部修正させていただいたということが今回6項目ありますよということで答弁させていただいているところでございますので、決してその部分を大事にしているとかということではなくて、広いベースになる部分についてはちゃんと町長も諮問して答申も受けてもらって、きちんとつくっていただいています。

それに基づいて個別の事業が様々あるわけですから、そういったもののチェックについては委員と事務局とでしっかり担っていただいているという認識で御理解をいただけないかなというふうに存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 言葉でいろいろ説明されてもむなししいと思います。基本的には関連があるわけだから。確かにそれは5年間の間にできないこともあるでしょう、できることもあるでしょう。それはもう仕方ないのだよ。だから、そのできないことを私たちに指摘されるのではなくて、自らがこれは5年計画でやっていたけれども、ちょっと無理なのですって逆に言ってもらわないと駄目なのです。私たちがこんなものできるわけないべって、やれるわけないだろうと言って、初めてああそうですねって、それでは駄目なのです。

基本的には、計画は確かに計画でそれは仕方がないのです。5年間の計画の中で検討、検討、実施、それはそれでいいのです。だけれども、不可能なものを引きずって引きずっていいのかということなのです。

だから、そういったことは全てこれはたまたま農業振興計画の関係だけだけれども、ほかの計画だってそういうことがあり得るかもしれない。だから、町民の方にいろいろな意見を聞くのもいいでしょうし、例えば我々議員にどうなのでしょうかと聞くこともいいでしょう。そうしたら、そのときに当然これちょっと無理だよ、だからこれはちょっと方向性変えたほうがいいよねというようなアドバイスをもらいながら、より良いその計画とか実践計画をつくっていくのがこれは町の責務だと思います。

それをやるのが、先ほども言いましたけれども、上富良野町の基幹産業である農業を守っていくための町の責務なのです。だから、そこら辺のところは今後肝に銘じてこういった計画等々についてやっていっていただきたいと思います。

今後の8、今度は9次の振興計画に当たって、町長の思いを最後聞かせていただいて質問を終わりたいと思います。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 4番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり農業部門に限らず、各種計画でございます。土台になっているものがちゃんと町の総合計画という大原則といいますか、本当のまちづくりの理想型をうたったものの上に、様々な個別の計画ございまして、さらにその農業の実践プランのように一個一個のこれをやります、あれをやりますといったものが枝葉をつけてできているという体系でございまして、そういった中でできるだけ町の方の御意見を賜りながらやるために、こういう審議会を持っている場合もあります。

それから、普通の委嘱とかいうのではなくて、通常活動している団体とのお付き合い、お話し合いの中で意見を聴取する場合があります。それから、今年の冬ぐらいにはパブリックコメントみたいなのがばんばん各計画の中で出てきて、町の方から御意見を賜ることもありますし、それから議員の皆さんにも事前に説明できる段階であればお渡しして、確かパブコメの前にお示ししたりして素案というか原案を、そういったことでいろいろな面で農業に限らずまちの方の御意見を賜りながら計画をします。

それと御指摘のとおり、計画倒れというか計画しっ放しではいけないので、必ず進捗状況を確認していくのだという部分を実践プランの中でもやっているところがございます。農業だけに限らず、ほかの部分においてもそういった点検・チェックをして、現実に即した見直しが必要であれば、そういったものも各種委員会や検討会議等にかけていくということは、我々も肝に銘じて進めていきたいなというふうに感じておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、4番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

---

#### ◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5時23分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和5年6月13日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 北條 隆男

署名議員 高松 克年

令和5年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

令和5年6月14日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 町の一般行政について質問
- 第 3 議案第 1号 令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）
- 第 4 議案第 2号 令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 3号 令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 4号 令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 5号 令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 6号 令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 7号 令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 8号 令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 9号 上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第10号 上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第11号 財産の取得について（消防隊員用防火服等）
- 第14 議案第12号 財産の取得について（戸籍総合システム）
- 第15 議案第13号 財産の取得について（吹上温泉保養センターヒートポンプ熱交換器等）
- 第16 議案第14号 泉町南団地町営住宅5号棟新築工事（建築主体工事）請負契約の締結について
- 第17 議案第15号 農業委員会委員の任命について
- 第18 議案第16号 農業委員会委員の任命について
- 第19 議案第17号 農業委員会委員の任命について
- 第20 議案第18号 農業委員会委員の任命について
- 第21 議案第19号 農業委員会委員の任命について
- 第22 議案第20号 農業委員会委員の任命について
- 第23 議案第21号 農業委員会委員の任命について
- 第24 議案第22号 農業委員会委員の任命について
- 第25 議案第23号 農業委員会委員の任命について
- 第26 議案第24号 農業委員会委員の任命について
- 第27 議案第25号 農業委員会委員の任命について
- 第28 議案第26号 農業委員会委員の任命について
- 第29 議案第27号 農業委員会委員の任命について
- 第30 議案第28号 専決処分承認を求めることについて  
（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第31 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第32 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第33 発議案第1号 議員派遣について
- 第34 閉会中の継続調査申し出について

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

○出席議員（13名）

1番	元 井 晴 奈 君	2番	北 條 隆 男 君
3番	高 松 克 年 君	4番	中 瀬 実 君
6番	中 澤 良 隆 君	7番	米 沢 義 英 君
8番	荒 生 博 一 君	9番	佐 藤 大 輔 君
10番	今 村 辰 義 君	11番	小 林 啓 太 君
12番	小 田 島 久 尚 君	13番	岡 本 康 裕 君
14番	村 上 和 子 君		

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	齊藤 繁 君	副町長	佐藤 雅喜 君
教育長	鈴木 真弓 君	代表監査委員	中田 繁利 君
農業委員会会長	井村 昭次 君	会計管理者	及川 光一 君
		IT・組織機構	
総務課長	北川 徳幸 君		宮下 正美 君
企画商工観光課長	狩野 寿志 君	担当課長	
		町民生活課長	山内 智晴 君
保健福祉課長	深山 悟 君	保健福祉課	
			星野 章 君
農業振興課長	安川 伸治 君	健康づくり担当課長	
建設水道課長	菊地 敏 君	農業委員会事務局長	林下 里志 君
ラベンダー・ハイツ所長	鎌田 理恵 君	教育振興課長	谷口 裕二 君
		町立病院事務長	長岡 圭一 君

○議会議務局出席職員

局長	星野 耕司 君	次長	飯村 明史 君
主事	進 梨夏 君		

午前 9時00分 開議  
(出席議員 13名)

### ◎開 議 宣 告

○議長（村上和子君） 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和5年第2回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（星野耕司君） 御報告申し上げます。

さきに御案内しました議案第15号から議案第27号までの農業委員会委員の任命について並びに諮問第1号及び第2号人権擁護委員候補者の推薦についての議案は後ほどお配りしますので御了承願います。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり申出がありました。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

暑い方は上着を取っていただいて結構でございます。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

4番 中 瀬 実 君

6番 中 澤 良 隆 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（村上和子君） 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、6番中澤良隆君の発言を許します。

○6番（中澤良隆君） 私は、さきに通告した高齢者対策、1項目と関連する5点について町長に質問

いたします。

住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現を高齢者保健福祉計画の基本理念と定め、その基本理念に沿って高齢者の保健福祉活動推進に誠心誠意取り組まれていることに対し、町民の1人として敬意と感謝を申し上げます。

私は、高齢化が進展するの中で、高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくることが極めて重要な行政課題の一つだと考えています。

現在、高齢者対策事業として町が実施している事業、また、高齢者が安心して暮らしていくために今後必要と思われる事業等について、以下5点、町長の考えをお伺いいたします。

まず1点目、移動手段の確保策について伺います。

交通弱者と言われる高齢者や身体障害者等に対応した移動手段を確保することは、超高齢社会における行政課題の一つと考えています。

今、移動手段の先進事例として、自動運転車両やデマンドバスの運行など新たな取組状況が紹介されています。将来を見据えた上富良野町内における住民ニーズに即した移動手段の確保策について、町長の考えをお伺いいたします。

次に、2点目、予約型乗合タクシーの運行についての改善策について伺います。

予約型乗合タクシーの運行後12年を経過しましたが、その間、様々な要望や課題、問題点が指摘されてきました。それらの解決に向けての進展の現状について、以下3点お伺いいたします。

1、利用対象者の拡大について。2、予約方法の見直しについて。3、利用料金の統一化について。

以上、お伺いいたします。

3点目ですが、最近高齢運転者による交通事故が多発しています。高齢運転者による交通事故の主原因は、ブレーキの踏み間違いによる事故が多いと言われています。以前にも質問をいたしました、悲惨な交通事故防止を目的に、町独自による車両安全装置の助成を行う考えがないか伺います。

次に、4点目の補聴器購入に対する補助策について伺います。

老いは心や体に様々な変化を来します。特に難聴による障害は健康維持に大きな影響があると言われていています。また、補聴器は非常に高価であることから、町独自の補助策に取り組む考えについてお伺いいたします。

最後の5点目ですが、高齢者の生きがい対策について伺います。

町では、高齢者保健福祉計画の中で、生涯学習の

推進、高齢者事業団の活動支援が高齢者の生きがい対策の施策項目となっています。今回は、高齢者事業団の将来の在り方等について、以下4点お伺いたします。

1、就労機会の開拓、PR活動の取組状況は。2、作業の拡大実績は。3、将来に向かっての組織の在り方の検討状況は。4、高齢者事業団の現事務所は一時的なものか。

以上、高齢者対策について、1項目、関連する5点をお伺いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の高齢者対策についての5点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の移動手段の確保についてですが、現在、当町の状況は、JR、バスなどの公共交通機関及びタクシー事業者による運送事業のほか、町において、高齢者や障害者の日常生活における移動手段の確保として、予約型乗合タクシー事業を実施しており、現段階では、現行のデマンド型である予約型乗合タクシー事業が住民ニーズに即した方策と考えていますので、御理解をお願いいたします。

また、議員御発言の先進的な事例に関しては、今後の研究課題とさせていただきます。

次に、2点目の予約型乗合タクシー運行方法の見直しについての3項目の御質問にお答えさせていただきます。

1項目めの利用対象者の拡大につきましては、先ほどの中瀬議員の御質問でもお答えさせていただいたとおり、本事業については、高齢者や障害者の方々、交通弱者の方々の交通移動手段を確保し、生活支援や閉じこもりを予防することを目的にしていること。

また、運行委託事業者から、人材の確保など様々な課題もあると伺っており、現時点での事業の拡大については難しい状況にあると聞いており、現段階では、利用対象者の拡大については困難と考えておりますので、御理解をお願いいたします。

2項目めの予約方法の見直しについてですが、現行、1時間前の予約制で運行調整を行っておりますが、予約時間の短縮等の見直しについては、限られた人員で運行調整を行っていることや運行台数が限られていることから、現行の予約方法を維持していきたいと考えております。

3項目めの利用料金の統一化については、先ほど御答弁させていただいたとおり、運行委託事業者の本業であるタクシー事業への影響や一定の移動距離に応じて差を持たせている現行の料金設定は、利

用距離による負担の公平の観点から現行の利用料を維持した中で運行してきましたが、今後は、予想されるドライバー不足に対し、運行事業者の存続を含め、高齢者の交通手段の確保、農村部コミュニティの維持、また、利用人数の拡大とサービスの向上を図るための方策として、利用料金を含め、地域交通全体の在り方を研究していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

今後につきましても、引き続き本事業が安定的に運営できるよう運行委託事業者と連携を図りながら、利便性向上と安全運行を基本に取り組んでまいります。

次に、3点目の車両安全装置に対する補助策についての御質問についてお答えいたします。

昨年、富良野警察署管内で交通事故は65件、町内では11件発生し、そのうち65歳以上の高齢者運転による事故は4件となっています。

国の支援のサポカー補助金については、令和3年11月29日の受け付けで終了していますが、それ以降の国産新型車については自動ブレーキの義務化が始まっています。また、国産の継続生産車、輸入車についても2026年度以降義務化となります。その他の車種について、後づけ装置の設置も可能ではありますが、全ての車が可能ではないことから、装置の購入に対して補助金の町独自の制度につきましては考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

次に、4点目の補聴器購入に対する補助策については、日常生活上の難聴に関する御相談や加齢性難聴により御相談に来られた方に対して、聴力レベルの判定ができませんので、まずは耳鼻咽喉科の医師の診察を受けていただき、十分相談された上で補聴器の購入時から継続して装用指導を受けられるよう随時対応させていただいているところであります。

また、聴力レベルによっては、障害者手帳の交付を受けて補聴器を購入した場合に、町民税非課税世帯を除き、本人負担は基準額の1割であることなど、既存の補装具費支給制度の周知に努めるとともに、日常生活に支障を来さないよう補聴器の購入検討の相談に対応しております。

加齢による難聴者への補聴器購入補助は全国的に課題となっており、独自で助成制度を整備している道内町村は微増しておりますが、国や北海道の有利な補助制度がないこと、対象年齢や聴力レベルが様々であり、現段階では、町独自に加齢性難聴者に対する補聴器購入補助についての考えは現在のところ持ち合わせておりませんが、補助支援の方策については、国や北海道、道内市町村の取組状況などの把握に努めてまいりますので、御理解をお願いいた

します。

次に、5点目の高齢者の生きがい対策について、高齢者事業団の将来の在り方に対する4項目の御質問にお答えいたします。

議員の御質問のとおり、町では、第8期高齢者保健福祉計画の基本目標の一つとして、健康で生きがいのある暮らしの推進を掲げており、生きがいづくりと社会参加の支援施策として、就労、ボランティア活動等への支援について位置づけております。

高齢者の生きがいと健康を守るための施策の一つとして、高齢者の働く場を維持している高齢者事業団の活動への支援を掲げており、高齢者が地域の一員として活躍できる環境や活動を通じて、生きがいづくりや健康増進を図っていくことで、高齢者の社会参加と生活感の充実が得られ、健康で明るいまちづくりにつながると考えているところであります。

1項目めの就労機会の開拓、PR活動の取組状況についてであります。高齢者の豊かな経験を生かして、健康で働いていただくよう町といたしましては、高齢者事業団の会員募集の記事を広報紙に掲載し、住民の皆様にも広く周知しているところであります。

また、除雪サービス事業において除雪サポーターの募集を行い、その活動を通じて高齢者事業団の臨時的作業員に加入していただいておりますので、会員加入につながることも期待しているところであります。

高齢者事業団としても昨年、新聞折り込みにより会員募集を行っておりますが、高齢になっても企業で働く意思のある方と、企業においても人材、人員を確保したいことがマッチングしているため、なかなか会員確保につながらないと聞いています。

2項目めの作業拡大実績については、町振興公社、観光協会から公園管理、草刈り、ラベンダー管理作業などの業務、社会福祉協議会から除雪作業、企業、個人からは雑作業、剪定、冬囲い、除草、雪下ろしなどの委託業務を継続しており、これら以外の新たな業務、作業については拡大されていなく、農作業については、会員の高齢化と負担が大きいため受託できなくなっていると聞いております。

3項目めの将来に向かっての組織の在り方の検討状況については、会員の減少と高齢化のため、作業内容も限られることから、今後の高齢者事業団の経営方法や新たな受託事業を検討するため、平成30年12月に美瑛町高齢者事業団、令和元年6月に富良野シルバー人材センターの視察に町としても同行したところであります。

視察先では、美瑛町においては入札参加資格の取

得、有害鳥獣のアライグマの駆除、葬儀運営。富良野市においては請負は農作業が主で、派遣事業として、ホテルのベッドメイキングや食器洗いなど様々な業務を受託しているとお聞きしたところですが、高齢者事業団で協議した結果、新たな受託業務の拡大は難しい状況であります。

会員の年齢構成状況は、4月7日現在で31名、平均年齢76.78歳であり、令和4年10月に、今後の高齢者事業団などの存続などについて会員にアンケート調査した結果、事業団がなくなると困るとの意見が多数を占めていたため、高齢者事業団としては、この結果を受け、会員の業務負担軽減を考慮しながら、現在の受託業務を継続し、存続する意向となったことを確認しております。

4項目めの高齢者事業団の現事務所は一時的であるかについては、町立病院改築整備事業に伴う子どもセンター解体により、高齢者事業団と保健福祉課で十分に協議した結果、事務所については、令和4年4月に保健福祉総合センター1階の共用娛樂室に、車庫については役場裏庭に移転しているところであります。

高齢者事業団の将来の在り方については、運営に対する補助などの支援はできますが、運営自体や事業団の今後の方向性については、町としてお示しするものではないと考えておりますので、正式な移転場所については、十分高齢者事業団で協議していただき、方向性が明らかになった時点で保健福祉課と十分調整させていただきよう認識しているところであります。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） まず、1点目の移動手段の確保策について再質問をさせていただきます。

超高齢社会において、町内における移動手段の確保については、交通弱者と言われる高齢者や障害を持った方々、また、免許の自主返納者にとって、町内を自由に行き来できる移動手段のニーズはますます今後高まっていくものと考えています。

私は、この問題について過去何回か質問をさせていただきました。町長からは前向きな答弁をいただいていたと感じております。その後の進捗状況等についてお伺いをいたしたいと思っております。

まず初めに、ただいまの答弁では、交通弱者対策の移動手段は、予約型乗合タクシー事業が住民ニーズに即した唯一の方策であるという町長の見解ということでお伺いいたしました。それで町長はよろしいでしょうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお

答えたいと思います。

交通弱者、高齢者に関しては、お答えしましたとおり、JR、バスなどの公共交通機関及びタクシー事業、そして町における予約型乗合タクシー事業、これが足の確保を今している事業だと捉えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） それでは、予約型乗合タクシー以外の移動手段は今のところ考えられない、考えていないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

町で運営している交通手段としては、現行の予約型乗合タクシー事業以外はなかなか困難かなと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） その理由と考え方について、もしあれでしたら町長の考え方をお聞かせください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

予約型乗合タクシー事業を行う前は、各路線を町営のバスが運行されていたのですが、経費の問題、ドライバーの問題等を勘案して、今の予約型のタクシーになったわけです。町の委託を受けている事業者の台数、ドライバーの数を考慮すると、なかなか今以上のサービスを提供するというのは難しいと考えております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） どうしてもちょっと私の考え方とずれがあるというのは、今現在でタクシー2業者に委託し、受託してもらっている。今までの答弁を全部聞いていたら、人を雇うのが難しいとか、今の状況では難しい。タクシー業界に委託をしているのは、あくまでも手法だと思います。移動手段を確保するための手段であって、私は他の手段というのは当然あってしかるべきだし、そこを町は考えていくべきだということを思っています。

そういうことで、前回の質問のときにもあったのですが、答弁も若干いただいていたけれども、地域交通システムを維持するためには、予約型乗合

タクシーのほか、例えば平成16年でしたか、循環バスを町で運行しました。その時代は今の時代とちょっと違って利用が少なく、すぐやめてしまった経緯もありました。そういうことも含めて、循環バスやなんかという手法、そういうことは全然考えていないということではよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

当時の路線バスと循環バス、その辺の機能と異なりますか、それに代わる方策として予約型の乗合タクシーは、路線バスや循環バスが果たしていた機能は十分継承していると考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） では、ちょっと視点を変えますけれども、前のときのやり取りでも、今後の研究課題として、地域の交通は市町村内では完結できないと。それで、令和4年度中には地域公共交通計画を策定して、今後の上富良野町の地域の足確保やなんかを考えていくという御答弁をいただいております。その後、この地域公共交通計画についてはどのようになっているのか。

また、先日、1か月前ぐらいだったと思いますが、報道で見ましたが、富良野市では地域公共交通計画のパブリックコメントを今、意見募集をしているという記事を見ました。我が町の地域公共交通計画の策定状況についてはどのようになっているか、お尋ねをいたします。

○議長（村上和子君） 暫時休憩いたします。

---

午前 9時28分 休憩

午前 9時29分 再開

---

○議長（村上和子君） 休憩を解きます。

副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6 番中澤議員の御質問にお答えいたします。

令和4年度、上川管内でもって広域的に地域公共交通計画を立てるという前回の答弁だったのですけれども、昨年度の上川管内のほうで会議が開催されていないというようなことで、まだそういったところに地域として至っていないと考えております。実際の会議がどのようになっているか、現時点で資料をきちんと持ち合わせていませんけれども、そういった会議に出席した実態というのは今のところございませんので、大変申し訳ありませんが、単独の町ではなくて、管内としての議論が停滞しているの

かなということで、御理解を賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） この地域公共交通計画というのは、上川管内で立てるということも昨年のやり取りで聞いていました。

ただ、富良野やなんかの例を見ると、我が町の地域公共交通計画というのは、富良野は取り組んで、これからの移動手段の確保を目指しているという捉え方をしていますが、我が町では我が町独自の地域公共交通計画的なものは、今のところ取り組んでいないという認識でよろしいですか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6 番中澤議員の御質問にお答えいたします。

地域公共交通計画については、行政だけでなく、いろいろな交通事業者の方々も含めて会議を行います。そういった部分で、現在のところは、過去に、大分昔の段階もありますけれども、それ以降、新たな交通手段とか、そういったものに関して、今のところは検討している状況にないということで、御理解賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） まず、お年寄りが好きな町で、生まれた町で、また、移り住んできて、できるだけ長く、安心して安全で、行動範囲も広くアクティブに生活できるようにするためには、移動手段を確保するという事は非常に大切なことだと考えています。

そこで、2025年までは残り僅かでありますので、本当にスピード感を持ってやっていただければと思います。

次に、2項目目の予約型乗合タクシーの運行の改善策についてお聞きしたいと思います。

まず、利用対象者の拡大についてですが、これについて、今のところ考えていないということで御答弁をいただきました。それで、お聞きしたいと思います。まず、町長が考えている交通弱者という定義とはいいませんが、交通弱者とは、どういう人を交通弱者と思って答弁いただいているのか、まず確認させてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

私が考える交通弱者が構わないということでありますので、交通弱者とは、交通手段を持っていない方。例えば免許を持っていないでも同居の方が同乗させてくれる方まで含めるかというのは、私は、そ

ういう方は移動手段があるのではないかと。時々家の方の都合で乗れない場合もありますけれども、一番交通弱者として分かりやすいのは、移動手段を持っていない高齢の方、もちろん高齢だけではなくて、身体の障害とかも含めて、移動手段を持ち得ない方を交通弱者と考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） 今の予約型乗合タクシーの利用対象者については、高齢者、それから身体障害者という形になっています。これを拡大するかどうかというのが私の質問の意図で、私は以前も言いましたが、妊婦だとか乳幼児を持つお母さんたちとか、そういう方たちも交通弱者ではないかなと私は捉えています。町長は、こういう方は交通弱者ではないと考えているのかどうか伺います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

そういう方も、ほかに移動手段がなければ交通弱者と言っていいのかもしれませんが、分かりませんが、きちりとした定義はありませんけれども、私が先ほど言ったのは、高齢者と身体障害者以外は交通弱者ではないと言っているわけではなくて、それ以外にも家庭状況とか生活環境に応じて、交通手段になかなか困難な方がいますので、そういう方も含めて交通弱者だと考えていますと答弁したつもりで、決して妊婦の方とか、もっと言えばお子さんなんか、塾に通ったり、子供1人で自転車で行ける範囲はいいですけども、それ以外の遠くなると家族の方の応援がないと行けないと。そういう方も、時と場合によっては弱者と定義してもいいのではないかと、これはどこぞの法律で決まっているわけではありませんが、そういうふうと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） ということで、私は、利用対象者を拡大したらどうかと聞いたら、いや、拡大しないと答えられたのです。それで、今みたいな人は交通弱者と町長も認めていただきました。ですから、ぜひ対象者に加えていただければと思います。

もう1点、身体障害者について伺いますが、この方たちも交通弱者ということで対象者に入っていると思いますが、療育手帳を持っている方、精神障害者保健福祉手帳を持っている方も私は交通弱者

だと思います。そういうことで、利用者の利用対象者を拡大するところにぜひ含めてほしいというのが私の願いでもあるのですが、町長のお答えをお願いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

利用対象者を広げるということは、全く本当に、できればそうしたいというのは、中澤議員のおっしゃるとおりかもしれませんが、現実、委託先の会社の台数、人員等を勘案して、これ以上の利用対象者を拡大することに対して対応できないという回答ですので、委託先のある話で、私どもが求めているといえますか、思っているようなところまで対象者を拡大することは、今の時点ではなかなか難しいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 事業者の受皿とか、そういうのは十分理解します。でも、そういう人たち、町長が言う公平とかということからすれば、そういう人も交通弱者であれば、何とか町としてそのための手立てをしていくということが今後は必要になるのかなと思っていますので、今早々に答えは要りませんが、そういうことも含めて考えていただければと思います。

次に、2項目に移りたいと思います。予約方法の見直しについてですが、これも事業者の関係で難しいという回答が来ました。本当に事業者だけのもので、これは前のときにも言いましたけれども、中富良野町ではA Iで受け付けをやっている。そして、今すぐ申し込んで、近くで空いている車があればそこに配車する。中富良野町できて上富良野町できないという理由も私には理解ができません。そこら辺を研究して、調査した形跡があるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6番中澤議員の御質問にお答えします。

町内2社、うちのほうでお願いしている業者がいっぱいいますので、その事業者のほうにいろいろと受け付けの方法については状況やなんかを聞いてるところですけれども、具体的に2社においてA I化、集中型予約のシステムを導入するという点については、今のところ検討されていないということで伺っているところでございます。こちらから積極的にA Iを入れなさいとかというようなことは今のところ呼びかけといえますか、働きかけはしてお

りません。

ちなみに中富良野のほうは、1社で受けているのと、どうも富良野との協定があって台数がうまく確保できているとか、いろいろそういうような状況も違うのかなと思いますけれども、それらのことも今後検討する課題としては持っていなければいけないのかと認識しております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） やっぱりさっき言ったように事業者との話し合いだけで決定していているということがかいま見えます。そうではなくて、利用者にとって、どういう方法だったらより便利になるのか、そういう視点で、どこが足りないのかということで考えていただければ私は願っております。

次に、3項目に移りたいと思います。利用料金についてです。これについても町長の回答は、事業者がドライバーを確保できないからというようなことで、町場200円、郡部については400円というのは、今のところ見直しはできないということで回答をいただいているところであります。

ただ、この利用料金についても、私は、走る距離によって公平感を、今、町のほうでは説明をいただいておりますが、利用する人からすれば、200円だったら200円、一律料金300円だったら300円のほうが公平感が、利用する人はあるのかなと思います。そこら辺の町長の考え方をお聞かせください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

200円、400円は変えられないということをお私が答弁で言ったのではなくて、私の真意といえますのは、それらも含めて、数に限りはありますが、委託先の台数、ドライバー等を最大限生かしてといえますか、利用対象者を一気に拡大することはなかなか難しいのですが、現有の台数で最大の人数にサービスができるように、利用料金も含めて、どう方法がいいのかということをお今後検討していきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 以前のときも検討していきたいと私に答えたと思うのですが、検討の結果、こういうことというのはなるべく早く、スピード感を持って取り組んでいただければと思っています。

次に移りたいと思います。車両安全装置の補助についてです。これについても町長の答えは、要する

に取りつけできる車と取りつけできない車があるから公平でない。だからやらないと答えています。その理由というのが私はピンと、納得できないのです。もうちょっとかみ砕いて、こうこうこういうことだからできないということで、町長の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

取りつけできる車と取りつけできない車があるから不公平だというふうには答弁してなくて、そういうことではなくて、実際に取りつけられない車もあります。だから不公平というわけではなくて、それは現実的に不能といいますか、つけられないわけですから、それは車を買換えるしかないのですが、そういう人ではなくて、付け替えられる車の場合も、令和3年度まで国の支援がありましたので、それと併せて、新車なんかに関しましては義務化も始まると聞いておりますので、町としては独自の補助を持たなくてもよいだろうという判断です。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） この車両安全装置の補助については、私の観点としては、やはり悲惨な交通事故というのはこの上富良野町から1件でも起こしてはならないと思っから、悲惨な事故が起きないようにするためにどうしたらいいのか、町としては交通対策をどうするのかということが重要だと考えています。要するに悲惨な交通事故抑止を町としてもっと力を入れていただければ、この車両安全装置も一つだと思いますので、そんな思いで取組を進めてほしいと思いますが、町長の見解。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

町から悲惨な交通事故を撲滅したいという思いは皆さん同じだと思います。それに対して町はどのようなことをするのか、町としては、皆さんの車の急発進の装置をつけることももちろん施策としては可能ですが、もっと交通安全対策、道路管理者でありますので、そういうところも含めて、交通事故を撲滅するには、町だけではありません。やはり町民の皆様、事業者の皆様の御理解、御協力も賜りながら交通事故は撲滅していかなければならないと思いますので、その中で町が何をすべきかということ、道路管理も含めて常に考えていかなければならないことかと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） それでは、補聴器の購入に移りたいと思います。

年を取っていくと、まず歯が悪くなったり耳が悪くなったり目が悪くなったりするのは皆さんも多分なるでしょう。そういう中で、特に加齢性難聴については、社会への参加がしにくくなるとか、そういうことで私は大きな視点で、この加齢性難聴の補聴器購入についてももう少し考えていただければと思って質問をさせていただきました。

これについても考えていないということでありますので、ただ、補聴器に対する助成については、時間の関係もあって、次に私の後で質問される同僚議員がいますので、そちらのほうに回したいと思っますので、よろしくお願ひします。

次に、生きがい対策についてお伺いをいたしたいと思っます。

高齢者が生き生きと暮らし続けられる上富良野町であることについては、私も町長も同じ願ひだと思っています。それから、高齢者の生きがいについては人それぞれで異なると思っます。パークゴルフとかフロアカーリングにいそしむ人、また、ウォーキングを日課にして健康づくりを行う人、また、趣味活動とか農作業を手伝う高齢者、また、いずええ大学に通ったり、地域活動、ボランティア活動など、高齢者の方々の生活様様は様々だと思っています。

町では、平成元年に、来たる高齢社会を見据え、生きがい対策の一環として、高齢者事業団を発足させ34年が経過しました。この34年間、事業団に登録している会員、また、作業員を受け入れる方々から、健康維持に役立つとか医療費の削減につながる、とか、そういうことで非常に効果が高い事業だと私は思っています。三方よしで大変効果があっ、いい事業だなど高く評価をしているところであります。

そういう中で、会員の減少だとか仕事なくなっってきたということで、今、活動が停滞しているということをお聞きしています。

それで、今、就労機会の開拓に当たって町はどのようなことを行っったかといえ、先ほど答弁いただいた、広報に掲載したということで、就労機会については、そういう捉え方で、あとは余りやっっていないということによっしかっったのでしょうか。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（深山 悟君） 6番中澤議員の御質問に私のほうからお答えいたします。

町としましても高齢者事業団のほうと協議いたし

まして、会員の募集というような形で支援しているところがございます。先ほど町長の答弁でも申し上げましたとおり、高齢者事業団と調整しまして、町広報紙への会員募集の掲載、これは定期的に毎年4月、5月ぐらいにやっているというのが一つあります。

あと、事業団としても新聞折り込みチラシ等々をやって模索したのですが、さっき言ったように高齢者になってもまだ働いている方が多く、非常に効果が少ないということで、現在、高齢者事業団が独自でやっていたチラシにつきましては、今、中止しているということでお聞きしています。

町としましては、定期的に春先、4月、5月に広報紙への掲載、あと、防災無線での呼びかけというのを実施しているということで、周知を協力しているところがございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） ありがとうございます。

それで、高齢者事業団の意義というのが、たまたま私が目にしたのが札幌市の統計であります。75歳以上の高齢者の方でシルバーセンターに登録し、活動されている方と一般高齢者との医療費を比較した表を目にすることができました。75歳以上では、一般高齢者とシルバーセンターに登録した人の医療費は約10分の1だそうです。そして、60歳から64歳は約5分の1、65歳から69歳だったらほぼ半分、70歳から74歳だったら約4分の1というような統計を目にすることができました。これほど高齢者事業団の医療費やなんかへの影響というのは大きいということを私は思っていますが、町長、この数字を聞いてどのように思われるか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

その数字を聞いて、その数字が正しいかどうかということは分からないなど。原因と結果が逆かもしれません。医療費のかからない人が結局シルバーセンターで働いているのかもしれないので、詳しくデータの内容を精査しないと、こうだという結論はなかなか難しいかなと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 私はそんな統計の正確性とか、そういうことを言っていないで、要するにそういう傾向があるのだと。だから高齢者事業団というのはそれほど医療費やなんかの削減にも、それは

町にとってもすごく有利な事業団であるということをお聞きしているのですが、これは私は新聞で見ましたから、では、新聞が本当に間違っているのだということは私も確かめていません。そういうことではなくて、それぐらい高齢者事業団は大切なのだという認識はどうでしょうかとお伺いしています。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

統計の話は別として、高齢者事業団、高齢者の方の生きがいの場をつくる、高齢者事業団だけではないと思います。先ほど議員がおっしゃったように、いしずえ大学とか、多々多様なものがありますが、そういうものを確保していくということは非常に重要なことだと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 高齢者事業団が発足してから34年を経過した。その当時と今では非常に大きな差があると思います。そのときの、30年前の資料が高齢者実態調査で出ていますが、平成5年で1,760人が65歳以上でした。令和4年、3,386人、高齢者の数は倍増しています。この統計は、高齢者実態調査ですから、町長は、間違いはないと言っていたかと思うのですが、それぐらい倍増していて、会員数は減ってくるということがあって、仕事量も減ってくる。そして今、時代は、すぐ高齢者にとって生活しづらい時期になっています。まず、灯油も上がり、電気料も上がり、いろいろな物価も上がって、卵も上がる、本当に大変な生活を余儀なくされています。

私が考えるのは、その当時から30数年間を経過して、今、高齢者事業団も再スタートの時期だと考えています。今の高齢者の実態に即した、例えば2時間働きたい、それから、私は軽作業だけやりたい、家で何か繕い物をして役に立ちたい。いろいろな思いをしながら、高齢者事業団はそれを受けてやっていく必要性もあると私は考えています。

そんな中で、やはり30数年間たって、そして物価やなんかも上昇して大変な時期に併せて、これから高齢者事業団を町として、生きがいを持てる事業所にしていくため、どのように町長は思っているか、お聞かせください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

高齢者の数というのは、ここ30数年間で大きく数が増えたというのは、それは正しい数だと思いま

す。ただ、やはり30数年前と状況が違うというのは、当事者の方といいますか、65歳以上の方の健康状態といいますか、今の方はすごく健康で、健康だとどうかというと、答弁もさせてもらったのですが、皆さん会社で働き続ける、70歳まで働けるなら働くという方が結構多いございまして、そういうのも高齢者事業団の会員の拡大に、人がいないといいますか、昔から働いているところでずっと働き続けておりますので、新たに高齢者事業団に移ってもらえる方は潜在的に数が、皆さん健康で働けるということは幸せなのかもしれませんが、その分、高齢者事業団のほうに移ってこられるような方が潜在的に少ないのかなと感じております。

そんな中で、生きがいのある職場といいますか、事業団を続けていきたいと、事業団がそう思っておりますので、それにつきましては、町は何ができるのか、主体的には、何をどうするかというのは、高齢者事業団が自らの意思でいろいろ進めていくところなのですが、それを十分、町としてもこれからもサポートしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 最後で、本当はもっともっと聞きたいことがあったのですが、ここら辺で終えたいというか、最後に質問したいと思いますが、今回、高齢者対策について1項目で、関連する5項目の質問をさせていただきました。どれも回答はゼロ回答でした。残念ながら、もっと前向きな回答が前回まではあったと思っているのですが、今回はそれ以下の回答だったと受け止めています。前例がない、金がないなどのやらない理由を述べるということは、公務員の一番悪い例と私たちは自戒を含めて言われてきました。全く高齢者施策に前向きに取り組んでいく考えが、今のやり取りの中でなかなか受け止めることができずでした。もっと積極的に高齢者に寄り添った施策について取り組んでいただければと思います。33.25%のお年寄りが生き生きと元気よく、安心して暮らせるための町長の高齢者施策についての考え方を最後にお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

できない理由を述べたつもりはなかったのですが、なかなか中澤議員に響かなくて非常に残念だと思っております。高齢者のことを決して粗末に扱っているという認識はございません。できることはやってあげたい。もちろん高齢者という区切りではなくて、生活弱者という区切りの中に高齢者も入ってくるかもしれませんが、これまでの施策の中でい

ろいろやっておりますので、それらも含めて、特に高齢者を政策から軽んじているわけではないということをお理解いただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、6番中澤良隆君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は10時20分でございます。よろしく願いいたします。

---

午前10時04分 休憩

午前10時20分 再開

---

○議長（村上和子君） 休憩を解き、一般質問を再開いたします。

次に、3番高松克年君の発言を許します。

○3番（高松克年君） さきに通告してあります2項目、11点について伺います。

1、1項目め、農業振興はどのように進めるか。

今年第8次農業振興計画の最終年度に入っていますが、農業者の減少は続いています。1戸当たりの耕作面積は、平成27年ですけれども、22ヘクタールより上回っていることは確かです。規模は拡大していますが、全体の収入の伸びは伸びていない状況にあります。作物価格が上昇していないこと。近年の天候は変動が激しく、湿害とか干ばつの年があり、平年を下回る収入となっています。

昨年においては、コロナ禍の下で消費の減退、水田転作の制度改正が行われたこと、ウクライナの戦争に、輸入飼料高騰、化学肥料、燃料、電気料金も上昇は今日も続いています。

これらの要因で、昨年の農業の全体収入額は、我が町では2億円減少しているとも聞きます。農業経営にとっては大きな痛手が残っている社会的状況を含めると、今年も厳しい状況で始まっていると言えます。

今後の農業についてお伺いします。

1、農業総生産の向上は基幹産業として重要なポイントであると考えます。高収益作物への転換は人手が必要でリスクを伴うとされるが、この点を解決できる新しい品目・品種を選び出すことや、栽培技術習得などには時間はかかるが、目指す作物があれば実験的に導入も考え、取組を早く決定すべきと考えますが、見解をお伺いします。

2、町では農業振興基金が積まれています。農業経済が危機的状況になるようなときには、セーフティネットとしての支援に転換して支出は可能か考えをお伺いします。

3、政策の中で、みどりの食料システム戦略の中

で、有機栽培の面積の拡大、有機質肥料としての投入はゼロカーボンにも寄与し、SDGsにも役立っているとされています。有機質は、化学肥料の減少をも可能にすると思われる。我が町においては、乳牛、肉牛、養豚のふん尿の有効活用、バイオマス発電の残渣の液肥肥料としての利用が可能とされているのですが、事業としても成立する地域もあるのですが、お伺いします。

4番目に、実践プランにある堆肥コントラクター整備は主力な施策になると思うが、取組についてお伺いしたい。

5番目として、円安を受けて大型農作業機などが高騰しています。農家同士で共同・共有のコントラクターの利用システムの計画をつくり、投資を下げる必要があると思われます。行政が情報とプランニングをつくることはできないのか、お伺いします。

続いて、2項目目の自衛官採用名簿提供についてお伺いします。

町においても防衛省に自衛官の募集業務に対して、住民基本台帳から18歳及び22歳の4情報、氏名、住所、生年月日、性別を情報として、閲覧に代えて提供していると思いますが、次の6点についてお伺いします。

1、どのような経緯で住民基本台帳の閲覧から提供するようになったか、お伺いします。

2、住民基本台帳から、個人情報保護条例の下、制限があるはずだが、地方自治体といえど4情報を抜き出し、提供できるのかをお伺いします。

3、上富良野町個人情報保護条例から、4情報を公用として提供することができる規定はあるかどうか、お伺いします。

4、本町ではどのような状態で自衛隊に名簿が渡されているのか。

5、募集業務を行う地方協力本部に本人の名前を名簿からの除外申請手続が可能だというのが、手法はどのように行うか、お伺いします。

6、道内の自治体では、除外申請手続を受け付けていることをホームページで閲覧できるが、上富良野町も除外手続をできるようにすべきだと思うが、どのように考えるか、お伺いします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の2項の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1項目目の農業振興についての5点の御質問にお答えしたいと思います。

1点目の高収益作物への転換に関してですが、議員御指摘のとおり、現在の経済情勢を鑑みると、農業総生産の維持向上に取り組むことは、今後の経営

を継続するために必要不可欠と考えますが、生計に直結する生産体制等の変更につきましては、生産者自らの経営判断により決定すべきものと考えております。

町の取組としては、これまで農業所得の向上、農業経営の安定のため、高収益作物の新規導入拡大を支援する収益向上作物生産振興事業に継続して取り組んでまいりました。平成28年度に開始した事業も7年が経過し、新たに有望視される作物などのニーズも変化していることから、農業者の皆様からの御意見をお聞きしながら、今年度に事業の検証と見直しの必要性などの検討を行っているところであり、農業振興審議会や関係機関の意見を踏まえて進めてまいりたいと思います。

また、収益向上につながる新品種の開発や品目の選出、栽培技術の習得等に関しては、農業改良普及センターやJAなどの関係団体と協力して情報提供に努めてまいりたいと考えています。

次に、2点目の農業振興基金のセーフティネットとしての活用については、これまでに町独自の農業振興策として、営農資金融資制度により経営支援を実施してきましたが、平成18年以降の利用がなかったことから、令和3年度をもって制度条例を廃止しているところであります。

現在、公的資金融資制度においては、運転資金等を支援しており、コロナ禍による長引く経済不安、近年のウクライナ情勢や物価高騰などにより、厳しい経営に直面している農業経営者に対し、融資限度の引上げ、5年間の無利子化等の制度拡充がなされていることから、現段階においては、農業振興基金を活用した町独自の補助制度の新設、融資制度の復活につきましては、考えを持ち合わせておりませんことを御理解願います。

次に、3点目の家畜排せつ物の有効活用に関してですが、これまでも同様の御質問がありましたが、畜産農家における家畜排せつ物の処理につきましては、家畜防疫衛生対策を講じ適正に処理され、環境保全と併せて堆肥化による有機質肥料の農地還元が継続して行われており、畜産農家の自家消費や耕種農家による耕畜連携の利用体系が形成されていることから、土づくりを通じて双方の安定経営が図られ、循環型社会に寄与しているところであります。

家畜排せつ物を活用したバイオマス発電の導入につきましては、これまでに畜産農家の方から個別施設の導入希望や共同利用施設設置の要望も受けていないことを踏まえ、導入可能な状況ではないと判断しており、メタンガス利用によるバイオエネルギー化の計画は持ち合わせていないことを御理解願います。

次に、4点目の実践プランにある堆肥コントラクター整備に関してですが、平成29年度より国の補助制度を活用して、施設の効率的な運用を図るため、TMRセンターと併せた堆肥コントラクター整備構想を令和5年度の着手をめどに策定し、参加者の方々と検討を続けてきましたが、運営体制の合意形成が図られずに一時中断となったことから、今後の運営体制が整備された段階で事業計画を再開することにしておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5点目の円安を受けて大型農作業機械と共同・共有のコントラクター利用システム、情報収集とプランニング等に関してですが、これまでも国の農業機械導入補助事業においては、共同利用を条件に大型農業機械の導入を図ってきたところであり、機械の共同利用等の組織化に当たっては、個々のニーズの違いや個人情報の提供や管理などの課題を考慮すると、地域単位や利用目的に合わせた形で組織化を進めることが利用者にとって有益な方法と考えます。

コントラクター事業につきましては、事業運営が伴いますので、行政がそれらに関与することは想定していませんが、今後のTMRセンター整備事業の再開や新規導入等の需要増も踏まえ、引き続き研究課題として考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目目の自衛官採用名簿提供について、6点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の住民基本台帳の閲覧から提供に変わった経緯ですが、都道府県知事及び市町村長は、自衛隊法第97条第1項により、自衛官の募集に関する事務の一部を行うと定められ、自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認められるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提供を求めることができると定められております。

募集対象者情報の提出については、令和2年、地方からの提案等に関する対応方針を受け、住民基本台帳法第11条第1項の住民基本台帳の一部の写しを用いることについて特段の問題がないことから、令和3年度から事務受託を受けている町より情報提供を行っているところであります。

なお、住民基本台帳法第11条第1項は、国または地方公共団体の請求による住民基本台帳の閲覧を定めており、自衛隊法第97条第1項により、その範囲内で必要な報告を行っております。

2点目の住民基本台帳から、個人情報保護条例の制限についての御質問ですが、個人情報の保護に関する法律では個人情報の提供を制限しております

が、同法第69条第1項の法令に基づく場合は提供できる旨を規定しております。募集対象者情報の提供は法令に基づき提供しようとするものであり、同法の関係でも適正な事務となっております。

なお、提供に当たり、本人の同意は必要とされておられません。

3点目の上富良野町個人情報保護条例から公用として情報提供することができる規定はあるのかという御質問ですが、上富良野町個人情報保護条例の第8条では、法令等に規定に基づくときは制限するものではないと定められております。

4点目の自衛隊への情報提供方法についての御質問ですが、当町では、旭川地方協力本部により自衛官及び自衛官候補生の募集の情報提供の依頼があり、情報の利用期間、管理方法、利用後の処分方法について確認し、紙媒体により提出しているところであります。

5点目の地方協力本部による除外申請手続が可能かとの御質問ですが、協力本部に確認いたしましたか、そのような手続方法はないとのことでした。

6点目の当町でも除外申請手続をできるようにすべきとの御質問ですが、法律に基づく事務として行っており、特別な除外の手続を行う予定はございませんので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 農業振興についてお伺いします。

今年のような状況から始まる農業は、総生産に対しても、昨年より天候がよく収量的に確保ができたとしても、肥料、飼料、燃油など全ての生産資材の高騰の中では、収支は決してよい状況にはならないのではないかと懸念されます。農業は単年度で勝負するというのではなく、現在のショックは非常に大きなものになるのではないかと懸念されます。

しかし、1年1作ではありますけれども、農業は再生産が可能な仕事であり、先人たちから今の我々に至る時代まで預かってきたもの、託されたものとして最善をもって尽くし、明日に向かっていく気力が必要と思います。町も共に将来を見据えて、実践的な農業の投資を初め、知的投資、技術の投入へ、伴走して共に走る人になってほしいと思います。農業が続く限り、それが希望ですけれども、町はどういうふうに考えるか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

高松議員のおっしゃるとおり、農業というのは、

上富良野町にとって、よく3本柱と言われるうちの一つです。農業、商工観光、そして自衛隊と、そのうちの重要な柱。高松議員が質問でおっしゃっているとおり、戸数は減ってきておりますが、経済効果といいますか、総生産とか投資するお金、1年当たり流れるお金というのは相当なお金でして、非常に重要な基幹産業の一つと、戸数が減った今でも重要な基幹産業の一つとっておりますので、これを農業者の皆様、そして農協や関係団体の皆様と維持、発展させていくということは基本計画等に示しているとおり、重要な施策、町の方針だと思っておりますので、私も皆さんと一緒にどうしたらいいのかというのは、なかなか役場だけでは、そういう智恵も、経験、技術等は、やはり農家の皆さん、関係団体の皆さんが多くお持ちだと思います。それらの方と協力しながら、上富良野、当町における農業というものをしっかりと未来につなげていきたいと思いは持っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 本当に一代で終わる仕事ではないという感じで受け止めているのですけれども、たまたま100数十年たつこの地で、今やっている農業が厳しい状況の中で、今、町長は答えてくれたけれども、この状況をどうやって乗り切るか、大変なことなのですから、よろしく伴走をお願いしたいと思います。

2点目に入りますけれども、営農資金を以前にセーフティネットとして我々も融資を受けて、使わせてもらった経験があるのですけれども、今年のような状況の中での経営ですから、誰も経験をしたことがないのです。農業をやっている人たちにとって、支えてくれているのは、いろいろ融資の制度は、公的な制度もできているのですけれども、一番最後になったときに、例えば農業全体が疲弊したような形で資金が必要となったときに、ここにある基金なども出動させることができるかどうかということは、私たちにとっても本当に、町が我々と一緒に伴走してくれているのだなということを感じることができる一つなのかと思うのですけれども、その点についてはどう考えるか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在の段階においては、先ほども答弁させていただいたとおり、国の公的資金制度が充実しておりますので、有利な状況でありますので、現在のところ、町においては営農資金の融資制度について復活

は考えておりませんが、ただ、今後は分かりません。国のほうの条件がどうなるか分かりませんので、国のほうの条件が厳しくなってきた場合なんかは、前提条件といいますか、今の状況が変わった場合には、当然皆さんの声もあると思いますが、そのときは、当時の営農資金制度の復活等は十分考えていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 次に行きますけれども、3点目の家畜の排せつ物の有効利用、有機質肥料のことですけれども、これを少し幅を広げて、国でも言っているのですけれども、みどりの改革というのですか、それについてですけれども、この有機質を使うことがどれほど将来に向かっての道になるかということは、今回のことで我々はこれから経験していくことなのかもしれないのですけれども、国も有機栽培の面積を6万3,000ヘクタールまで伸ばそう。化学農薬とか化学肥料のリスクを10%ぐらい低下させたい。そうしながら、高収益作物と言われる園芸施設などへの投資を進めていこうという政策を持っています。

園芸についても太陽光とか風力、地下熱、ヒートポンプなどを使った冬期間の燃料を化石燃料に頼らないような形での作付体系というか、そういうものを考えているということですから、我々北海道でもそういうことを考えていくのであれば、今後においては、今のこの時代を過ぎなければならないかもしれませんけれども、園芸施設へのハウスの導入というものは技術的には可能な時代が来るのではないかと思っておりますけれども、これらに対して、そのような時代になったときの技術的な集積とか、そういうものについて、ぜひ今から青年たちをヨーロッパとか先進国へ行って勉強してもらうということも必要なのかと思うのですけれども、この点についてはどうでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、有機堆肥等の有機肥料の関係ですが、現在は、有機肥料の農地還元が継続して行われていますが、この量を増やして、私は話を聞くほうなのですが、今でも堆肥をつくるのも大変ですし、もちろんそれを畑に入れるのも大変ですので、今後については、次の質問になってくるかと思いますが、コントラクターとか、ここではその話はしませんが、そういうことも絡んでくるのかなと思っております。

バイオエネルギーとか、ほかの自然再生可能エネ

ルギーを使ったハウス、北海道でも近い将来、ハウス等を利用して1年間何かをつくれるような、技術的にはもう可能なのかもしれませんが、コストなんかの問題もあって、化石燃料で冬の間、ハウスの中でというのはなかなか難しいので、バイオエネルギーですとか太陽光、地中熱などを利用したハウスが将来的には北海道でもできてくるという可能性は十分考えられます。それに備えて、今の若い世代なんかに研修、特に、高松議員おっしゃられた、海外なんか広い世界を見て、研修、教育といいますか、そういう機会を設けてほしいという御要望は、まさにそれも一里あるといいますか、それも重要だと考えて、同感しているところであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 今、町長は、自分が次に質問したいようなところまでお話をされたのですけれども、次の4点目に、堆肥のコントラクトなのですけれども、これも本当に今の状況であれば、すぐでも、第8次の見直しの中に入っていたのですけれども、これは、ある意味でこれだけ大きな畜産を抱えた町ですから、物はある程度供給されると考えますけれども、ぜひ化学肥料から堆肥というか、有機質肥料の優位性は十分に、この状況の中であれば生じていると思います。

9期の農業振興計画の中にぜひ加えていくべき、喫緊の利用価値があるポイントではないかと思うのですけれども、それについてお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

堆肥のコントラクターの問題は、4点目の答弁にも書かせていただきました。話はあったのですが、酪農のほうのTMRセンター、佐のほうと併せて、堆肥もコントラクター、請負として、JA系の、農協の関係団体がやるという話はあったのですが、それはちょっと頓挫、現在、一步後退となったわけですが、大量に堆肥をつくったり、畑に施肥したりするのは、なかなか農家個人は、今は堆肥利用組合等で皆さん共同でそれている部分があると思いますが、やはり量が多くなってくると、本業の作物のほうに力を注がなければならぬので、コントラクターですので、別の人がいかに担っていかなければ、なかなか長続きしないのかなと、素人目にも考えております。

ただ、誰がコントラクターを請負をしてくれるのかというのは、先ほど場合もちょっと頓挫しましたが、また、引受けてくれるような団体、法人等を

しっかり見据えてといいますか、それらも含めて振興計画に盛り込んでいくということは非常に重要なことなのだろうと、今、受け止めております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 本当に今、よろしく協力のほどをお願いしたいと思います。

今、町長も言われた、ここに書かれている地域の農業のコントラクトなのですけれども、酪農家のTMRセンターについては、我々としてはこのような状況になるということは考えてもみなかったし、今の状況の中で、この仕事に手をつけられるような状況かどうかというのは、やはり見極めなければならないことはあるのかなと思っています。

しかし、飼料の自給ということを考えて、将来的にはやはり輪作の作物の中に、実採りのコーンというのですけれども、我々は今デントコーンをつくっていきますけれども、ホープロップといって、木から実まで全部刻んでいるのですけれども、次の段階としては、実を採るためのコーンをつくるような時代が来るとすれば、それらの優位性は出てくる可能性は十分に、コントラクター、TMRセンターができるような形になれば使うことができるのかと思っています。

そして、今までこの仕組みを支えてくれたというのは非常に感謝です。次につなげていきたいという思いでいますから、先ほど町長が言ったようなことで、我々も寄与していきたいと思ひますし、また、町も第9次の農業の政策の中でぜひ取り上げてほしいと思っています。

それに加えてですけれども、小さな、人数の少ないコントラクトでも必要とされてくるのではないかと、これだけ円が安い状況の中で、輸入の農機具はいつときの倍以上になっていて、そういうものを少人数のコントラクトで共同購入をして投資額を下げていくというのも一つの方法かと。それらにもぜひ国の制度を利用して、機械の導入などを図るといふときにも力をなしてほしいと思うのですけれども、それについてはどのように考えるか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

大型機械の共同利用については、現在も国の補助金等を使って事業を継続しておりますが、引き続きコスト削減等も当然ありますので、それらを達成するためにも、引き続き国の補助金等を利用した大型機械の導入については、引き続き政策として進めて

いきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 質問の項目が変わりますけれども、自衛官の採用についてなのですからけれども、なかなか我々では情報を取り入れられないようなところの質問となるので間違えて当然かと思っ、恥を覚悟でお伺いしますけれども、この中で、直接的に我々に結びつくこととしては、住民基本台帳のことがあるのですけれども、それと個人情報保護条例、これら二つと採用名簿の提供についてお伺いしたいと思います。

この中で分からないところがあるので教えてほしいということで、質問したいと思うのですけれども、法令の中で、3点目の中で、上富良野町個人情報保護条例から、公用として情報提供ができる規定はあるかという質問ですけれども、上富良野町個人情報保護条例の第8条では、「法令等の規定に基づくときは制限するものではないと定められております」と言っているのですけれども、保護条例の第8条では、「法令等の規定に基づくとき」という中に、基本台帳から個人情報を引き出して防衛に提出するというときに、この法令はどの法令のことを言っているのか教えてほしいのです。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3点目の御質問になるかと思いますが、上富良野町の個人情報保護条例第8条では、「法令等に基づく場合は制限するものではありません」とうたわれていますが、この法令は何かというと、自衛隊法の第97条第1項により、町長は、募集の事務の一部を担うということになっておりますので、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができるという法令に基づいて、それが第8条でいう法令で、そのときは制限するものではありませんということを書いております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） どういうふうに考えればいいのかあれなのですけれども、保護条例を、防衛の条例は、越えて、個人の情報を引き出すことは法的には問題ないということなのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

結論からいえば問題がありません。住民基本台帳法第11条第1項では、国または地方公共団体の請

求による住民基本台帳の閲覧を定めておりますので、いわゆる住民基本台帳、個人情報ですけれども、その閲覧は、何も自衛隊に限ったことではなくて、世論調査ですとかアンケートの送付、それらに広く、相当の理由が、公益があると認められる場合は閲覧することができますので、特に自衛隊だけに開示しているわけではなく、住民基本台帳というのは、基本的に、理由があればいろいろな場面で閲覧できるというものになっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） そうすると、自衛隊法は、町の住民基本台帳とか、上富良野町の個人情報保護条例を越えての力を持つというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

条例を越えてという表現が適切なのかどうか分かりませんが、条例で定めているのは、法律に定められているものは、特に条例で制限するものではありませんといううたい方をされているので、法律ですから、当然条例より上なのですが、越権しているかという意味ではないと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 町民としてというか、我々の立場からいうと、法的には、一つの垣根を侵害しているという意味でとっていけないということですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

特に、法律が侵害しているというよりは、当然理由がなければ住民基本台帳とか個人情報は閲覧できないわけなので、今、手元にありませんが、認められる場合というのは、もちろん自衛隊の募集もそうなのですが、先ほど申し上げました世論調査とか、社会的に公共性のあるものについては、個人情報の閲覧は認められております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 自治体での扱いの中で、個人情報の適正な扱いというのはかなり強い義務を負わされていると思うのですけれども、それらには抵触はしないということですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

町の個人情報保護に、厳重に保護に努めなければなりません。一方で、法律で認められたものは制限するものではありませんということで、当然法律に基づいたものですので、相当の理由があるものです。それはそれで制限しないのですが、それ以外のものについては、当然町は個人情報の保護については厳重に努めてまいらなければなりませんし、現に町は保護に努めております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） ちょっと質問を変えていききたいと思いますけれども、実務のほうになるのかと思うのですが、4点目に、旭川地方協力本部より情報の提供の依頼があると。情報の利用期間、管理の方法、利用後の処分方法などについて確認しとありますけれども、確認というのは、上富良野から出した紙媒体による名簿が返ってきて、そして町で確認をして、利用後の処分方法ということで、どのような形で行われているのか、そのまま、行ったままで返ってくるということはないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 3番高松議員の御質問にお答えします。

まず、先ほどの御質問の最後の処分方法ということに関してについても併せて、情報の管理、利用期間というの併せた段階で申請をいただいております。最初の段階で、こういうふうに使って、いつまで使いますから、最後はどういうふうに分しますという手続を経て提供をしているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それは、例えばここから係員が出かけて行って確認してくるとか、ここへ戻ってきてここでシュレッターにかけるとかということではない。向こうに任せているということですか。

○議長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 3番高松議員の御質問にお答えします。

基本的に法律に基づいて事務をやっているという判断で、法令を遵守しているという考えで、そちらの確認は行っておりません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） では、今言われるように、善意で解釈してということなのかと思うのですが、向こうはどういうふうな扱って、どういうふうな名簿からプリントアウトするなり何なりというのをやっているのかというのは、全く向こうに任せているということですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

向こうに任せているといえども、目的外の使用は、当然相手側も法律で目的外に使用することは禁止されておりますし、処分方法につきましては、性善説ではありませんが、当然相手は、民間の場合は内ですけれども、相手が国の機関ですので、当然ちゃんと守ってくれるという、もちろん外部に流出するなんていうことはあってはなりませんけれども、当然適正に処分されているということを前提に、そのまま行き放しといいますか、渡して戻してもらっていないということになります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それで、例えば間違いが生じたときは、町もある程度責任を取らなければならないようなこととなりますよね。その辺についてはどうなのだろう、個人情報保護条例云々を含めて。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

間違いというのは、向こうのほうで情報の漏えいとか、全く向こうで間違いがあった場合は、全く100%相手方の責任といいますか、我々は法律に従って提供しましたので、我々に責任が及ぶことはないと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それが、例えばここで言う個人情報保護条例で言われている項目であったりした場合でも町は責任は取らなくてもいいのでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

法令に基づいて町が適正に提出したのについて、相手先で何らかの事故が起きた場合は一切といいますか、我々が責任を取るようなことはないと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） そのことについては十分な管理を確認できるということを出しているということですが、次に移っていきたくはありますが、この中で除外申請というのがあるのですけれども、これを受け付けている市や県とかも含めてですけれども、近場では旭川市とか札幌市、千歳、それに帯広なんかも、帯広市は次の期から始めると言っているようなのですけれども、除外申請というのがあるのですけれども、これについて、ここでは、特別な除外の手続を行う予定はないと言っているのですけれども、ほかのところではこれを認めているところがあるのですけれども、これは個人情報保護条例と、ある意味行政が考えて、その町はやるけれども、この町はやらないということで、上富はやらないと言っているのですけれども、どのような理由でできないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

そもそも自衛隊の募集に関しても閲覧、見て書き写すことは、これほどこの町でも、旭川でも帯広であろうと札幌であろうとも、それは認めざるを得ません。我々は便宜的に紙媒体にして、上富良野は今まで、旭川もそうだったのかもしれませんが、便宜的に情報として紙媒体で渡していました。要するに、出してはならない情報を紙媒体で渡していたわけではありません。閲覧できるものを、閲覧しようと思ったら全部の住民基本台帳は見られますので、その手間を省くために、市町村長は、防衛大臣から自衛官の募集に関して必要な報告を求められることができるという、それを基に、便宜を図ってといたしますか、もともと出せないものを出しているわけではありません。手間を省いているということです、それをやめる、やめないは各市町村の判断かと思いますが、上富良野町としては今までどおり協力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） どういうふうに関心は分からないのですけれども、ちょっとおもしろい数字があるので聞いてほしいと思います。

募集方法、媒体認知度調査というのをやられていて、地方協力本部から郵便物で募集をした率というのは1.4%、地方協力本部からのホームページなどを見たというのが13.8%の認知があるのです

けれども、これからすると、町が出している名簿から非常に少ない。ある意味では、自治体が防衛に対して儀礼的に名簿を出している。その儀礼の中に、18歳になって大人の仲間入りをしたばかりの人たちというか、我が町のその年代に属する人たちの情報が流れていると。これだけ利用価値がないものなのかということになるわけですが、これについてはどういうふうに考えますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

郵便についてはそのぐらいの率なのかもしれませんが、名簿を下に、もちろん正当な募集活動を行っていると思いますが、郵便だけではないと思います。いろいろな方法で募集活動を行っておりますので、郵便については、高松議員が今おっしゃった、率が低いかもしれませんが、それ以外にも、もちろん募集以外に使ってはなりません、ある程度名簿を下に募集事務をされているのか、あくまでも想像ですが、募集事務に名簿をどう使っているのかということは一切聞けませんが、想像では、当然名簿を下に有効な募集活動が行われているのだろうと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 本当に除外申請は、上富は受けないつもりですか、今後も。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

特に自衛隊の募集に限って、特定の目的に限って除外申請を行うということは特に考えておりませんし、もともと住民基本台帳は閲覧できるのと、それともう1点、本当に提供が、自衛隊に限らず、世論調査も含めて、私の個人情報を出すのはけしからんといった場合は、個人情報保護条例に基づいた審査会に申立てすることは道として、制度として残っておりますので、あえて自衛隊に特化した削除の申請を受け付けるということは今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、3番高松克年君の一般質問を終了いたします。

次に、7番米沢義英君の発言を許します。

○7番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点について町長に質問いたします。

1点目には、火葬場及び共同墓地について伺いま

火葬場については、老朽化するという状況の中で、建て替えが今、余儀なくされているという状況があります。お聞きする範囲では、建て替えするとすると約50億円の費用もかかるのではないかとというような話もあります。そういう状況の中から、当然多額の費用が必要になるのであれば、今後、中富良野町との火葬場の共同使用、一部修繕しながら共同利用できる方向で協議しているとの話であります。

しかし、いずれにしても、今後こういう問題については、議会での審議や住民への周知など、一定の理解がなければ当然できないものと考えます。

また同時に、そういった建て替えに至った経緯及び進捗状況等についてお伺いいたします。

次に、二つ目に伺いたいのは、人口減少という形の中で、共同墓の問題についてお伺いいたします。

人口減少や少子化などによって、墓地を家族で見守ることができなくなってきたという不安の声が町内にも同様に上がっています。昨日の墓地の質疑と答弁のやり取りの中でも、令和3年には14区画が墓じまいという形になった。令和4年については24区画が墓じまいに至ったという状況の中で、今後増えるのではないかとという答弁も出ました。

そういう問題も含めて、今後、大事な先祖の墓地を継承することがなかなか難しいということであれば、一部自治体では、共同墓を設けるなどの対応を取っている自治体が近年増えるという状況にあります。町においては今後どのように対応されるのか、この点についてお伺いいたします。

次に、2番目に、パートナーシップ制度についてお伺いいたします。

今、社会では差別や偏見などをなくして、誰もが安心して暮らせる、そういった個人として尊厳される多様な社会を認め合う、多様性を認め合う社会を求める流れがあります。今の社会では、家族として認められなければ公営住宅の入居や税の控除など、国や自治体などの公的制度が受けられないという状況もあります。余りにも理不尽ではないかと考えます。性的少数者や同性婚者だとしても、自治体の行政サービスが受けられるようにする、これは当然ではないでしょうか。そのためにも自治体においては、行政サービスが受けられるようにするためにも、パートナーシップ制度を導入することが必要だと考えます。

現在、このパートナーシップ制度を導入している自治体は、全国で約325自治体に上っているとされています。この問題を考えにおいては、町に同性婚者がいるかないか、存在するかないかではなくて、法の下での平等を定めている憲法の下で安心して

て暮らせる社会を目指すこと。そのためにもパートナーシップ制度を設ける必要があると考えますが、町の今後の対応についてお伺いいたします。

次に、加齢難聴者に対する補聴器購入補助についてお伺いいたします。

日本の65歳以上の高齢者は約1,655万人いると推計されております。3人に1人が加齢難聴を抱えているとされているということが明らかになっています。この多くの人たちは、人との会話が苦手になり、引きこもりがちになることで認知症にもつながるとされているというのが現状であります。高齢者が安心して地域で暮らせるようにするためにも、他の自治体でも実施しているように、補聴器購入補助制度を設けることが町においても必要と考えます。

今現在、補聴器購入補助制度を導入している自治体、道内では約18市町村に及んでいます。加齢難聴の対象者は、併せてお伺いしますが、何人いるか、お伺いいたします。

いずれにしても、地域で安心して暮らせる、そういう環境をつくるためにも補聴器購入補助制度というのは欠かせないものと考えますが、この点についてお伺いいたします。

次に、高校までの医療費の無料化についてお伺いいたします。

最近では、物価高騰や実質賃金の低下などにより、住民の暮らしは大変になってきています。また、人口減少や少子化などで多くの世代が地域で安心して暮らすことが今求められています。国は今、そういう流れの中で、子育て世代に対して支援策を強化しようとしています。町においても子どもたちが健康で暮らしてもらうためにも、一層の支援が必要だと考えます。子育て対策として、町においては、中学校までの医療費の無料化を実施、この間しましたが、さらにそれを拡充して高校までに対象とすべき時期が来ていると考えますが、町長はこの間、私の質問に対して、効果などを検証し、その後において十分検討したいと述べておりますが、現在のところの進捗状況、検討等はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、自衛官の募集名簿の提供についてお伺いいたします。

岸田政権の下で、憲法9条が改悪されようとしているのは絶対許されるものではありません。日本は、戦前の他国への侵略で罪のない多くの人々を死に追いやった反省に立ち、平和を守ってきました。憲法9条の精神を今しっかり堅持すべきだというふうに考えます。

名簿提供は、その立場に立てば、当然若者や多く

の自衛隊員を戦地に、危険な紛争地に送るということは絶対してはなりません。そのためにも名簿提供は直ちにやめるべきと考えますが、次の点についてお伺いいたします。

一つ目には、自衛官募集名簿提供の根拠及び対象年齢並びに令和元年度から令和4年度までの名簿提供の状況等についてお伺いいたします。

二つ目には、名簿提供は個人情報にも関わる問題で、除外申請や同意がない対象者には名簿から除外することなどが必要と感じていますが、この点についても対応について答弁を求めます。

次に、拠点施設の整備、道の駅等の構想についてお伺いいたします。

今、多くの町民からまち中ににぎわいを戻すことが必要だと、にぎわいがなくなってきたという声がささやかれています。実際、まちのにぎわいが後退し、元気のないまちになっているような気がしています。

しかし、多くの町民は一生懸命地域を支え、地域の商店や地域の産業を守るために一生懸命頑張っている状況があります。人口減少や少子高齢化によって、気軽に寄って談話でき、飲食などができる場所が欲しいねという声があちらこちらから聞かれるという状況にあります。

にぎわいを戻すためには、人が集まれ、気軽に立ち寄れる場所、地元の農産物や加工品が販売、また購入ができる場所が求められていると考えています。まちに人の流れを呼び込み、上富良野町の魅力を知ってもらうためにも、今後、道の駅を含めた拠点的な施設の構想が当然必要かと思いますが、これらの点について町長の明確な答弁を求めるものであります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の6項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの火葬場及び共同墓についての2点の御質問にお答えいたします。

1点目の葬祭場の今後について、上富良野町葬祭場は、昭和48年から現在の施設で運用を行って約50年が経過し、施設や設備の老朽化や体型の大型化等により炉のサイズの矮小化が問題となっております。

また、昨今の人口減少や施設の建設、設備の負担増を踏まえ、広域利用について、昨年から中富良野町の西山火葬場の共同利用について協議を行ってきたところです。

現在までの共同利用に向けた進捗状況については、中富良野町の現有施設の利用状況と上富良野町民が利用した場合を想定し、検証を行った結果、施

設の電気系統の低圧から高圧への改修で共同利用が可能であることから、本年度中に共同利用に向けた施設改修費、今後の大型改修、施設の維持管理などの負担割合を、共同利用に関する協定(仮称)を両町で締結し、令和8年度からの共同利用開始に向け協議を進めてまいります。

また、利用する町民の皆様への周知に関しましては、共同利用についての検討方法を住民会長懇談会や地域懇談会で提供し、両町の合意決定いたしましたらご広報紙等で周知を行ってまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の共同墓の設置については、さきの議員の御質問にもお答えいたしました。現在の少子高齢化や核家族化、地方の人口減少により、地方における墓石の管理や寺院の納骨堂の継承などをためらう状況にある現況から、永代供養や合葬墓に改装し、墓じまいが急増している現状は多く、当町においても昨年より急激に増加している現状であります。道内自治体でも合葬墓を設置している状況であり、その需要が増える状況であることは認識しているところです。

今後、当町に合葬墓を設置するニーズを調べることも必要であり、当町にも納骨堂を抱える寺院があることも踏まえ、民間との整合性を持ちながら、今後検討すべき事案と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めのパートナーシップ制度についての御質問にお答えいたします。

国内においては、現行法規上、同性婚は認められていない中で、平成27年3月に東京都渋谷区において、条例によるパートナーシップ制度が、同年9月には、東京都世田谷区において、要綱によるパートナーシップ制度が導入され、その後、大都市を中心に、特に要綱によるパートナーシップ制度が導入されております。道内においても苫小牧市、岩見沢市が本年、パートナーシップの宣言を行っておりますが、人口の多い大きな市が中心であり、現状では、それぞれの窓口等に対し、パートナーシップ制度や同性カップルに関する相談が寄せられている状況にないことから、引き続き国の制度改正について注視するとともに、先進自治体での取組について研究してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの加齢性難聴者に補聴器購入補助についての御質問にお答えいたします。

補聴器購入制度の創設についてであります。さきの中澤議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、加齢による難聴の方々への補聴器購入補助は全国的な課題であり、独自で助成制度を創設して

いる道内市町村が微増している状況を把握しておりますが、医学的に認知症との因果関係が明らかになっていないことや、対象年齢、聴力レベルが人それぞれであり、現段階においては、町独自に補聴器購入に対する補助についての考えは、現在のところ持ち合わせておりませんが、補助支援の方策については、国や北海道及び道内市町村の取組状況などの把握に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の加齢性難聴対象者の推計についての御質問であります。事業所や企業等が実施する職場の健康診断においては、視力・聴力検査が労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目として位置づけられておりますが、町が実施する住民健診においては、国民健康保険特定健診並びに後期高齢者医療保険の後期高齢者健康診査の項目に聴力検査が入っていないことから、町として難聴者の実態を把握することは困難であることを御理解願います。

参考までに、大学教授などの研究による加齢性難聴の頻度は、60歳代前半で5人から10人に1人、60歳代後半で3人に1人、75歳以上で7割以上と公表されておりますので、単純に4月1日現在の65歳以上の人口3,395人では、加齢性難聴の可能性のある方がおおむね1,132人と推計されるところであります。

なお、町では、民生・児童委員に御協力いただき、毎年5月に実施している高齢者実態調査において、65歳以上の高齢者の方々を訪問して、日常生活における動作と併せて、日常生活で不自由を感じていることなどの聞き取りを行っており、また、高齢者支援班や地域包括支援センターへの相談を含め、これらの中で、高齢者の状態に応じて障害福祉サービス、在宅福祉サービス、介護保険サービスを御案内させていただいているところであります。

これらのことから、様々な機会を通じて、会話などが聞こえづらくなっている個々人の状況を確認することは可能と考えているところであります。

次に、4項目目の高校生までの医療費の無償化についての御質問にお答えいたします。

昨年4月より中学生までの医療費の無償化を実施しましたが、高校生までの無料化については、制度開始前に議会でも検討していたところでありますが、コロナ禍での通院の自粛等がある中で、昨年の結果でありますので、さらに検証し、適正な時期に行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5項目目の自衛官募集名簿の提供についての2点の御質問にお答えいたします。

1点目の提供根拠、対象年齢及び提供状況につい

ての御質問にお答えいたします。

自衛隊法第97条第1項に基づく募集業務を、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務を行うこととされていることから町が業務を行い、自衛隊法施行令第120条の規定の求め、令和3年2月5日付、防衛省人事教育局人事育成課長並びに総務省自治行政局住民制度課長の自衛官または自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出についてを根拠に基づいて行っております。

なお、住民基本台帳法第11条第1項は、国または地方公共団体の請求による住民基本台帳の閲覧を定めており、自衛隊法第97条第1項により、その範囲内で必要な報告を行っております。

対象年齢については、その該当する年度末で18歳及び22歳に到達する、4月2日から4月1日までの男女です。

提供状況につきましては、令和元年と2年につきましては、住民基本台帳の閲覧としており、令和3年と4年については紙媒体での提供を行っているところと存じます。

2点目の名簿提供の除外についての御質問ですが、法律に基づく事務として行っておりますので、特別な除外の手続を行う予定はございませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、6項目目の拠点施設の整備構想についてであります。過去の複合拠点施設構想につきましては、実現しなかったことは議員御存じのとおりであります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、まちのにぎわいは大変貴重だと考えているところであり、道の駅の整備もまちのにぎわいの創出の一つと考えておりますので、私といたしましては、道の駅という形で実現をしたいと考えているところでありますが、どこまでの方向性を示すことができるかは、現時点ではなかなか難しいと考えております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 火葬場等の建て替え等についてお伺いいたします。

非常に多額の費用がかかるということの前提があります。お伺いしたいのは、今後、この建て替え等に至っては、当然住民の理解、あるいは議会の審議等、議決等が必要になってくると思っておりますが、こういった大事なおおそかにしてはならないと考えますが、この点について確認をお願いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

今後、この事業を進めていくに当たり、当然予算等の節目節目では、議会の皆さんの同意といえますか、可決が必要になってきますので、そのときだけではなく、あらかじめ、事前から情報共有、もちろん議会の皆様だけではなくて、もっと広く住民の皆様に対しても情報を提供して、その中で皆さんに判断してもらうということが非常に重要なことだと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 再度確認いたしますが、令和8年度から利用開始に向けてという形になっておりますが、もう既に実施を前提にして進められております。そうすると、住民からしたら、何か置き去りにされているのではないかという印象もあるのではないかと思います。この点については、事前の構想なども十分説明すべきだと思いますが、再度確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

去年おとしの住民会長会議では情報を提供しておりまして、その段階では、どういう改修が必要かという具体的な調査はまだでしたので、今その調査が終わった段階です。今後、もし上富と中富で共同でやる場合は、電気系統を含めて、こういう改修が必要で、その先はまだ決まっていない部分は、維持・補修についての費用負担については、これから中富と協議を詰めていかなければなりません。その辺の情報がある程度決まった段階で、余り小出しに出し過ぎてもあれですけども、ある程度固まったらぼつぼつと、ある程度の球で、町民の皆さん含めて議会の皆さんにも情報提供していくということは、同意を得る上では重要なことだと認識しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 次にお伺いしたいのは、ぜひそういった説明も丁寧をお願いしたいと思います。当然共同墓地の関係で、跡地利用というのが、もしも万が一進める場合、将来、今ある既存の火葬場を撤去せざるを得ないという方向に進んだ場合に、こういった共同墓を設置するなどの、いわゆる再整備に向けた活用方法という形で、そういうものに対する交付税等の措置がされる場合もあるかと思いますが、この跡地というのは、仮の話ですが、どうされようとしているのか、共同墓等の方向で考え

ているのか、この点をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

協定がうまくいって、共同で中富を利用した場合、現在使用している葬祭場の跡地利用については、まだこれからなのですが、現在のところは全く、何をするという計画は持っておりません。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） いずれにいたしましても、共同墓のニーズというのが一定あります。そういうものも含めて、答弁の中では、ニーズ調査も含めながら、民間との整合性も持ちながら対応していきたいということで、具体的にいつまでにどうするというような工程というのは町長の中でお持ちなのか確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

きっちりとした、何年に何をやって、いつまでに何という工程は今のところ持ち合わせておりませんが、まず、ニーズを調査を、これはやるやらないにかかわらず、そういうニーズが実際に本当にあるのかどうか、多分あるのだろうと思うのです、一定の数は。それによって規模とかいうのも決定してきますので、ニーズ調査は必ず早急に何らかの形で始めなければならないのかと思っております。それ以後のことについては、今のところは、いつまでに合葬墓を建てたらいいのか、それは今のところはまだ持ち合わせてございません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 合葬墓等の要望もありますので、ぜひ前に進めていただきたいと思っております。

次に、パートナーシップ制度についてお伺いいたします。

前回の質問のときにも、各先進自治体を参考にしながら町の対応を決めたい。注視して、対応について研究したいということで、ほぼ変わらない答弁になっております。

まず、確認したいのは、この制度を設置するかどうかということもありますが、町長自体は、この社会にLGBTという方々というのは、これは認められますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお

答えたいと思います。

そういう方がおられるということは認めますとい  
いますか、おります。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 認めるのであれば、私は、  
憲法の下で、法の下に平等という形の中で、誰もが  
等しく婚姻の自由を決められるという解釈もされて  
おります。最近の道新等の報道でも、上川管内の美  
瑛町がこのパートナーシップ制度導入に向けて、2  
024年度に導入する方針を明らかにしたという報  
道があり、札幌や函館など8市町村で、町村にはな  
いという形の中で、その中で、町長は、互いの個性  
や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つ  
ことができる町の実現へ、制度の導入を新たに検討  
すると述べたということですから、検討段階であり  
ますけれども、こういう小さな自治体であったとし  
ても、やはり生きづらさ、女性だから女性の在り方  
ということは今、古くなりました。あくまでも、誰  
もが生きづらさがなく過ごせる環境を求める社会で  
ありますから、こういったLGBTの方たちであっ  
たとしても、社会の中で等しく生きて、個人の尊厳  
が認められる、そういった社会の実現というのが、  
今、上富良野町にも求められていると思うのです。

そういう方が上富良野町に存在するかしないか  
ではなくて、どんな状況の中でも門戸を開いて、受け  
入れ態勢を整えるということが基本になる。それが  
町の多くの人たちの住みやすさ、暮らしやすさ、そ  
ういったところにもそういった理念はずっとつる  
わけですから、そういったまちづくりをしっかり  
今、現実にも目を向けて、すべきだと思いますが、こ  
の点について拒否されますか。

○議長（村上和子君） ここで、お諮りいたしま  
す。

引き続き一般質問を続けさせていただきたく、1  
2時過ぎ、延長となりますが、御了承いただきたい  
と思います。

町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお  
答えたいと思います。

誰もが多様性を認めて、生きやすい社会、上富良  
野においてもそういう社会を実現することは重要だ  
と思っておりますし、前回の答弁でも私、記憶して  
おりますが、当然同性婚は町が認める前に、そもそ  
も法律がどうなっているのかという問題もあります  
し、配偶者控除とかの問題も、それは税法の問題で  
すので、なかなか町が全てできるという問題ではあ  
りませんが、町でできることもあります。それは前  
回の答弁でも申させていただきました。公営住宅等  
に入る場合、申し出てくれれば配慮することは可能

だということで、役場としてできることは、多様性  
を尊厳するという答弁をさせていただきました。そ  
れを制度としてどうするかというのは、制度がなく  
ても我々はできることをやるのだということを前  
回、答弁させていただいたと記憶しておりますし、  
今もその考えは変わらないと、答弁させていただきます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） そうであるならば、当然国  
の問題もありますから、ただ自治体でできる部分も  
あります。ですから他の市町村では既にこういった  
ことを実施しているという現状を見た場合、町長が  
そういうことを認めていらっしゃるということで確  
認しましたので、きっちりと宣言して、制度の在り  
方をどうするかということも検討して、対応すべき  
時期ではないですか、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお  
答えたいと思います。

私自身が、特に性的マイノリティという方に対  
して偏見とかは余りないからかもしれません。多様  
性を認めているといえますか、そういうのがあつて  
も当たり前だという前提で生きているのかもしれま  
せんが、特にパートナーシップ制度を設けようが、  
要綱等がなくても、実際に実生活において公営住宅  
等で、偏見を持たずに、そういう人たちの人権をで  
きるだけ尊重していくということは十分可能だと思  
いますので、特にパートナーシップ制度ありきでは  
ありませんけれども、制度そのもの、要綱等をつく  
ることにこだわっているわけではなく、実際にやる  
こと、やれること、実際にそういう人がいるのかど  
うかは別として、そういう準備は役場では今もして  
おりますし、これからも十分対応していきたいと思  
っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 町長がそういうふう  
に思っている、職員皆さんの方の合意だとか、住民の合  
意が、そういう制度をするということの話合いがな  
されなければならないと思っています。制度として  
きっちり、条例なのか分かりませんが、設けるこ  
と、それがなくてもすぐ対応できるのだという答弁  
なのですが、私は、それと同時に、きっちりとした  
組立てをもって、どうするのかということをしなけ  
れば、絵空事に終わってしまう可能性があると思  
いますが、この点、制度設計をすることであるのだ  
たら、されたほうが良いと思いますが、いかがです

か。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

法律で決まっている税とか配偶者控除、その点については、相談するまでもなくできないのです、それは置いておいて、役場でできることというのは限られているかもしれませんが、皆さんのコンセンサスで決めなくても、皆さんのコンセンサスというよりは、例えば公営住宅なんかは具体的なのですけれども、それは役場の裁量の範囲で十分やっていけるものと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） それでは、お伺いいたしますが、確かに控除だとかいろいろなのは、国の制度がありますから、そこは国のほうでしていただかなければなりません。そこまで言うのであれば、実質そういう制度設計があるということを宣言しなければ、多くの方にも知ってもらう必要があると思いますが、何かこういう制度があるから、むちゃむちゃで終わってしまうのではなくて、そういうことであればきちりと意思表示をして、やはり町民にも知らせるといことは必要だと思いますが、それを知らせなくても、現行の町の制度の中で対応できるという判断なのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

相談を受ければ当然相談を受けることで、特に、積極的にPRという話も出しましたが、困り事があればいつでも承ります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） そういう意思であれば、宣言したと受け止めてもいいですね、間違いないですね、これは。後でどうのこうのと言われても、大問題ですから、きちりとしたパートナーシップ制度があるのだということを意思表示して、なおかつそういう人たちに安心感を、上富良野町はあるのだと思ってもらえるような、そういう町なのだとすることをきちりと宣言しなければならぬと思いますが、宣言しなくても現状の中で対応できるということなのですね。私はこの二つが必要だと思う。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

多様性といいますか、そういう人がいるということとは認めます。そういう人を排除してならないということは思っておりますし、必ずしも皆さんがパートナーシップ制度はどういうものなのか、パートナーシップ制度という言葉は皆さん、ピンと来るかもしれませんが、中身がどうなのかというのは、皆さんがどういうふうに感じているのかというのは個々様々で、特にパートナーシップということ宣言するというよりも、そういう相談が、困り事があつたら、日々、パートナーシップにかかわらず、困り事があつたら真摯に対応するというのが行政の一番大切なところなのだろうなど。その中に当然パートナーシップ、同性婚なんか含まれると考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 実質、パートナーシップ制度を宣言したというふうには私は受け止めますので、そういう制度があるということを引きちと公表していただきたいと思っております。ぜひ公表を行っていただきたいと思っておりますが、再度確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

御質問にあるように、いわゆる婚姻とか税の控除なんかを含めた、それがパートナーシップだと思っている方もおられるかもしれませんが、誤解を招いては困るのですけれども、そういうものを町長として、今、上富良野で認めたわけではございません。そういうものは国の法令に従って粛々とされるべきものだと考えております。それ以外で、町のできることにについては善処するというので、特に宣言等は考えておらず、日常の業務の中で対処することです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 税の控除だとかというのは国の制度だとか、先ほども言っております。そういう環境におられる方も、そういう制度がありながら、いろいろ自ら発信しながら、制度の改正を望んでおられるという形になっておりますので、ぜひこの点、しっかりとした対応を取らなければならないということを述べて、次の加齢難聴の補助金の質問を伺います。

ここでお伺いしたいのは、この間、同じことなのです。結局、認知症と加齢難聴との関係が分からない。従来の福祉だとか介護認定、障害認定が受けら

れていれば、それに対応できるという形になります。

しかし、こういう状況にあったとしても、現実にはこの枠から実際に適用にならない。漏れている方が実際にいるわけです。障害者の方でなくて、認知症の方でもなくて、あるいは若くても難聴という方もいらっしゃる。そういう現実を目にしたときに、こういった人たちに対するしっかりとした、やはり安心して上富良野町で住み続けられるまちづくりのためにも、しっかりとこういった制度設計が必要だと思いますが、町長、この点は認められますか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

補聴器の購入については、従来から町としましては、耳鼻科のお医者さんに行ってもらおうということが大前提で、難聴といっても原因が分かりません。治るものもあるかもしれませんが、補聴器が必要な場合もあるかもしれません。病院に行ってもらおうということが町としての姿勢です。

手軽に補聴器が買えるというのは、非常に便利な面もあります。眼鏡なんか処方箋がなく、眼鏡をつくらうと思っただけでつくれますし、補聴器についても処方箋なしでつくれるのは少ないのです。ほかの先進国に行くと、補聴器をつくるのは処方箋が要ります。処方箋なしでつくれるのは便利な反面、リスクもありまして、様々な病気の見落とし、勧誘のトラブル、日用雑貨のたぐいになりますので、勧誘のトラブルですとか、調整不足による補聴器の能力が発揮できない可能性、不備な使用による耳の症状の増悪、便利な反面、こういうリスクが隠れているということを町民の皆さんに知ってほしいというのがあります。

まず、処方箋なしで補聴器が買えるということがいいのか悪いのか、こういうリスクがあるにもかかわらず、安易に行っているのか、それでもいいのだという国民のコンセンサスができていなければならないのですけれども、そういう隠れた病気があるかもしれない。補聴器は、お医者さんに行ったら処方箋でつくらないと駄目だという国民的コンセンサスを抜きに、安易に補助というのは、大切なコンセンサスの議論が欠如しているといいますか、そこをスキップして、安易に補聴器の補助を出せばいいのだ、駄目なのだという一足飛びの議論は、非常に説得がない印象を私は持っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 今の言葉をかりれば、そういう人たちをちょっとないがしろにしているのではないかという議論になってくるのです。そうではないのです。私が述べているのは、町長が耳のお医者さんとか咽喉科だとか行かなければなりません。

ですから言いますが、18市町村、東川町、東神楽町、幌加内町、上川町でも、美瑛町でも、だから基準を設けているのです。そういう基準を設けて、そういう人たちに安心して暮らしてもらうためにも、基準を設けて、しっかりと診察もしてもらって、その上で、40デシベル以上70デシベル未満だとか、それに対して非課税にするか、非課税でなくても、限度額を決めて補助するというふうにしているのです。

そういう町長の言い回しだと、その人たちを置き去りにしてしまうという形になっているのです。その人たちは何も補聴器を、単に補助が欲しくてということではないのですよ。よりよい生活をするために、そういった補聴器をつけながら、そういったものを受ければ少しでも負担の軽減につながるということで、他の自治体でもそういうことをやっているのですから、それを町長、見失ってはならないのです。町長の立場としたら、きちりとしたそういう方向性も見定めて、制度。

それでは、お伺いいたしますが、そういう診断をしてもらって該当になれば、そういった対象になったということで町長は認めて、それなりの制度設計をするということですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

私が答弁したのは、病院にかかるということが大切だということで、もちろん身体障害者の基準もありますので、それはそれで。だからといって、病院に行けば、身体障害者から外れても補助するのだと、そこまでセットで言ったわけではありません。まずは、大切なのが病院に行くこと。身障者の補装具なんかは該当すれば、もちろんそれは優先しますし、それ以外の方は、必ず町が補助するとかしないとか、それは今ここで決めたといいますか、米沢議員が言っているようにするのですかと、それは、私が答弁しているとおりに、今、町では持ち合わせていませんということです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 十分こういうものも含めて、他の自治体でもう既に行っています。数は少ないです。だけれども、よりよい地域の中で過ごして

もらうということの前提の中でやっているわけですから、ぜひこういう制度を決めて、実施するという形の方向を検討していただけますか。これ以上問答してもなかなか町長自身の答弁、僕、理解力が不足しておりますので理解できないところがあります。今後、検討していただけるということで確認していいですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

答弁のとおり、今後についても国や北海道及び他市町村の取組状況の把握に努めてまいります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 次、高校生の医療費の無料化問題なのですが、約200万円あればできるという話です。決算なんか予算なんかでもそうだったのですが、これについても検証は必要だということを言われておりますが、もう既に中学校までの医療費の無料化しながら検証しているのではないかと思います。この点について、早急に、適正な時期に行うという答弁になっておりますが、いつ適正な時期だと判断しているのですか、町長、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

適正な時期というのは、データが出そろった時期、そのときを適正な時期と考えておまして、そのときに制度について考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） なかなか明確に御答弁なされないのですね。私は、町長の権限というのは大きいと考えていますし、すぐ町長が実施するというのを宣言すれば、本当にもう実施できる環境にあるのだと僕は思っているわけです。

再三言いますが、実施しているところでは、愛別、上川町、美瑛町、南富良野町など、他の自治体でも一部、18歳までという形の方向性をとしている自治体もあります。私は、恐らく町長の任期中にされるのかと思って期待しているのですが、この点は、任期中にされますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

他の状況を十分、私も関心事でありますので、他の市町村の状況は十分承知しておりますので、データが出そろって、これはできると思ったときには、適切に実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） できる力を持っているのです、私たちによりも、財政を握っていますから。職員の方々にこうだとお話しすれば職員の方は動くのだと思うのです。そういう力を持って、ぜひ進めていただきたいと思っております。

自衛官の募集の問題なのですが、個人情報という問題があります。個人情報を提供するにはそれ相当の理由がなければ提供できないというのが条文にもあります。それぐらいに、仮に国、自衛隊のほうから提供できるということがあったとしても、万が一、米沢が知らない間に自衛隊のほうに提供されていて、数日後に入隊しませんかという話が来た場合、本人が全然知らないうちに提供されているということになったら、これ大問題だと思います。幾ら国との関係であったとしても、個人をないがしろにしているということになりませんか。この点、まずお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

個人情報は、先ほど申し上げました、今は紙媒体で提供しておりますが、住民基本台帳法で閲覧はできます。閲覧は誰でも、国はできるので、それを止めることはできませんので、便宜を図っているだけです。これは個人情報の問題というより、便宜を図るか図らないか、そういう問題だと認識しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 閲覧ができるか、公共性なのです、町長自身も言っているように。かといって、誰もが閲覧できる環境であったにしても、それをさらに公共性に持ち出すかということになれば、さらに大問題なのです、閲覧するにしても。それを閲覧して個人的な、いわゆる利益につなげようとする人もいるのかもしれないけれども、分かりません。そういう方もひょっとしたら、世の中ですからいるかもしれません。

しかし、それ相当の理由がなければ、閲覧にしたって持ち出すにしたらできないと私は考えていますが、それはそれでよろしいですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

誰でもかれでもというのは、誤解を招くかもしれませんが、誰でも、国も含めて、国は国の業務、目的があれば個人情報を閲覧することもできますし、民間の企業であっても、その目的が世論調査とかアンケート、それが公共性を持つと認められる範囲においては住民基本台帳の閲覧できますので、目的が私的なビジネス、何でもかんでも目的なんかを問わずに閲覧できるわけではない。やはり公共性を持った目的、国における住民基本台帳の閲覧は、それ相当の目的達成のために公共性があるわけですが、それに対しては、幾ら国といえども目的外に使用しては駄目ですので、それは法律でしっかりと規制されております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 提供は義務ではないのです。あくまでも提供できるとして書かれているだけであって、義務ではありません。ましてや自衛隊というのは、私、自衛隊の災害時の派遣だとかいったときに、国民の命を守るという立場でしっかりと仕事をしてもらおうということが憲法なんかにも書かれていますから、個人を恨む話ではありません。そういうことをまず伝えておきたいと思いません。

何よりも問題は、そういった義務でないにもかかわらず提供されているというところが問題であると同時に、これは直ちにやめるべきだと思いますが、この点、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

自衛隊法よって、施行令によって町長が報告しております。他市町村では意向を聞いて除外しているわけですが、先ほどの繰り返しになりますが、個人情報の問題は住民基本台帳の問題で、紙媒体で出すかどうかというのは便宜の問題で、私たち上富良野町としては自衛隊に対して十分協力できるものはしていくという姿勢であります。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、7番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、町の一般行政についての質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開は14時といたします。

午後 0時22分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

### ◎日程第3 議案第1号

○議長（村上和子君） 日程第3 議案第1号令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第1号令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

提案の要旨につきましては、1点目は、令和4年度の各会計の決算確定に伴う一般会計繰越金及び各特別会計繰入金金の補正であります。

一般会計繰越金においては4億9,745万4,000円の繰越額となったことから、当初予算の繰越金計上額6,000万円を差し引いた4億3,745万4,000円を増額補正するものであります。

また、国民健康保険特別会計など五つの特別会計において、翌年度への繰り越し手続をすることに伴い、一般会計で負担すべき費用の精算余剰分として、一般会計への繰戻しを受けるため、各特別会計繰入金総額で2,623万1,000円の補正をするものであります。

2点目につきましては、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用いたしまして、物価高騰などに対応するため、非課税世帯等に係る価格高騰緊急対策による給付金の支給、昨年度も実施しましたが、児童・社会福祉施設等へ交付金の支給及び畜産農業者に対する飼料価格高騰に伴う交付金の支給の3事業の補正をお願いするものでございます。

3点目は、昨年度実施された日米共同訓練に伴いまして、防衛省より再編関連訓練等交付金がこのたび交付されましたので、その財源を活用いたしまして、経年劣化等により一部雨漏り等が発生している泉栄・草分防災センターの屋上防水改修工事及び東中小学校校舎屋上防水及び屋根塗装改修工事、東中小学校ホイールローラの購入の4事業を行うため、所要の補正をお願いするものでございます。

4点目につきましては、クリーンセンターの設備につきまして、経年劣化等によりまして、中間処理施設及び水処理施設について不具合が生じていることから、機器の更新及び改修を行うものです。

5点目につきましては、JAふらのが所有する富原地区の麦類乾燥調整施設に不具合が生じているため、北海道の地域づくり総合交付金を活用いたしまして機器更新を実施するため、JAふらのに間接補助をするものでございます。

6点目につきましては、防衛省の防音事業を活用いたしまして、上富良野小学校講堂のボイラー更新を予定していましたが、昨今の物価高騰等によりまして、事業費に不足が生じることから所要の補正をお願いするものでございます。

7点目につきましては、当初、B&G財団から助成を受けて海洋センターの上屋シート等の更新を予定していましたが、その助成金について不採択となったことから減額の補正をするものでございます。

以上、申し上げた内容を主な要素とし、また、他の既決予算についても一部事業内容の変更等に伴う補正を行いまして、財源調整を図った上で財源的に余剰と見込まれる部分につきましては、今後の町立病院改築整備事業及び子どもセンター整備事業など、大型事業の将来の起債償還額に対応するため、減債基金に1億円を積み立てるとともに、今後の緊急的な財政需要に備えまして、一定額を予備費に留保することで補正予算を調整したところでございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第1号を御覧いただきたいと思えます。

令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度上富良野町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,482万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億2,602万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願いたいと思えます。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

15款国庫支出金8,519万円。

16款道支出金5,170万2,000円。

18款寄附金186万円。

19款繰入金2,623万1,000円。

20款繰越金4億3,745万4,000円。

21款諸収入761万4,000円の減。

歳入合計5億9,482万3,000円となっております。

2ページを御覧いただきたいと思えます。

2、歳出。

2款総務費5,966万5,000円。

3款民生費7,922万2,000円。

4款衛生費1,429万円。

6款農林業費7,143万円。

8款土木費450万円。

9款教育費3,574万5,000円。

10款公債費1億円。

12款予備費2億2,997万1,000円。

歳出合計5億9,482万3,000円となっております。

3ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第1号令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 20ページの中ほどにございます価格高騰緊急対策（生活支援交付金）に関して伺います。

全協でも確認させていただきましたが、当町、人口が5月末現在で9,977名、そして世帯数は5,251世帯ということで、今般の緊急対策、生活支援分に関しては、約1,600世帯強が対象になり、世帯数でいうと30%ちょっとをリカバーしているということで、また、今回も国庫支出金だけに頼らず、一財をしっかりと用いた中で制度設計ということで、制度そのものは非常に評価させていただきます。

昨日、私、一般質問させていただきましたときに、道の駅に対し町長に質問した際の答弁書では、道の駅よりも今般のこういった物価高騰対策、現状などを鑑みて、町民の皆さんの生活を第一に考えていくということを町長は強くおっしゃられております。

この制度におきまして、限れた非課税世帯であるとか、所得割のみの非課税世帯であるとか生活保護世帯、その方々も困っているのは分かります。しか

しながら、今般の物価高で町民皆さん苦しんでいます。今回は盛り込まれていませんが、今後どのように対応していくのか確認させてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

まずは、子育て世代ですとか低所得、均等割のみ、所得割がかかっていない世帯をまずは優先しましたが、今後においては、困っている方は町民に多くおりますので、物価高、エネルギー高で、皆さん大変苦しい生活を強いられている方が多いと思いますので、それらは当然念頭にございます。今後、適宜、タイミング等も図りながら、どういうものが効果的なのかということも十分検討しながら、今後また何か対策を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 今回、この補正の説明の中でも繰越金の確定に伴い、今後の大型事業の償還に備えて、確かに将来、起債の償還には一定程度お金がかかるということも分かりますが、減災基金に1億円積めるのだったら、1億円で全世帯カバーできるのです。そういった考えは制度設計のときにはなかったのでしょうか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

確かにそういった面では1億円の余剰があるようにも見えますけれども、基本的には、以前も説明しましたけれども、令和13年あたりに著しく償還が重なるということ。

それから、委員会なんかでもちょっと説明しましたけれども、これから町立病院の事業費等についても、議員御存じのとおり、物価高騰の影響がどれほど出るか分からない中がございますので、そういった面で、将来の償還に備えたということを御理解いただきたいと思います。決して現在の物価高の対策を後回しにしてそちらに積んだということではなくて、そういったものもしっかりと、先ほど町長が申し上げるように、別の手法なんかも研究しながら今年度の予算を、まだ6月でございますので、全体の実施計画、物価高騰対策といったものの中で組み直し等も考えられる場面がありますので、そういった場面で反映していきたいと考えております。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 32ページ、お願いします。

公民館費の中で、草分防災センターの屋上防水改

修594万円で今予定されています。これは、屋上防水改修については、私は全然異論はないのですが、実はこの間、住民の人から草分防災センターのトイレのことが話題になって、ここは全て水洗化されているのでしょうか、まずそこからお聞きしたいと思います。

○議長（村上和子君） 教育振興課長。

○教育振興課長（谷口裕二君） 6番中澤議員の草分防災センターに関わりますトイレの状況についての質問についてお答えさせていただきたいと思えます。

草分防災センターの施設のトイレの関係でございますが、屋内のほうにつきましては、全て水洗化ということで対応させていただいているところでございます。

○議長（村上和子君） 6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 全て水洗化というので、あとは質問できません。終わります。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 同僚議員と若干重なります。20ページの価格高騰緊急対策という形で、非常にいろいろと努力もされております。それで、御存じのように今、非課税世帯あるいは均等割世帯、生活保護世帯以外の生活者も今、本当に大変な状況に置かれているということで答弁もありました。そういったところもしっかりとした手当てもしながら、水道料金の基本料金の減免など具体的に行うなど、そのほかにもいろいろ施策があります。事業所に至っても給付型の支援を行いながら支援対策を、事業が継続できるような、今回は福祉施設等が一定程度支援もされておりますが、それ以外の一般の事業所等については、今回、予算が計上されておられませんので、そういったところも含めた支援体制が必要だと思いますので、今後の考え方等についてお伺いしておきたいと思っております。この件について、今後の対応についてお伺いいたします。

それと、26ページの農業振興の点で、これも飼料等の物価高騰対策であります。具体的に28経営体という形になっております。それで、500頭以上が7戸の戸数という形になっておりますが、それぞれ7戸の戸数ということで、何頭ぐらいかそれぞれ、細かく分かれば具体的に提示してほしいのですが、500頭未満に至っても、大体でいいです、このぐらいの戸数については支援対象になる。500頭未満ということで、詳細が分かればお伺いしておきたいと思っております。

実際聞きましたら、飼料等、酪農に至っても電気料の高騰という形で、乳価の価格支援等もあるけれ

ども、実際、飼料高騰によってなかなか追いつかないというような実態も伺いますので、もしもそういう実態等が分かれば、併せて、分かる範囲でよろしいです。御答弁いただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 7番米沢議員の御質問にお答えします。

さきの議員とかなりかぶると思いますけれども、現在、議員も御指摘いただきましたように、農業と福祉関連の施設の部分、それから、生活にお困りの方への給付というような3本を今回補正で載せさせていただいているところがございます。物価高騰対策の交付金の最終的な年度内の使い道については、まだ全額きちんとはまるというところは、まだまだ調整する部分が多いかと思っておりますので、そういった面も含めて、どのようなところに一定程度の財源が見えて、なおかつ一般財源も多少なりとも入れることになるかと思っておりますので、それらのバランスも考えながら、考えていかなければならない問題だと考えております。決してこれで終わりということではないので、またいろいろな場面で補正ですとか、そういったことを議員の皆様にご相談申し上げる場面もあろうかと思っておりますので、その辺はお願いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 農業振興課長。

○農業振興課長（安川伸治君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

今回、飼料の対象となります28経営体の戸数の内訳でございますが、まず、一番多い養豚業の1件が3万1,000頭でございます。そのほか養豚業、合計3件ありまして、もう1件が4,200頭、それから2,900頭であります。

それから次に、肉用牛の事業所が4事業所ございます。最大のものが6,030頭、それから1,271頭、3,160頭、もう1件が590頭であります。500頭未満の件数、21件ですが、その最大の頭数が175頭、最少が12頭ということになっております。

飼料のほうの購入の実態なのでございますけれども、今回、飼料高騰が令和3年7月から徐々に上がっております。その後、今年の7月ぐらいにこれまでの最高ということで、それまでの期間、皆様方から上がっている状況というのは逐次伺ってきているのですけれども、全員協議会でもお話しさせていただきました、国の支援がされております。また、それ以外にもJA、それから北海道。北海道につきましては、先月の5月に追加の支援ということでされておりますので、そういった支援がされているという情報もこちらのほうからお伝えしている状況でございます。

す。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 28ページの町営住宅の管理なのでございますけれども、450万円、何棟でこれだけになったのか。

それと、雪で埋まったと聞きましたが、今後どういう対策をするのかちょっと教えてもらえれば。

○議長（村上和子君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

こちら棟数につきましては、扇町団地で25棟で、西町につきましては2棟の修理となっております。

今後につきましては、引き続き屋根の雪下ろし等を小まめにやるように十分気をつけてやっていきたいと思っております。昨年ちょっと雪の状況が多くて手が追いつかずに、タイミングを失ったという部分もありますので、その辺も加味しながら、十分計画を立てながら除雪の体制を整えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第1号令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第2号

○議長（村上和子君） 日程第4 議案第2号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました議案第2号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、

提案の要旨を御説明申し上げます。

提案の要旨につきましては、1点目、令和4年度決算確定に伴う繰越金について所要の補正をするものであります。

2点目は、令和4年度決算確定に伴う一般会計繰出金について所要の補正をするものであります。

また、収支残額の6,507万9,000円につきましては、今後の本会計の安定対応に備えるため、予備費に計上することで補正予算を調整したところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目部分についてのみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承をお願いします。

議案第2号を御覧ください。

議案第2号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,839万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,539万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出補正予算。

1、歳入。

6款繰越金6,839万8,000円。

歳入の合計は6,839万8,000円であります。

2、歳出。

8款諸支出金331万9,000円。

9款予備費6,507万9,000円。

歳出合計は6,839万8,000円であります。

以上で、議案第2号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明とします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質

疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第2号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第5 議案第3号

○議長（村上和子君） 日程第5 議案第3号令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました議案第3号令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、令和4年度決算確定に伴う繰越金について所要の補正をするものであります。

2点目は、令和4年度決算確定に伴う広域連合納付金の確定及び一般会計繰出金の額について所要の補正をするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目部分のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承をお願いします。

議案第3号を御覧ください。

議案第3号令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,699万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額の

み申し上げます。

第1表、歳入歳出補正予算。

1、歳入。

4款繰越金73万6,000円。

歳入の合計は73万6,000円であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金12万1,000円。

3款諸支出金61万5,000円。

歳出合計は73万6,000円であります。

以上で、議案第3号令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第3号令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第4号

○議長（村上和子君） 日程第6 議案第4号令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（深山 悟君） ただいま上程いただきました議案第4号令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、歳入につきまして、本特別会計の令和4年度決算確定により繰越額が確定したことから、既決予算10億9,225万7,000円に1億608万5,000円を追加し、総額を11億9,834万2,000円とするものでございます。

2点目は、歳出におきまして、令和4年度一般会

計から繰り入れた介護給付費、地域支援事業費及び職員給与費、事務費の精算により確定した1,259万8,000円を一般会計に繰り出すものであります。

なお、収支の差額につきましては、今後の本特別会計の安定対応に備えるため、予備費に9,348万7,000円を計上するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

なお、議案説明につきまして、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億608万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,834万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表につきまして、款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

8款繰越金1億608万5,000円。

歳入合計1億608万5,000円。

2、歳出。

6款諸支出金1,259万8,000円。

7款予備費9,348万7,000円。

歳出合計1億608万5,000円。

以上、議案第4号令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の御説明といたします。

御審議いただき、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第4号令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第5号

○議長(村上和子君) 日程第7 議案第5号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長(鎌田理恵君) ただいま上程いただきました議案第5号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、令和4年度事業会計の決算に伴う繰越金の補正であります。

2点目は、寄附採納33万円について、一般会計より繰り入れを行うとともに、介護業務用備品購入を図るよう所要の補正を行うものであります。

3点目は、施設内の東8丁目居室内の流し台排水管を高圧洗浄することから所要の補正を行うものであります。

それでは、以下、議案の説明につきまして、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第5号を御覧ください。

議案第5号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)。

令和5年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,025万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款繰入金33万円。

6款繰越金85万2,000円の減。

歳入合計52万2,000円の減。

2、歳出。

1款総務費10万3,000円。

2款サービス事業費33万円。

5款予備費95万5,000円の減。

歳出合計52万2,000円の減。

以上で、議案第5号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ございますか。

4番中瀬実君。

○4番(中瀬 実君) 先ほど説明があった中で、洗面台の高圧洗浄をするということで説明がありましたけれども、この工法そのもので、いわゆる悪臭とか、そういったものがある程度取り除かれるという工事の、例えばこういった工法であれば、ある程度の臭いとか虫とか、そういったものが防げるという勧めがあって、この工法を取って工事をされるのかどうか、まず確認したいと思います。

○議長(村上和子君) ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長(鎌田理恵君) 4番中瀬議員の御質問にお答えします。

今回の高圧洗浄の排水管の修理の関係ですが、こちらにつきましては、居室の排水管の詰まりが主なトラブルの原因でして、それを解消するための方法として、ここの部分に特定して高圧洗浄をかけるものでございます。その結果、通りがよくなったことで臭いだとか、そういうことも結果として期待されるものかと思いますが、主には排水管の詰まりを解消するものを目的として予定しております。

以上です。

○議長(村上和子君) 4番中瀬実君。

○4番(中瀬 実君) それでは、基本的に居室の部分の洗面台の排水が詰まっているから、その部分について高圧洗浄をするということなのでしょうけれども、それ以前に、ほかの部分の洗面所関係の排水関係が十分でないために悪臭とか、例えばハエとか、そういったものが発生しているという状況は、それは別の工事というか、今回はやらないということですね。

○議長（村上和子君） ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（鎌田理恵君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えします。

施設全体の修繕が必要な部分というところにおきましては、現在、全体的な点検を進めておまして、そういう中で評価をしていき、悪臭の解消のみならず、全体的な改修の必要な部分を精査した中で、今後、予算化して対応していきたいと考えております。

○議長（村上和子君） 4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） ラベンダーハイツに入っている方は、無料で入っているわけではないです。お金を出して入っているわけです。環境が悪い中で、利用している方がお金を払うということは、これは非常にサービスとしてはどうなのでしょうかとこの部分だと思うのです。

ですから、対応するのであれば、これは今始まったことでなくて、ある程度、何年か前からそういったことが言われております。確かに予算のかかる部分であります。予算がかかるけれども、臭いは我慢してくれということになるのだとしたら、それは、この施設を運営している以上、問題があると思います。ですから、それは早急にそういった原因を究明して、そして対処していただく。それが必要だと思います。その辺のところを今後対応していただきたいと思っております。

○議長（村上和子君） ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（鎌田理恵君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思っております。

施設内の状況については、逐次状況を把握しながら、現場で働いている職員からも情報を得ながら、必要な箇所、緊急的な箇所については速やかに対応し、生活環境の不具合がないように進めているところでもあります。今、臭いだとか虫だとかというようなところにつきましても、起きたときには速やかに対応して、そこで生活に不具合があるような、生活することに不便があるような状態に今はないと考えておりますが、ただ、何分老朽化もしております。この先どんどんと状況が悪くなって、また明日には臭いが出てくるというような状況もあるかもしれませんので、そういったときには、そのときそのときに必要な措置を施しながら生活に不便のないような、不快な思いをさせることのないように対応していきたいと考えております。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第5号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第6号

○議長（村上和子君） 日程第8 議案第6号令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第6号令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要ですが、本特別会計、令和4年度決算確定により繰越額が確定したことから、既決予算に311万3,000円を繰越金及び繰出金それぞれ追加し、令和5年度会計に繰越し、同額を一般会計へ繰り出すものであり、所要の補正をお願いするものであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議案の説明につきまして、議決項目の部分のみ説明し、予算の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第6号を御覧ください。

令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,118万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額の

み申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰越金311万3,000円の増。

歳入合計311万3,000円の増。

2、歳出。

3款繰出金311万3,000円の増。

歳出合計311万3,000円の増。

以上で、議案第6号令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についての説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第6号令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第7号

○議長（村上和子君） 日程第9 議案第7号令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第7号令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要ですが、本特別会計、令和4年度決算確定により繰越額が確定したことから、既決予算に658万6,000円を繰越金及び繰出金にそれぞれ追加し、令和5年度会計に繰越し、同額を一般会計へ繰り出すものであり、所要の補正をお願いするものであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明に代え

させていただきます。

なお、議案の説明につきまして、議決項目の部分のみ説明し、予算の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第7号を御覧ください。

令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ658万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,907万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款繰越金658万6,000円の増。

歳入合計658万6,000円の増。

2、歳出。

3款繰出金658万6,000円の増。

歳出合計658万6,000円の増。

以上で、議案第7号令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第7号令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第8号

○議長（村上和子君） 日程第10 議案第8号令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（長岡圭一君） ただいま上程いただきました議案第8号令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

看護師奨学金につきまして、この4月に申請があったことから、看護職員等養成奨学金貸付条例に基づきまして、貸付けの決定をさせていただいたところでございます。今年度の貸し付け分、月10万円の12か月分、120万円の増額補正をお願いするものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第8号令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和5年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入120万円。

第1項出資金120万円。

支出。

第1款資本的支出120万円。

第3項奨学資金貸付金120万円。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第8号令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）の御説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質

疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第8号令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第9号

○議長（村上和子君） 日程第11 議案第9号上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました議案第9号上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国でデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カード所持者について、移動端末整備を用いて、コンビニ等の多機能端末機による印鑑証明の交付を受けられるようになったため、必要な改正を行うものです。

改正の内容につきましては、現在、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明を利用者本人の証明書として利用することにより、多機能端末機で印鑑証明書の交付を受けことができます。

今回の法改正で、5月11日から一部の移動端末設備に利用者証明用電子証明書を記録できるようになり、個人番号カード用の利用者証明用電子証明書と移動端末設備用の利用者証明用電子証明がそれぞれ定義づけられたことにより、用語の整理を行うものです。

併せて、上富良野町手数料条例の関係用語の整理も附則で改正いたします。

以下、議案の朗読をし、御説明申し上げます。

議案第9号を御覧ください。

議案第9号上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例。

上富良野町印鑑条例（昭和59年上富良野町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中、「多機能端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機をいう。）」を「多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回路により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）」に改める。

第16条の2を次のように改める。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）

第16条の2、被登録者は、端末機により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体認証業務に関わる法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）により、多機能端末機を利用して印鑑登録証明書の交付を町長に申請し、その交付を受けることができる。

附則。

（施行期日）

1、この条例は、公布の日から施行し、令和5年5月11日から適用する。

（上富良野町手数料条例の一部改正）

2、上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表19の項中「多機能端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）」を「多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）」に改める。

以上、議案第9号上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例につきましての説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第9号について、質疑に入ります。御質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いた

します。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第9号上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第12 議案第10号

○議長（村上和子君） 日程第12 議案第10号上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（長岡圭一君） ただいま上程いただきました議案第10号上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例について、その要旨を御説明させていただきます。

令和6年4月から施行となります改正医療法に基づく医師の働き方改革に伴い、医師の時間外労働の条件規制や健康確保措置に関する基準が設けられる予定です。

当院の時間外診療等に従事している宿日直医師は、呼出し等により対応した回数や1回当たりに要した時間が過少なことから、医師の時間外労働としての適用を除外するため、労働基準監督署へ宿日直許可の申請準備を進めております。

しかしながら、その許可基準に宿日直手当額が医師に支払われる賃金、1人当たり1日平均額の3分の1以上であることが条例となっており、現行の額では適合していないため、当院常勤医師の宿日直手当額の引上げを行う本条の一部を改正するものでございます。

以下、議案を朗読して説明とさせていただきます。

議案第10号上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例。

上富良野町立病院諸手当支給条例（昭和33年上富良野町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「医師、2万円」を「医師、3万円」に改める。

附則。この条例は、令和5年7月1日から施行する。

以上で、議案第10号上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第10号について、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第10号上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第11号

○議長（村上和子君） 日程第13 議案第11号財産の取得について（消防隊員用防火服等）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第11号財産の取得についてにつきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

今回、財産の取得といたしまして、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金の補助を受け、消防隊員用防火服等を取得するものであります。

取得の目的といたしましては、当消防隊員が使用している消防隊員用防火服等は、平成21年2月に整備し、14年が経過し、現在も使用しているところであり、経年劣化していることと併せまして、令和4年3月に消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインが改定され、国が定める基準にそぐわない状況となっているところでございます。

多種多様な火災現場で消火活動を行う消防隊員が、より安全に消火活動を行うために、国が定めるガイドラインに示された防火服等を整備することにより、消火活動における安全性を重視し、熱防護性、快適性、運動性などの機能について向上を図

り、町民の安全と安心に資するため購入を図るものでございます。

購入の内容といたしましては、富良野広域連合上富良野消防署隊員29人分の防火服上下、防火帽、防火靴等一式を購入するもので、なお、規格等につきましては、富良野広域連合で同一の規格を購入するものでございます。

上程いただきました本件、財産の取得につきましては、去る6月7日に指名競争入札を行った結果、株式会社ムラカミが968万6,000円で落札し、消費税を加えまして、今議案の1,065万4,600円の契約金額となったところであります。

それでは、以下、議案を朗読し、提案の説明に代えさせていただきます。

議案第11号を御覧いただきたいと思っております。

議案第11号財産の取得について。

消防隊員用防火服等を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的、消防隊員用防火服等。

2、取得の方法、指名競争入札による。

3、取得金額、1,065万4,600円。

4、取得の相手方、札幌市中央区北3条西17丁目1番36号、株式会社ムラカミ、代表取締役、村上和輝。

5、納期、令和6年2月29日。

以上、議案第11号財産の取得についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案の理由の説明を終わります。

これから、議案第11号について、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第11号財産の取得について（消防

隊員用防火服等)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第12号

○議長(村上和子君) 日程第14 議案第12号財産の取得について(戸籍総合システム)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(山内智晴君) ただいま上程いただきました議案第12号財産の取得についてにつきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現行の戸籍総合システムは、平成30年12月から更新稼働しておりますが、本年11月には5年が経過し、機器の保守も終了することから、今後、予期せぬシステム障害や法改正によるバージョンアップにも対応するため、戸籍総合システムの整備をいたしまして、戸籍関連業務に万全を期そうとするものであります。

本件で取得する戸籍総合システムは、上富良野町への譲渡を前提として、5月24日に北海道市町村備荒資金組合と富士フィルムシステムサービス株式会社において、1,650万円の売買契約に関する仮契約が締結されております。

この財産につきましては、北海道市町村備荒資金組合から上富良野町へ譲渡を受けるため、財産の取得の議決を求めるものであります。

なお、譲渡代金の支払いにつきましては、取得価格に年0.30%の利息をつけまして、本年から令和9年度までの5年間で支払いをするものであります。

また、本年3月の第1回町議会定例会におきまして、債務負担行為の議決をいただいているところでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第12号を御覧ください。

議案第12号財産の取得について。

戸籍総合システムを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的、戸籍総合システム。

2、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合からの譲渡。

3、取得金額、1,650万円。

4、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組

合、組合長職務代理人、副組合長、三井一敏。

5、納期、令和5年12月31日。

以上で、議案第12号財産の取得についての説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案の理由の説明を終わります。

これから、議案第12号について、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第12号財産の取得について(戸籍総合システム)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第13号

○議長(村上和子君) 日程第15 議案第13号財産の取得について(吹上温泉保養センターヒートポンプ熱交換機等)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長(狩野寿志君) ただいま上程いただきました議案第13号財産の取得についてにつきまして、提案の要旨を御説明いたします。

本件は、吹上温泉保養センターヒートポンプにつきまして、平成22年に北海道の補助事業において施工してから12年が経過し、今後の故障等の対応が難しくなることから、今年度部品の更新を行うものです。

今回の更新に当たっては、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業による取得とすることから、本件の議決をいただいた後に、速やかに北海道市町村備荒資金組合と納品業者との間において売買契約締結後、令和5年12月に北海道市町村備荒資金組合から当町に譲渡されるものであります。

納品業者の選定につきましては、5月11日に町内業者4者で行った代行入札において、株式会社アリガプランニングが1,770万円で落札し、契約額は、消費税を加算した本議案の1,947万円と

なっております。

なお、譲渡代金の支払いにつきましては、取得価格に備荒資金組が定める利息をつけまして、本年度から令和9年度までの5か年で支払いをするものであり、令和5年度一般会計予算におきまして、関連予算及び債務負担行為の議決をいただいているところであります。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第13号を御覧ください。

議案第13号財産の取得について。

吹上温泉保養センターヒートポンプ熱交換機等を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的、吹上温泉保養センターヒートポンプ熱交換機等。

2、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合からの譲渡。

3、取得金額、1,947万円。

4、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合、組合長職務代理人、副組合長、三井一敏。

5、納期、令和5年12月31日。

以上で、議案第13号財産の取得についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案の理由の説明を終わります。

これから、議案第13号について、質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第13号財産の取得について（吹上温泉保養センターヒートポンプ熱交換機等）は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第16 議案第14号

○議長（村上和子君） 日程第16 議案第14号 泉町南団地町営住宅5号棟新築工事（建築主体工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第14号泉町南団地町営住宅5号棟新築工事（建築主体工事）請負契約の締結につきまして、提案の要旨を申し上げます。

泉町南団地建て替え事業は、平成26年度に1号棟の建設が始まり、27年度に2号棟、28年度から29年度にかけて3号棟、30年度に4号棟が完成し、本年度におきましては5号棟の入札を執行したところであります。

工事内容につきましては、鉄筋コンクリート造り2階建て、一棟6戸、延べ床面積467.97平方メートルを建築するものであります。

工事は、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事の3工種に分割し、上程いただきました建築主体工事につきましては、事後審査型条件付一般競争入札を行い、特定共同企業体4者の参加があり、去る6月7日に入札を行った結果、高橋・創成特定企業体が1億7,170万円で落札し、消費税を加えて、本日議案の1億8,887万円の契約金額となったところであります。

参考までに、2番札は、サンエイビルド・健名特定共同企業体の1億7,580万円でした。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第14号を御覧ください。

議案第14号泉町南団地町営住宅5号棟新築工事（建築主体工事）請負契約の締結について。

泉町南団地町営住宅5号棟新築工事（建築主体工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、泉町南団地町営住宅5号棟新築工事（建築主体工事）。

2、契約の方法、一般競争入札による。

3、契約の金額、1億8,887万円。

4、契約の相手方、高橋・創成特定共同企業体。代表者、高橋建設株式会社、代表取締役、森井一輝。

5、工期、契約の日から令和6年2月29日。

以上で、議案第14号泉町南団地町営住宅5号棟新築工事（建築主体工事）請負契約の締結についての説明といたします。



いと思います。

以上を申し上げまして、13名の方それぞれ農業委員会委員として資質を十分備えた見識の高い方でございますので、どうぞ御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案とさせていただきます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件は、先例により討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

最初に、議案第15号を採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第15号農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第16号を採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第16号農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第17号を採決いたします。

議案第17号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第17号農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第18号を採決いたします。

議案第18号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第18号農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第19号を採決いたします。

議案第19号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第19号農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第20号を採決いたします。

議案第20号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第20号農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第21号を採決いたします。

議案第21号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第21号農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第22号を採決いたします。

議案第22号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第22号農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第23号を採決いたします。

議案第23号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第23号農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第24号を採決いたします。

議案第24号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第24号農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第25号を採決いたします。

議案第25号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第25号農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第26号を採決いたします。

議案第26号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第26号農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第27号を採決いたします。

議案第27号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第27号農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

### ◎日程第30 議案第28号

○議長(村上和子君) 日程第30 議案第28号専決処分の承認を求めることについて(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(深山 悟君) ただいま上程いただきました議案第28号専決処分の承認を定めることについてにつきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

このたび保健福祉課、会計年度任用職員が運転する公用車で交通事故が発生し、5月29日に示談が成立いたしました。

交通事故発生から3か月余りにわたり相手方に御負担と御迷惑をおかけしたことから、示談後速やかに損害賠償を行ったものでございます。

本件の発生状況につきましては、令和5年2月22日水曜日、午前11時15分頃、保健福祉課、会計年度任用職員が被害者宅の隣の宅の訪問終了後、かみんに帰庁する際に、車両前方の進行方向が排雪により道路幅が狭く、車両が交差できない状況であったため、来た道で帰庁しようと引き返すために、被害者住宅敷地内で方向転換を行ったところ、住宅に衝突し、住宅の基礎、外壁、窓、内壁に損傷を与えたものでございます。

事故の原因につきましては、方向転換時に何度か切り返し、前進しようとした際にシフトレバーがバックであることに気づかずにアクセルを踏んだと

ころ、当然にして車両がバックしたため、慌ててブレーキを踏んだはずが、アクセルと間違えてしまったため住宅に衝突し、損傷を与えたものであります。

この事故の処理に当たりましては、公用車側がシフト操作の確認とアクセル操作を間違えたことが主因でありますことから、過失割合を当方100%で、令和5年5月29日に示談が成立し、住宅損壊でありましたので、265万円を損害賠償することで、同日、5月29日に専決処分を行ったところでございます。

なお、相手方の住宅は不在でありましたので、けが人はなく、職員にもけがはありませんでした。当方、町側の公用車の修理箇所はリアバンパー、リア、リア左タイヤ破損で、修理金額は29万9,970円であり、修理は既に終了しているところでございます。

重ねて申し上げるところでございますが、事故発生が2月の冬期であったために、外壁等を壊すことができず、早急に住宅の修繕工事ができなかつたことから、相手方に3か月余りの御不便をおかけしましたので、示談後速やかに損害賠償を行うため、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行ったものであり、御理解のほど賜りたいと存じます。

職員に対しましては、運転について注意喚起をしたところであり、今後はさらなる再発防止に努めてまいります。このたびの交通事故発生につきましては深くおわび申し上げますところでございます。誠に申し訳ございませんでした。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第28号専決処分の承認を定めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて。

裏面を御覧いただきたいと思ひます。

専決処分書。

交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月29日。

以下、損害賠償の相手方及び和解の内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で、議案第28号専決処分の承認を定めることについての説明といたします。



○6番（中澤良隆君） ただいま上程されました発議案第1号議員派遣について、朗読をもって説明させていただきます。

議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和5年6月14日提出、上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一、上富良野町議会議員、佐藤大輔。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。記。

1、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び先進地調査。

- (1) 目的、議会議員の資質向上に資するため。
- (2) 派遣場所、札幌市、小樽市及び北広島市。
- (3) 期間、令和5年7月3日から7月4日、2日間。
- (4) 派遣議員、全議員。

2、北海道町村議会議長会主催の議会広報研究会。

- (1) 目的、議会広報特別委員の資質向上に資するため。
- (2) 派遣場所、札幌市。
- (3) 期間、令和5年8月17日、1日間。
- (4) 派遣議員、議会広報特別委員。

3、上川町村議会議長会後援の国際交流講演会及講演会。

- (1) 目的、議会議員の資質向上に資するため。
- (2) 派遣場所、鷹栖町。
- (3) 期間、令和5年8月30日、1日間。
- (4) 派遣議員、全議員。

以上で、発議案第1号の説明といたします。よろしく願います。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は

御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第1号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第34 閉会中の継続調査 申し出について

○議長（村上和子君） 日程第34 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

---

### ◎町 長 挨拶

○議長（村上和子君）

ここで、本会議は、現議会議員の最後の定例会でありますので、町長より御挨拶をいただきたいと思っております。

○町長（齊藤 繁君） 議長の許しを得ましたので、一言御挨拶させていただきたいと思っております。

まずは、この任期の間4年間、大変ありがとうございました。4年間ですので、私が職員のときから今の皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございます。

町のため、町民のため、町政に尽くしてくれた皆さんに改めて敬意を表したいと思います。

この4年間、この期は理事者の交代、私のことなのですが、理事者の交代等がありまして、その間、ほかにもコロナですとか映画化、そして物価高騰など非常に大変な4年間だったのではないかと思います。私自身も皆さんに大変御迷惑をおかけしたかもしれません。また、皆さんに助けられた面も多々あると思います。また、理事者として改めてお礼を申し上げたいと思っております。

そして、皆さんのますますの御健勝、御活躍を御祈念申し上げて、御挨拶に代えさせていただきたいと思っております。本当に4年間ありがとうございました。

## ◎議 長 挨拶

○議長（村上和子君） 私のほうからも一言お礼を述べさせていただきます。下へ降ろさせていただきます。

私からも一言お礼を御挨拶をさせていただきます。

この4年間にわたりまして、議長として選出していただき、議員皆様方の御理解と御協力の下、至らない私でございましたが、事務局長、事務局の支えもあり、無事に現議会議員の最後の定例会を終了させていただきましたことに、心から全議員の皆様に対し感謝とお礼を申し上げます。

4年前、私は皆様とこの議場におきまして、町民の皆様にとって私ども議会は身近で開かれた議会を目指し、全員で議会改革に取り組んでまいりたいと申し上げ、御賛同をいただき、新たな時代に向けてのまちづくりに一歩踏み出したことを思い出しているところでございます。

議会改革の道のりは大変厳しく、できたものもありますが、行政のほうでの財政の課題、議会のほうも議会モニター制度等には幾らかの課題も見つかり、次に継続して取り組むべきことと判断した次第でございます。うれしい事案といたしましては、議会日より、議会広報紙が全国・全道で優勝を果たしたことでございます。

現在、子どもセンター建設中であり、今後、病院の改築、「泥流地帯」映画化の問題、防衛計画による駐屯地の削減問題、人口減少による人口1万人を切りました。少子化の問題。加えて、3年にわたる今まで経験のない新型コロナウイルス感染症に見舞われ、本当に大きな社会的な影響を受け、経済的な打撃と町の課題は本当に山積いたしております。

そうした中での8月、改選期を迎えておりますが、議員各位それぞれの思いで、健康に留意され、臨まれ、多くの行政課題に立ち向かっていただきたいものと、御健闘を御祈念申し上げます次第でございます。

この4年間、議長として、温かい御協力を賜りましたこと心から御礼申し上げます。申し遅れましたが、この4年間、町長、三役初め課長、それから主幹、職員の皆様には温かい御指導と御対応いただきましたこと、厚く御礼、感謝申し上げます次第でございます。

今後とも、議会ともいろいろ意見交換等をしながら、よりよいまちづくりに励んでいただきたいものと考えております。改めて職員の皆様にも感謝申し上げます、私の議長としての、本当に4年間にわたる議会代表制としての役割を果たすべき、本当に身の引き締まる思いで、光栄でいっぱいございました。

北海道内で3名しかいないという、女性としての議長をさせていただき、本当に光栄であり、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。この4年間にわたり、長いようで短い4年間でもありました。心から感謝申し上げ、現議員の皆様、最後の定例会に当たりまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

## ◎閉 会 宣 告

○議長（村上和子君） これにて、令和5年上富良野町議会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 4時11分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和5年6月14日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 中瀬 実

署名議員 中澤 良隆